

香川県鳥インフルエンザ防疫マニュアル

令和3年9月

香 川 県

香川県鳥インフルエンザ防疫マニュアル目次

第1章	高病原性鳥インフルエンザ	4
第1	原因	
第2	疫学等	
第3	症状	
第4	検査方法	
第2章	防疫対策の基本方針と組織体制	6
第1	防疫の基本方針	6
第2	ワクチン接種	7
第3	防疫対策本部	7
1	香川県鳥インフルエンザ対策本部の組織体制	10
2	県対策本部における各部局の分掌事務	11
3	県対策本部各班の主な業務	12
4	県対策本部【総括班】の組織体制及び分掌事務	13
5	現地対策本部の組織体制及び分掌事務	15
6	連絡体制	17
第3章	発生前の防疫対策	19
第1	事前の防疫体制	19
第2	「迅速で徹底した防疫措置」を行うための事前準備	24
第4章	発生時の防疫対応	29
第1	異常家きん等の届出から防疫措置終了までのタイムテーブル	29
第2	異常家きん等の届出から簡易検査結果判明までの対応	35
1	家畜保健衛生所（発生地家保）の対応	35
2	病性鑑定室の対応	37
3	畜産課の対応	37
4	非発生地家保の対応	37
第3	簡易検査陽性決定から遺伝子検査結果判明までの対応	38
1	現地対策本部立ち上げまでの発生地家保の対応	38
2	現地対策本部の設営	39
3	現地対策本部における対応	39
4	病性鑑定班の対応	43
5	県対策本部の対応	45

6	市町の対応	49
第4	疑似患畜（遺伝子検査陽性）決定後の対応	51
1	県対策本部の対応	51
2	現地対策本部の対応	56
3	市町の対応	59
第5	発生農場等の防疫措置	61
第5章	詳細マニュアル	
1	移動制限区域の農家への周知	65
2	資材調達	69
3	消毒ポイントの運営	73
4	発生農場における防疫措置	82
5	動員者のサポート	100
6	感染経路究明のための疫学調査	104
7	発生状況確認検査、清浄性確認検査、例外協議	115
8	埋却	118
9	焼却	127
10	農場清掃、消毒	134
11	埋却地の管理	137
12	食鳥処理場での発生時の対応	138
第6章	野鳥等への対応	139
第1	死亡野鳥等への対応	139
第2	野鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合の対応	139
別記1	県民からの死亡野鳥等の問合せに対する対応について	140
第3	家きん以外の鳥類の所有者及び学校等への対応	141
別記2	ガンカモ類等の飛来地一覧	142
第7章	県民の不安解消及び風評被害対策	143
1	情報提供	143
2	相談窓口の設置	143
3	消費者及び鶏卵・鶏肉取引業者等への対応	143

第8章 制限の解除及び防疫対応の終了	
1 制限の解除	143
2 防疫対応の終了	143
様式集	
様式1～15 (8、11、12は削除)	144
参考資料	
感染症法に基づく獣医師の届出	166
農場従事者の方へ	169
鳥インフルエンザ防疫対応の時間経過	170
香川県鳥インフルエンザ対策本部設置要綱	171
香川県鳥インフルエンザ対策連絡会議設置要綱	174
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定 家畜伝染病防疫指針	(別冊)

香川県鳥インフルエンザ防疫マニュアル

制定：平成 16 年 11 月 1 日

最終改正：令和 3 年 9 月 14 日

第 1 章 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは、家きんに対して全身症状など強い病原性を有し、高い(実験的には 75%以上の)致死率を示すなどの国際獣疫事務局(OIE)が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定された A 型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「家きん」という。)の疾病である。

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。)では、高病原性鳥インフルエンザ以外に、H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルス(高病原性鳥インフルエンザと判定されたものを除く)の感染による家きんの疾病を低病原性鳥インフルエンザとして定めており、ともに予防・治療方法はなく防疫措置としては摘発淘汰を基本とする。

第 1 原因

原因は、オルソミクソウイルス科(*Orthomyxoviridae*) A 型インフルエンザウイルスで、血清亜型は HA 蛋白では 18 種、NA 蛋白では 11 種類に分けられる。

第 2 疫学等

感染は家きん等の鳥類において、日齢や季節に関係なく発生する。ウイルスはふん便や呼吸器からの分泌物により排せつされ、経口又は経鼻感染で伝播する。家畜伝染病予防法で規定されている対象動物は鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥である。

第 3 症状

高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した家きん群では突然の死亡率の上昇があり、ほぼ 100%死亡する。感染初期の臨床症状は、元気消失、産卵率低下又は停止、食欲・飲水量の低下、神経症状、下痢等が認められ、病理学的変化としては、肉冠・肉垂のチアノーゼ、出血、壊死や顔面の腫れ、脚の浮腫や皮下出血等があり、甚急性ではこれらの症状を認めないことが多い。

第 4 検査方法

検査方法は、死亡あるいは発症家きんの気管スワブ及びクロアスワブ、血液及

び死亡家きんの臓器を採材して遺伝子検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査、以下「遺伝子検査」という）に加えて、発育鶏卵尿膜腔内接種によるウイルス分離検査、エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応の血清抗体検査を実施し感染の有無を判定する。

第2章 防疫対策の基本方針と組織体制

第1 防疫の基本方針 [国の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(以下「防疫指針」という。)を要約]

- 1 本病の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国へのウイルスの侵入を防止するため、水際における検疫措置を徹底する。
- 3 家きんの所有者は、家きんの伝染性疾患の発生を予防し、そのまん延を防止することに第一義的責任を有しているため、家きんの健康観察と記録、本病が疑われる場合の早期届出の確実な実行、長靴の交換やねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することが重要である。このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての家きんの所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。
 - (1) 国は、都道府県等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う。
 - (2) 県は、家きんの所有者等への情報提供と指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。
 - (3) 市町及び関係団体は、県の行う家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。
- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ること、特に発生農場における迅速な患畜等のと殺、その死体等の処理及び消毒が何よりも重要である。防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までの規定に基づき、国が全部又は一部を負担することとなっている。また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上を含めて予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとしている。このことも踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

- (1) 国は、初動対応等を定めた防疫方針(第6の2の(1)の防疫方針をいう。以下同じ。)の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した県の具体的な防疫措置を関係省庁が協力し、支援する。また、法に基づく予算を迅速かつ確実に手当てする。
- (2) 県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行する。
- (3) 市町及び関係団体は、県の行う具体的な防疫措置に協力する(県が市町又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。)
- 5 なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、専門家の意見を聴きつつ、的確に特定家畜伝染病緊急防疫指針(以下「緊急防疫指針」という。)を策定する。

第2 ワクチン接種 [防疫指針より抜粋]

国は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する(なお、本病については、法上、予防的殺処分は認められていない。)

- 1 埋却を含む防疫措置の進捗状況
- 2 感染の広がり(疫学関連農場数)
- 3 環境要因(周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川等の有無等の地理的状況)

第3 防疫対策本部

香川県鳥インフルエンザ対策本部(以下「県対策本部」という。)

県対策本部は、近隣県で本病が発生し、県内での発生が著しく危惧される場合や、県内に移動制限区域等が含まれる場合、あるいは県内の農場等の病性鑑定時において簡易検査キットを用いた抗原検査(以下「簡易検査」という。)で陽性との連絡があった場合に設置し、設置後速やかに、円滑な防疫活動を行うための情報収集及び防疫措置の準備の検討を行う。

県対策本部を設置したときは、関係市町、関係機関・団体等に県対策本部の設置及び発生の概要等を伝達するとともに、迅速な防疫措置が講じられるよう協力を要請する。なお、県対策本部会議は、防疫状況等を踏まえ必要に応じて開催し、関係市町、

関係機関、関係団体等を参加させることができるものとする。

(1) 目的

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の本県経済に与える影響の甚大さを考慮し、高病原性鳥インフルエンザの防疫、その他の対策に関して関係部局が連携して円滑に実施し、本県養鶏産業の維持・発展及び安全・安心な県民生活の確保を図ることを目的に、県対策本部を設置する。

(2) 組織

県対策本部は、知事を本部長に関係部局の長で構成し、県対策本部の事務を補佐させるため関係課長等で構成する幹事会を設置する。

また、県対策本部を円滑に機能させるとともに、防疫方針の企画立案を行う【総括班】を設置し、さらにその下に所定の班・係を設置する。

香川県鳥インフルエンザ対策本部の組織体制図及び分掌事務、連絡体制等は次ページ以降のとおりとする。

- ・香川県鳥インフルエンザ対策本部の組織体制
- ・県対策本部における各部局の分掌事務
- ・県対策本部各班の主な業務
- ・県対策本部【総括班】の組織体制及び分掌事務
- ・現地対策本部の組織体制及び分掌事務
- ・連絡体制

(3) 設置期間

県対策本部は、本病の発生状況に応じ、次の4段階の防疫対応をとるものとする。なお、知事又は農政水産部長が必要と認める場合は、この限りではない。

レベル1：近隣国で発生があった場合

畜産課と家畜保健衛生所（家保）による防疫措置の強化により対応する。また、その発生の状況により、香川県鳥インフルエンザ対策連絡会議（以下「県対策連絡会議」という。）を開催し、情報の周知及び対策を確認する。

レベル2：近隣県（四国内及び岡山県）以外の国内で発生があった場合

畜産課と家畜保健衛生所による防疫措置の強化により対応する。また、県対策連絡会議を開催し、情報の周知及び対策を確認する。

レベル3：近隣県で発生があった場合（(4)の場合を除く）

畜産課と家畜保健衛生所による防疫措置の強化により対応する。また、県対策連

絡会議を開催し、関係機関との連携・協力の下、侵入防止と清浄性の確認を継続実施する。

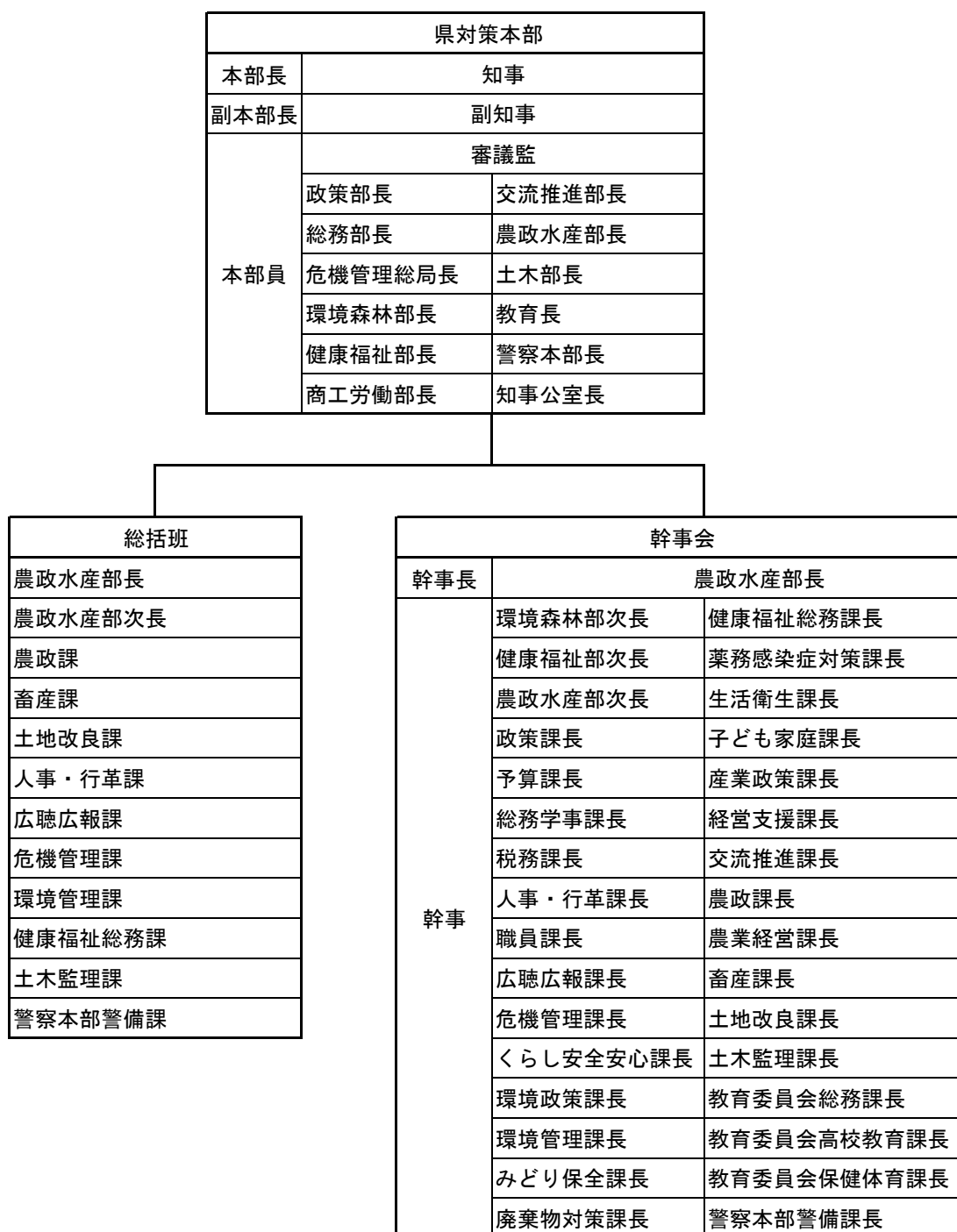
レベル4：県内で発生があった場合及び近隣県の発生により制限区域に本県が含まれる場合

県対策本部会議を開催し、関係部局の連携のもと、迅速な初動防疫対応、人への感染防止、県民への情報提供等の総合的な対策をとることにより、本病の感染の拡大を防止し、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じるものとする。

段 階		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	野 鳥
発生地域		近隣国 (韓国等)	国 内 (レベル3以外)	近隣県 (四国内、岡山県)	県内及び近隣県の発生により 制限区域に本県が含まれる 場合	本 県
会 議	①県対策連絡会議の開催	○	○	○	—	○ PCR検査陽性の場合
	②県対策本部幹事会議の開催	—	—	—	○	—
	③県対策本部会議の開催	—	—	—	○	○ 確定検査陽性の場合
防 疫 対 策	①FAX等による情報提供 異常家さんの早期通報の 徹底の指導 消毒の徹底等の指導	○	○	○	○	○
	②電話等による家さん の異常確認	—	○	○	○ 制限区域内は毎日 の報告確認	○
	③立入検査による家さん の異常確認 (防疫指針第12の2*)	—	—	—	○	半径3Km以内の農場
	④消毒薬の配布	—	○ (備蓄で対応)	○	○	○ 確定検査陽性の場合
	⑤制限区域の設定	—	—	—	○	確認場所の 通行制限・遮断
	⑥消毒ポイントの設置	—	—	—	○	確認場所の消毒
	⑦畜産関係イベントへの指導	防疫対策の 徹底指導	防疫対策の 徹底指導	開催自粛要請	開催自粛要請 制限区域内は 開催停止	開催自粛要請

*①高病原性鳥インフルエンザの場合、移動制限区域内の農場、②低病原性鳥インフルエンザの場合、制限区域内の農場

1 香川県鳥インフルエンザ対策本部の組織体制



2 県対策本部における各部署の分掌事務

組織部名 (対策本部構成員等)	担当課名	分掌事務
政策部 (政策部長)	政策課 予算課	政策部内の連絡調整に関すること 防疫対策に係る政策・予算に関すること
総務部 (総務部長)	総務学事課	総務部内の連絡調整に関すること 公用車の確保に関すること 私立学校の幼児生徒の指導に関すること
	税務課 (県税事務所)	県税の納税に関すること
	人事・行革課	要員の確保に関すること
	職員課 (健康管理室)	職員の健康相談に関すること
知事公室 (知事公室長)	広聴広報課	広聴、広報活動及び報道機関に関すること
危機管理総局 (危機管理総局長)	危機管理課 くらし安全安心課	危機管理総局内の連絡調整に関すること 危機管理に関すること 消費者相談に関すること
環境森林部 (環境森林部長)	環境政策課	環境森林部内の連絡調整に関すること
	環境管理課	飲用水、水環境の保全に関すること
	みどり保全課	死亡野鳥の検査、調査、病傷野鳥の保護等に関すること
	廃棄物対策課	廃棄物の処理に関すること
健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉総務課 (保健福祉事務所)	健康福祉部内の連絡調整に関すること 県民の健康の保持及び増進に関すること
	薬務感染症対策課	人の感染症対策に関すること
	生活衛生課	食の安全、動物愛護に関すること
子ども政策推進局 (子ども政策推進局長)	子ども家庭課	保育所等の児童の指導に関すること
商工労働部 (商工労働部長)	産業政策課	商工労働部内の連絡調整に関すること
	経営支援課	関連事業者の経営安定に関すること
交流推進部 (交流推進部長)	交流推進課	交流推進部内の連絡調整に関すること
農政水産部 (農政水産部長)	農政課	対策本部の企画調整に関すること 農政水産部内の連絡調整に関すること
	農業経営課 (普及センター)	畜産農家の経営安定等に関すること
	畜産課 (家畜保健衛生所)	家畜防疫及び関連対策に関すること
	土地改良課 (土地改良事務所)	埋却時の土木関係に関すること
土木部 (土木部長)	土木監理課 (土木事務所)	土木部内の連絡調整に関すること 消毒ポイントの設置と初期対応に関すること
教育委員会 (教育長)	教育委員会総務課 高校教育課 保健体育課	公立学校（園）の児童生徒等の指導に関すること
警察本部 (本部長)	警備課	立入制限、通行遮断、消毒ポイントの支援に関すること 犯罪の捜査、治安に関すること

*各部の主管課は、要員確保と幹事課の所管事務を補完する

3 県対策本部各班の主な業務

班名	幹事課名	主な業務	
健康対策班	健康福祉総務課 (保健福祉事務所)	県民からの健康相談、問合せへの対応等 防疫作業従事者等の健康調査、着脱指導	
	薬務感染症対策課	養鶏場従事者、防疫作業従事者等の疫学調査 人の健康に関する相談窓口	
埋却支援班	土地改良課 (土地改良事務所)	埋却時の土木工事の指導助言、要員調整	
消毒ポイント班	土木監理課 (土木事務所)	消毒ポイントの設置と初動期の消毒作業の実施	
自衛隊連携班	危機管理課	自衛隊の派遣要請等	
公安班	警察本部警備課	立入制限、通行遮断、消毒ポイントの支援 犯罪の捜査、治安に関すること	
廃棄物処理班	廃棄物対策課	廃棄となる鶏の死体等を処分する一般廃棄物処理施設の 確保、連絡調整等	
水質検査班	環境管理課	埋却場所周辺等の公共用水域及び飲用井戸の水質検査	
野鳥調査班	みどり保全課	死亡野鳥等の検査、調査、病傷野鳥の保護 野鳥に関する相談窓口 (HP) 等	
県民生活班	くらし安全安心課	消費者からの相談、問合せへの対応等 消費者に対する情報発信の対応等 (鳥インフルエンザに 関する情報提供等 (風評被害を含む))	
食の安全班	生活衛生課	ペットの病気に関する相談窓口 (HP) 食品に関する相談窓口 (HP)	
経営対策班	経営支援課	関連事業者の経営、融資に関する相談窓口 (HP) 中小企業制度融資による支援等	
	農業経営課 (普及センター)	畜産農家の経営に関する相談窓口 (HP) 畜産農家の経営に対する資金等による支援	
学校 対策 班	公立 教育委員会総務課 高校教育課 保健体育課	各公立学校 (園) への情報提供及び情報収集 児童生徒等及び保護者の不安解消のための説明、指導 農業高校への対応	
	私立	総務学事課	各私立学校への情報提供及び情報収集 幼児生徒及び保護者の不安解消のための説明、指導
	保育所	子ども家庭課	各保育所等への情報提供及び情報収集 児童及び保護者の不安解消のための説明、指導
税務班	税務課 (県税事務所)	県税の納税に関すること	

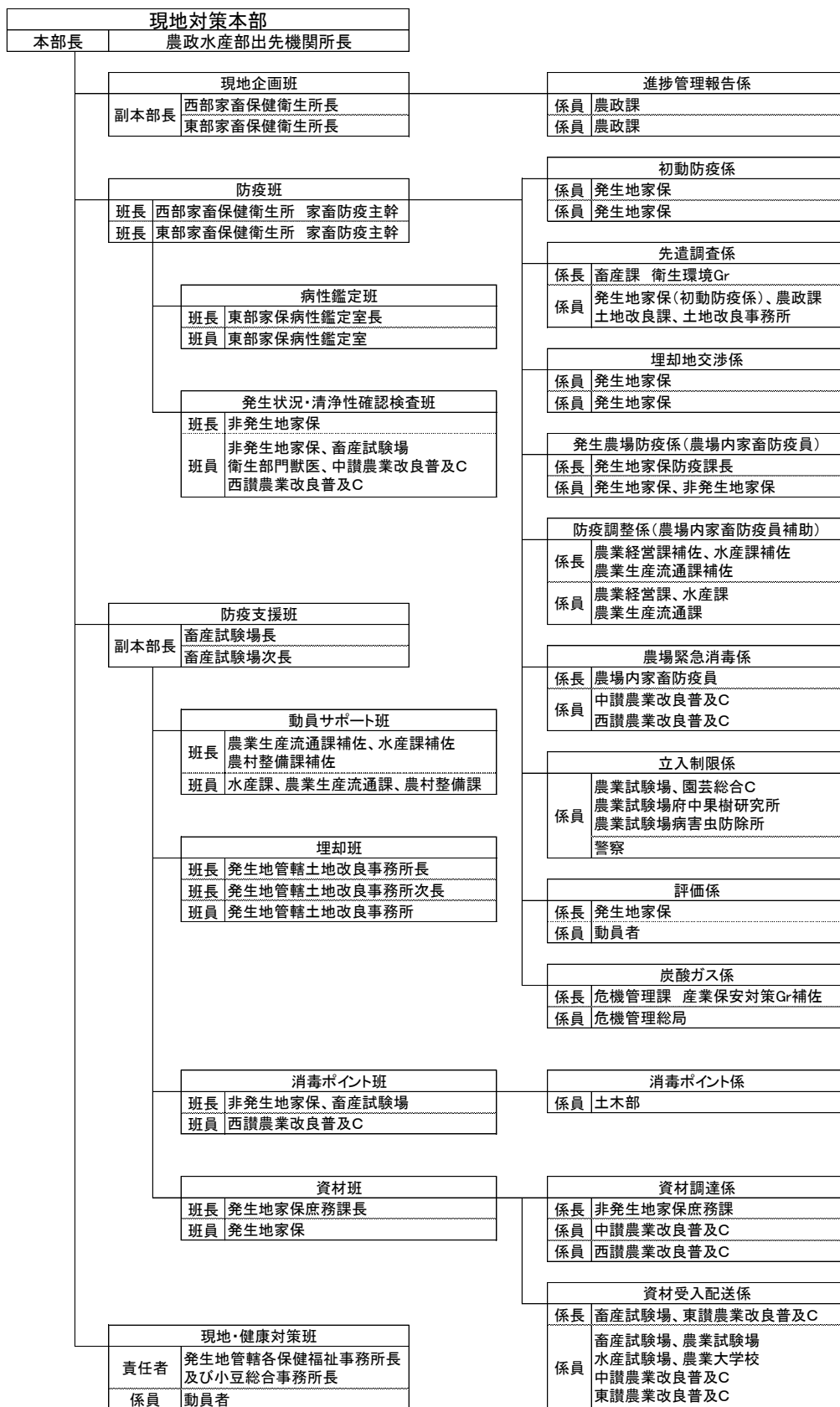
4 県対策本部【総括班】の組織体制

県対策本部総括班											
<table border="1"> <tr><th colspan="2">総務班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>農政課長</td></tr> <tr><td>副班長</td><td>農政水産部政策主幹</td></tr> <tr><td>副班長</td><td>畜産課副課長</td></tr> <tr><td>副班長</td><td>水産課副課長</td></tr> </table>		総務班		班長	農政課長	副班長	農政水産部政策主幹	副班長	畜産課副課長	副班長	水産課副課長
総務班											
班長	農政課長										
副班長	農政水産部政策主幹										
副班長	畜産課副課長										
副班長	水産課副課長										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">連絡調整・庶務係</th></tr> <tr><td>係長</td><td>農政課 総務Gr補佐</td></tr> <tr><td>係長</td><td>農政課 農地調整Gr補佐</td></tr> <tr><td>係員</td><td>農政課</td></tr> </table>		連絡調整・庶務係		係長	農政課 総務Gr補佐	係長	農政課 農地調整Gr補佐	係員	農政課		
連絡調整・庶務係											
係長	農政課 総務Gr補佐										
係長	農政課 農地調整Gr補佐										
係員	農政課										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">報道・取材対応班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>広聴広報課長</td></tr> <tr><td>班員</td><td>広聴広報課 総務・報道Gr</td></tr> </table>		報道・取材対応班		班長	広聴広報課長	班員	広聴広報課 総務・報道Gr				
報道・取材対応班											
班長	広聴広報課長										
班員	広聴広報課 総務・報道Gr										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">報道・取材対応係</th></tr> <tr><td>係長</td><td>農政課 企画Gr補佐</td></tr> <tr><td>係員</td><td>畜産課 生産流通Gr</td></tr> </table>		報道・取材対応係		係長	農政課 企画Gr補佐	係員	畜産課 生産流通Gr				
報道・取材対応係											
係長	農政課 企画Gr補佐										
係員	畜産課 生産流通Gr										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">現地对策本部調整・進捗管理班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>畜産課 生産流通Gr補佐</td></tr> <tr><td>班長</td><td>畜産課 衛生環境Gr</td></tr> </table>		現地对策本部調整・進捗管理班		班長	畜産課 生産流通Gr補佐	班長	畜産課 衛生環境Gr				
現地对策本部調整・進捗管理班											
班長	畜産課 生産流通Gr補佐										
班長	畜産課 衛生環境Gr										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">防疫対策班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>畜産課長</td></tr> <tr><td>班長</td><td>畜産課家畜防疫主幹</td></tr> </table>		防疫対策班		班長	畜産課長	班長	畜産課家畜防疫主幹				
防疫対策班											
班長	畜産課長										
班長	畜産課家畜防疫主幹										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">防疫係</th></tr> <tr><td>係長</td><td>畜産課 衛生環境Gr補佐</td></tr> <tr><td>係員</td><td>畜産課 衛生環境Gr</td></tr> </table>		防疫係		係長	畜産課 衛生環境Gr補佐	係員	畜産課 衛生環境Gr				
防疫係											
係長	畜産課 衛生環境Gr補佐										
係員	畜産課 衛生環境Gr										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">自衛隊連携班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>危機管理課長</td></tr> <tr><td>班長</td><td>危機管理課 副課長</td></tr> <tr><td>班員</td><td>危機管理課 危機管理Gr</td></tr> </table>		自衛隊連携班		班長	危機管理課長	班長	危機管理課 副課長	班員	危機管理課 危機管理Gr		
自衛隊連携班											
班長	危機管理課長										
班長	危機管理課 副課長										
班員	危機管理課 危機管理Gr										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">例外協議運用係</th></tr> <tr><td>係長</td><td>畜産課 衛生環境Gr</td></tr> <tr><td>係員</td><td>畜産課 総務・経営Gr</td></tr> <tr><td>係員</td><td>畜産課 総務・経営Gr</td></tr> </table>		例外協議運用係		係長	畜産課 衛生環境Gr	係員	畜産課 総務・経営Gr	係員	畜産課 総務・経営Gr		
例外協議運用係											
係長	畜産課 衛生環境Gr										
係員	畜産課 総務・経営Gr										
係員	畜産課 総務・経営Gr										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">産廃協会連携班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>農政課 農振地籍Gr補佐</td></tr> <tr><td>班長</td><td>農政課</td></tr> </table>		産廃協会連携班		班長	農政課 農振地籍Gr補佐	班長	農政課				
産廃協会連携班											
班長	農政課 農振地籍Gr補佐										
班長	農政課										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">疫学究明係</th></tr> <tr><td>係員</td><td>畜産課 衛生環境Gr</td></tr> </table>		疫学究明係		係員	畜産課 衛生環境Gr						
疫学究明係											
係員	畜産課 衛生環境Gr										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">産廃協会連携班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>農政課 組合検査指導室長補佐</td></tr> <tr><td>班長</td><td>農政課</td></tr> <tr><td>班員</td><td>農政課</td></tr> </table>		産廃協会連携班		班長	農政課 組合検査指導室長補佐	班長	農政課	班員	農政課		
産廃協会連携班											
班長	農政課 組合検査指導室長補佐										
班長	農政課										
班員	農政課										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">移動制限・消毒ポイント係</th></tr> <tr><td>係員</td><td>畜産課 衛生環境Gr</td></tr> <tr><td>係員</td><td>畜産課 生産流通Gr</td></tr> </table>		移動制限・消毒ポイント係		係員	畜産課 衛生環境Gr	係員	畜産課 生産流通Gr				
移動制限・消毒ポイント係											
係員	畜産課 衛生環境Gr										
係員	畜産課 生産流通Gr										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">産産団体等調整係</th></tr> <tr><td>係員</td><td>畜産課 生産流通Gr</td></tr> <tr><td>係員</td><td>畜産課 生産流通Gr</td></tr> </table>		産産団体等調整係		係員	畜産課 生産流通Gr	係員	畜産課 生産流通Gr				
産産団体等調整係											
係員	畜産課 生産流通Gr										
係員	畜産課 生産流通Gr										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">動員班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>人事・行革課長</td></tr> <tr><td>班長</td><td>人事・行革課 人事Gr補佐</td></tr> <tr><td>班員</td><td>人事・行革課 人事Gr</td></tr> </table>		動員班		班長	人事・行革課長	班長	人事・行革課 人事Gr補佐	班員	人事・行革課 人事Gr		
動員班											
班長	人事・行革課長										
班長	人事・行革課 人事Gr補佐										
班員	人事・行革課 人事Gr										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">バス班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>農政課 組合検査指導室長補佐</td></tr> <tr><td>班長</td><td>農政課</td></tr> <tr><td>班員</td><td>農政課</td></tr> </table>		バス班		班長	農政課 組合検査指導室長補佐	班長	農政課	班員	農政課		
バス班											
班長	農政課 組合検査指導室長補佐										
班長	農政課										
班員	農政課										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">埋却支援班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>土地改良課長</td></tr> <tr><td>班長</td><td>土地改良課副課長</td></tr> <tr><td>班員</td><td>土地改良課計画・調査指導Gr</td></tr> </table>		埋却支援班		班長	土地改良課長	班長	土地改良課副課長	班員	土地改良課計画・調査指導Gr		
埋却支援班											
班長	土地改良課長										
班長	土地改良課副課長										
班員	土地改良課計画・調査指導Gr										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">会計班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>畜産課 総務・経営Gr</td></tr> <tr><td>班長</td><td>畜産課 生産流通Gr</td></tr> <tr><td>班員</td><td>畜産課 総務・経営Gr</td></tr> </table>		会計班		班長	畜産課 総務・経営Gr	班長	畜産課 生産流通Gr	班員	畜産課 総務・経営Gr		
会計班											
班長	畜産課 総務・経営Gr										
班長	畜産課 生産流通Gr										
班員	畜産課 総務・経営Gr										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">消毒ポイント班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>土木監理課長</td></tr> <tr><td>班長</td><td>土木監理課 総務Gr補佐</td></tr> </table>		消毒ポイント班		班長	土木監理課長	班長	土木監理課 総務Gr補佐				
消毒ポイント班											
班長	土木監理課長										
班長	土木監理課 総務Gr補佐										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">健康対策班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>健康福祉総務課長</td></tr> <tr><td>班長</td><td>健康福祉総務課 地域保健Gr補佐</td></tr> <tr><td>班員</td><td>健康福祉総務課 地域保健Gr</td></tr> </table>		健康対策班		班長	健康福祉総務課長	班長	健康福祉総務課 地域保健Gr補佐	班員	健康福祉総務課 地域保健Gr		
健康対策班											
班長	健康福祉総務課長										
班長	健康福祉総務課 地域保健Gr補佐										
班員	健康福祉総務課 地域保健Gr										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">公安班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>警察本部 警備課長</td></tr> <tr><td>班員</td><td>警察本部 警備課</td></tr> </table>		公安班		班長	警察本部 警備課長	班員	警察本部 警備課				
公安班											
班長	警察本部 警備課長										
班員	警察本部 警備課										
<table border="1"> <tr><th colspan="2">水質検査班</th></tr> <tr><td>班長</td><td>環境管理課長</td></tr> <tr><td>班員</td><td>環境管理課 土壌・水環境Gr</td></tr> </table>		水質検査班		班長	環境管理課長	班員	環境管理課 土壌・水環境Gr				
水質検査班											
班長	環境管理課長										
班員	環境管理課 土壌・水環境Gr										

県対策本部【総括班】の分掌事務

班・係名	所掌事務	担当課	ページ
総務班	県対策本部の全体管理	農政課長 農政水産部政策主幹 畜産課副課長 水産課副課長	P48～P49、 P52、P73
連絡調整・庶務係	県対策本部会議の調整・進行、各部局との連絡調整 部局別動員要請数の算定及び動員班との連絡調整 市町畜産主務課(発生地を除く)、中国四国農政局、 四国地方整備局への連絡	農政課総務Gr補佐 農政課農地調整Gr補佐 農政課	P48
報道・取材対応班	マスコミ対応、取材対応	広聴広報課長 広聴広報課総務報道Gr補佐	P52
報道・取材対応係	マスコミ提供のための情報収集・資料作成、 畜産課ホームページ管理	農政課企画Gr補佐 畜産課生産流通Gr	P53
現地对策本部調整・進捗管理班	現地对策本部からの情報収集・連絡調整、 防疫措置の進捗管理	畜産課生産流通Gr補佐 畜産課衛生環境Gr	P53
防疫対策班	防疫作業の総合調整、現地对策本部防疫班との連絡調整	畜産課長 畜産課家畜防疫主幹	P45～P47、 P51、P143
防疫係	防疫方針等の国(農水省動物衛生課)との連絡調整	畜産課衛生環境Gr補佐 畜産課衛生環境Gr	
例外協議運用係	国との例外協議 移動制限区域の農家への周知	畜産課衛生環境Gr 畜産課総務・経営Gr	P65～P68
疫学究明係	疫学関連農場の調査	畜産課衛生環境Gr	P45
移動制限・消毒ポイント係	移動制限区域の設定、消毒ポイントの選定	畜産課衛生環境Gr 畜産課生産流通Gr	P45、P73
畜産団体等調整係	関係団体との連絡調整、関係団体職員の動員調整 農家への情報提供	畜産課生産流通Gr	P25、P43、 P69
自衛隊連携班	自衛隊派遣要請、自衛隊リエゾンとの連絡調整	危機管理課	P48、P53
産廃協会連携班	香川県産業廃棄物協会への要請及び派遣人員・機材等の 連絡調整	農政課農振・地籍Gr補佐 農政課	P53、P97
動員班	県職員の動員調整(各部局への動員依頼) 要員に係る職員手当、旅費等に係る周知	人事・行革課	P48、P53
バス班	動員輸送用バスの調達、運行管理	農政課組合検査指導室長補佐 農政課	P53
埋却支援班	現地对策本部埋却班の要員調整	土地改良課	P54
会計班	業務委託等の契約事務	畜産課総務・経営Gr 畜産課生産流通Gr	P54
消毒ポイント班	土木部内における消毒ポイント要員の調整	土木監理課	P54
健康対策班	保健福祉事務所との連絡調整 専門職(医師等)の動員調整 健康対策班要員の動員調整等	健康福祉総務課	P49、P54、 P143
公安班	立入制限、通行遮断、消毒ポイントの支援	警察本部警備課	P55、P84
水質検査班	発生農場・埋却場所周辺の公共用水域及び飲用井戸の水 質検査	環境管理課土壌・水環境Gr	P55、P137

5 現地对策本部の組織体制

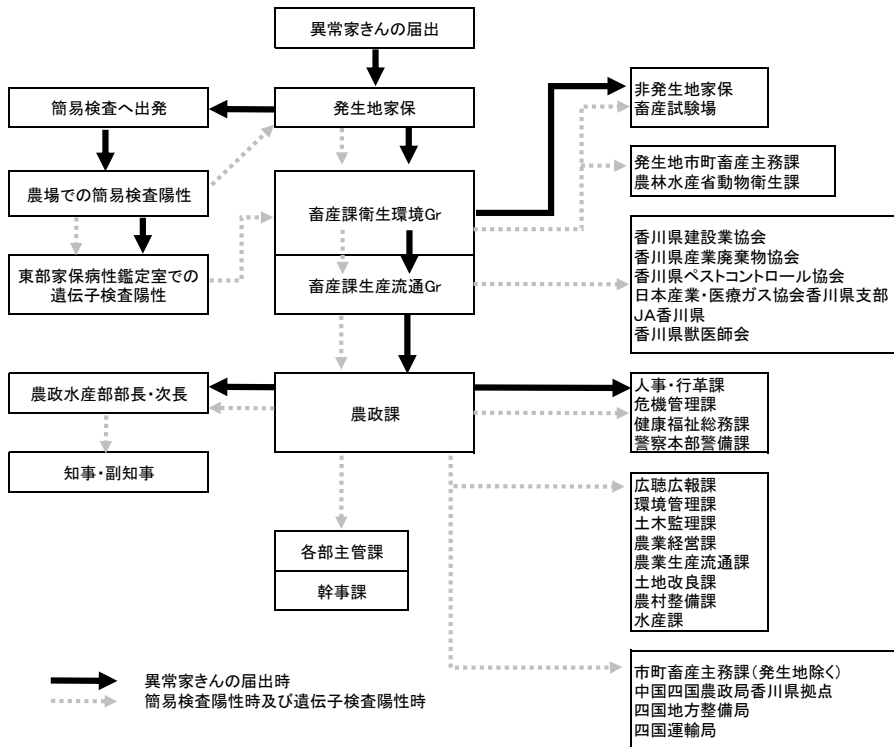


現地対策本部の分掌事務

班・係名	所掌事務	活動場所	担当課	ページ
現地対策本部長	現地対策本部の総括	現地対策本部	農政水産部出先機関の長	-
現地企画班	現地における防疫方針の立案、防疫作業の進捗管理	現地対策本部	東西家保所長	P56、P61、P84
進捗管理報告係	農場・埋却地との進捗管理連絡、県対策本部への定期報告	現地対策本部	農政課	P56
防疫班	防疫作業の総括及び具体的な指示	現地対策本部	東西家保家畜防疫主幹	P56
初動防疫係	異常家さん発生時の簡易検査、病性鑑定材料の採材 疫学関連農場の聞き取り調査、防疫施設の設置確認	発生農場	発生地家保	P36、P38、 P39～P41、 P82～P89、 P138
先遣調査係	発生農場の防疫措置に必要な農場内及び農場周辺の事前調査 埋却候補地の事前調査 先遣調査に基づく防疫作業工程表の作成	発生農場	畜産課 発生地家保 農政課 土地改良課 土地改良事務所	P41、 P82～P83
埋却地交渉係	埋却地の選定、地権者との交渉、周辺住民等への説明 埋却地における防疫措置の指揮監督	埋却地	発生地家保	P41、 P118～P126 P137
発生農場防疫係 (農場内家畜防疫員)	防疫計画に基づく防疫措置の指揮監督 防疫調整係への作業指示	発生農場	発生地家保 非発生地家保	P39、P41、 P87～P99、 P104～P114 P134～P136
防疫調整係 (農場内家畜防疫員補助)	防疫作業従事者への作業指示 現地企画班・進捗管理報告係へ防疫作業の進捗報告 農場内での資材管理、農場退出時の動員者の消毒	発生農場	農業経営課 農業生産流通課 水産課	P61、 P92～P99、 P134～P136
農場緊急消毒係	殺処分開始までの発生農場緊急消毒の実施 防疫資材の農場内への受入及び鶏舎周辺への配置	発生農場	西讃農業改良普及C 中讃農業改良普及C	P41、P69 P87～P89
立入制限係	発生農場への通行制限、通行遮断	発生農場周辺	農業試験場 園芸総合C 府中果樹研究所 病害虫防除所 警察	P42、P61、 P84～P85
評価係	処分家さん・汚染物品の評価 報道提供用の写真・動画撮影	発生農場	発生地家保	P62、 P90～P99
炭酸ガス係	炭酸ガスボンベの管理(ガスボンベの受入・使用済みボンベの引き渡し) 防疫作業従事者へのガスボンベ運搬指示	発生農場	危機管理課 くらし安全安心課	P92～P96
病性鑑定班	病性鑑定	東部家保	東部家保病性鑑定室	P43～P44
発生状況・ 清浄性確認検査班	発生状況検査、家さん卵・ひな出荷監視検査、GPセンター再開のための確認、清浄性確認検査 疫学関連農場等の立入検査 制限区域内農場における死亡鶏の報告徴求	周辺農場	非発生地家保 畜産試験場 衛生部門獣医師	P42、 P58～P59 P115～P117 P139～P143
	上記検査のため家畜防疫員を各農場まで送迎(公用車の運転)	周辺農場	西讃農業改良普及C(畜産担当) 中讃農業改良普及C(畜産担当)	P115～P117
防疫支援班	防疫支援各班の総括	現地対策本部	畜産試験場長 畜産試験場次長	P45
動員サポート班	動員者の受付、動員者への作業内容の説明、動員者の作業割振 動員者輸送バスの運行管理、動員者の誘導(農場⇄受付会場)	動員者受付会場	農業生産流通課 農村整備課 水産課	P57、 P100～P103
埋却班	埋却溝の面積算定及び掘削、殺処分家さん・汚染物品の埋却 埋却地における着脱衣テントの設置及び運営 汚染物品運搬車両の消毒(埋却地が農場外の場合) 現地企画班・進捗管理報告係へ埋却作業の進捗報告	埋却地	土地改良事務所	P49、P57 P118～P126
消毒ポイント班	消毒ポイント用資材(消毒液・発電機燃料等)の補充	現地対策本部	畜産試験場 非発生地家保 西讃農業改良普及C	P42、P57 P73～P81
消毒ポイント係	消毒ポイントの設置及び運営	消毒ポイント	土木部	P73～P81
資材班	防疫資材の調達・運搬・在庫管理の総括	現地対策本部	発生地家保庶務課長 発生地家保	P42～P43、 P57、P69～P72
資材調達係	防疫資材の発注、納品確認、支払事務	現地対策本部	発生地家保庶務課 非発生地家保庶務課 西讃農業改良普及C 中讃農業改良普及C	P42、P57、 P69～P72
資材受入配送係	防疫資材の受入、納品確認、在庫管理、配送指示	現地対策本部	畜産試験場 中讃農業改良普及C 東讃農業改良普及C	P43、P57、 P69～P72
	防疫資材の農場等への配送、在庫管理	家保備蓄倉庫 発生農場 現地対策本部	畜産試験場 農業試験場 農業大学校 水産試験場	
	発生直後における資材の配送(家保備蓄倉庫からの搬出)	家保備蓄倉庫 発生農場 現地対策本部	農業試験場 東讃農業改良普及C	
現地・健康対策班	防疫作業従事者の健康調査、防護服着脱指導等	健康調査会場	健康福祉総務課 保健福祉事務所	P43

6 連絡体制

異常家さんの届出時及び簡易検査陽性確定時の連絡体制

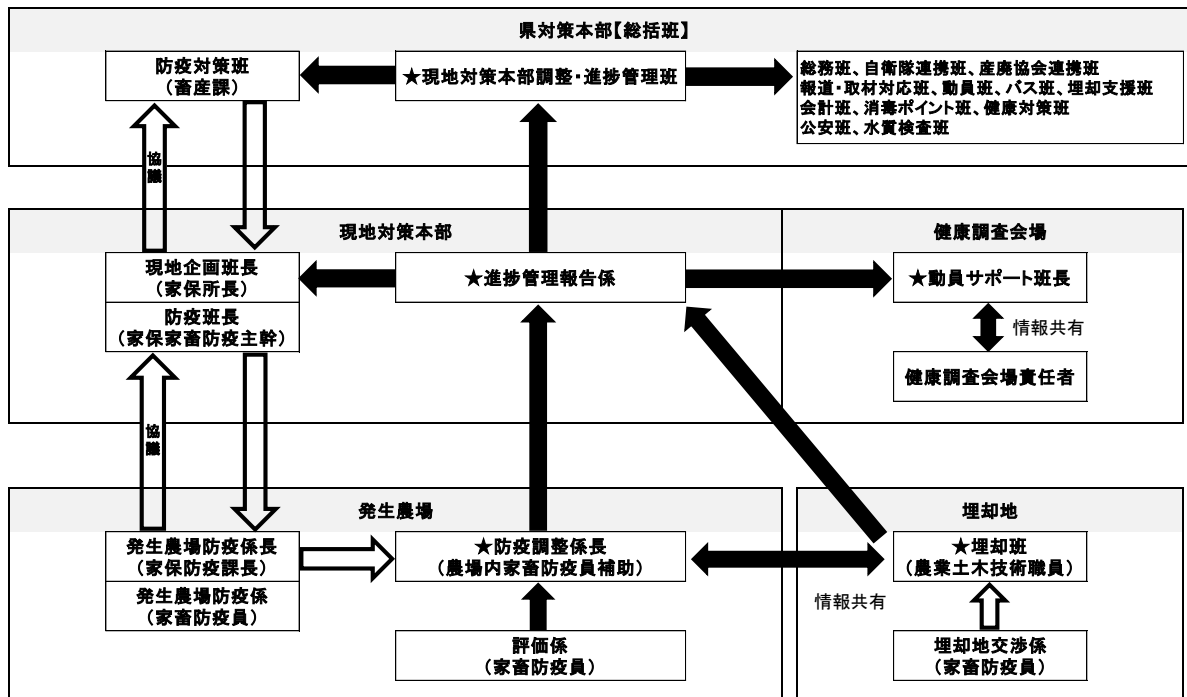


異常家さんの届出から殺処分開始までの主要な動き

各課が業務を開始するタイミング

異常家さんの届出から殺処分開始までの主要な動き		各課が業務を開始するタイミング
10:00	異常家さんの届出	人事・行革課、危機管理課、健康福祉総務課、警察本部警備課へ第1報 非発生地家保、畜産試験場へ第1報
14:00	簡易検査結果の判明(陽性) 幹事課及び農政水産部内各課へ簡易検査陽性の連絡 発生市町、農水省動物衛生課、関係機関へ簡易検査陽性の連絡 知事・副知事へ簡易検査陽性の連絡	部局別動員要請数の提出(農政課→人事・行革課) バス会社へ事前連絡(農政課) 自衛隊リエゾン派遣要請の検討(危機管理課) 農場の先遣調査へ出発(畜産課、農政課、土地改良課、土地改良事務所)
17:00	健康調査会場及び自家用車参集場所の決定	健康調査会場の設営作業開始(健康福祉総務課) 現地対策本部の設営作業開始(農政水産部現地対策本部要員)
18:00	農場の先遣調査から帰庁	初動動員名簿の整理(人事・行革課)
19:00	農場先遣調査に基づく防疫作業工程表の作成	
20:00	事務局会議の開催(発生農場の概要及び防疫作業工程表の共有) 立入制限箇所、消毒ポイント設置場所、埋却地の決定及び共有	
22:00		立入制限措置開始 (農業試験場、園芸総合C、府中果樹研究所、病害虫防除所)
6:00	国から遺伝子検査陽性判定の受理(疑似患者確定)	
7:00	プレスリリース(疑似患者確定)	
8:00		消毒ポイント設営作業開始(土木部)
8:30	対策本部会議の開催	記者レクチャー対応(広聴広報課、畜産課)
9:00	殺処分開始	消毒ポイント稼働開始(土木部)、立入制限措置開始(警察) 自衛隊へ災害派遣要請(危機管理課)

防疫作業中の情報伝達系統



- ➡ 進捗報告系統
- ⇨ 指示系統
- ★ 各拠点における連絡員
- ... 定期報告(1時間毎の作業進捗状況)
- ... 防疫作業方針等を指示、必要があれば協議
- ... 情報伝達の担当者

第3章 発生前の防疫対策

(「水際対策」、「家きんの所有者や関係者の防疫対策」、「早期発見・早期通報」)

第1 事前の防疫体制

1 県の対応

高病原性鳥インフルエンザは、現在、近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。

このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者と行政(国、県及び市町)及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。県は、一般県民を含めて、水際対策に対する理解と協力、高病原性鳥インフルエンザの発生防止に関する知識の普及・啓発、さらに、農場における「飼養衛生管理基準」の遵守指導を行い、高病原性鳥インフルエンザの発生防止に努めるものとする。

(1) 海外及び国内での発生情報の伝達

海外及び国内における高病原性鳥インフルエンザの発生情報については、農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)から発出された文書を、畜産課から、各市町、関係団体等へFAX等により迅速に伝達するとともに、家畜保健衛生所から県内の農家等に対して、国内外における高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザを含む)の発生情報の発信を行う。

(2) 農家指導、研修会の開催

家きんの所有者の飼養衛生管理基準の遵守状況について、家保は、原則年1回以上農家巡回を行い、その把握に努める。なお、管理基準が遵守されていない農場については、指導、勧告、命令等を前提とした家保の立入指導を行う。

また、高病原性鳥インフルエンザなど海外悪性伝染病に関する研修会を、全ての家きんの所有者を対象に定期的実施する。

(3) 野鳥対策

みどり保全課では、野鳥の生息状況や飛来状況の把握、定期的な糞便調査等を行い、的確な情報を迅速に提供することにより、農場での防疫体制の強化と併せて発生防止の相乗効果を期すこととしている。

(4) 早期発見・早期通報体制

県は家きんの所有者に対して、日頃から高病原性鳥インフルエンザの特性や侵入の危険性について周知するとともに、毎日、家きんの健康状態を観察し、早期発見に努めるよう指導する。

また、家畜伝染病予防法第13条の2に規定する農林水産大臣が指定する症状若し

くは高病原性鳥インフルエンザを疑う症状を認めた場合は、速やかに最寄りの家保に通報するよう指導する。

(5) 関係機関・団体等との連携

発生及びまん延防止対策を迅速かつ適確に行うため、国、県庁各部署、警察本部、市町、県獣医師会、養鶏団体等の関係機関・団体は、日頃から情報の共有に努めるとともに、発生時の防疫措置の内容や実施時期、役割分担等を確認する。また、県は発生防止及び発生時において、全面的な支援体制を構築するため、関係団体・業界等と協力が得られるよう日頃から連携を推進する。

2 市町の対応

市町は、発生防止のため県が行う水際対策や家きんの所有者への情報伝達、研修会の開催について、県と一体となって取り組む。

3 家きんの所有者の対応

家きんの所有者は高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入を防止するため、「飼養衛生管理基準」に基づき、農場出入口での消毒を徹底するとともに、平時での農場に出入りのあった人、物品等に関する記録の保管、農林水産省や県のホームページ等による発生情報の収集など、日頃から危機意識を持って衛生管理に努める。

飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法施行規則第21条において規定)の主な内容を以下に示す。

(1) 衛生管理区域の設定

農場を徹底した衛生管理が必要な衛生管理区域とそれ以外の区域に区分し、両区域の境界が分かるようにすること。

(2) 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止

① 衛生管理区域への必要のない者の立入の制限

衛生管理区域の出入口付近及び飼養管理関連施設に看板を設置し、必要のない者の立入を制限する。

② 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒

衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせること。

③ 衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の消毒

衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者の手指の洗浄、消毒及び靴の消毒をさせること。

④ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・家きん舎ごとの専用の靴の設置

衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴を設置し、確実に着用させること。

(3) 野生動物等からの病原体の感染防止

- ① 家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにすること。
- ② 水道水等の飲用に適した水以外を給与する場合には消毒すること。
- ③ 野鳥等の野生動物の家きん舎・飼料保管庫・堆肥舎・死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット(網目の大きさが2 cm以下)等の設備を設置するとともに、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なく修繕すること。
- ④ 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕するとともに、ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うこと。



網目2 cm以下の防鳥ネット設置

(4) 衛生管理区域の衛生状態の確保

- ① 家きん舎その他衛生管理区域内にある施設、器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。
- ② 家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないこと。

(5) 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処

毎日の健康観察を行うとともに、農林水産大臣が指定する特定症状を呈していることを発見した場合は、直ちに家保に通報すること。また、その際、農場から家きん及びその死体、畜産物、排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。

(6) 埋却等の準備

埋却の用に供する土地の確保を講じること。

(7) 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

- ① 衛生管理区域に立ち入った者の氏名、住所又は所属、立入年月日及び立入目的、消毒実施の有無
- ② 導入家きんの種類、羽数、健康状態、導入元農場の名称及び導入年月日
- ③ 出荷又は移動を行った家きんの種類及び羽数、健康状態、出荷又は移動先の名称及び年月日等について記録を作成する。これらの記録は、少なくとも1年間保存すること。

(8) 大規模所有者に対する追加措置

- ① 家保と緊密に連絡を行う担当獣医師を配置し、定期的に指導を受けること。
- ② 従業員が特定症状を発見した場合の家保への通報ルールを作成し、全従業員に周知すること。



関係者以外立ち入り禁止看板の設置



車両消毒装置

なお、以下に家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準に係る条文の一部を抜粋する。防疫の観点から家きんの所有者が負うべき義務として、これまで以上に厳しい遵守事項が定められている。

(飼養衛生管理基準)

第12条の3 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理((中略)土地の確保その他の措置を含む)の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準(以下「飼養衛生管理基準」という。)を定めなければならない。

3 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

(定期の報告)

第12条の4 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養にかかる衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務)

第13条の2 家畜が農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見したときは、(中略)その所有者は、農林水産省令で定める手続きに従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所有地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(手当金)

第58条 国は、次に掲げる動物又は物品の所有者(中略)に対し、それぞれ当該各号に定める額(中略)を手当金として交付する。ただし、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、

又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

2 国は、次に掲げる家畜又は物品の所有者に対し、前項の手当金のほか、それぞれ当該各号に定める額を特別手当金として交付する。ただし、(中略)家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところによりこの項本文の規定により交付すべき特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した特別手当金の全額若しくは一部を返還させるものとする。

農林水産大臣の指定する症状(平成 23 年 9 月 28 日農林水産省告示第 1865 号)

(ア) 同一の家きん舎において、1日の死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

(イ) 家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんに A 型インフルエンザウイルスの抗原又は A 型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

4 その他畜産関係車両、死鳥回収業者の対応

農場へ出入りする車両は、農場の衛生管理区域入口で動噴等により念入りに消毒を行い、(車両消毒設備の不備の可能性があるため、手押し式の消毒薬噴霧器等を車載することを心がける。)農場毎に専用の作業着、長靴を着用して作業にあたる。作業後は、車両、使用した器具機材、長靴、運転席フロアマット及び手指の消毒を行う。

なお、死鳥回収業者にあつては、死亡家きんの受け取り場所を可能な限り農場外(衛生管理区域外)とし、車両を農場内に入れないようにする。さらに、死亡家きんを積み込んだ後は、当該場所を入念に消毒する。

第2 「迅速で徹底した防疫措置」を行うための事前の準備

1 防疫措置における関係機関の役割分担

高病原性鳥インフルエンザ発生時において、県は家きんの所有者に代わり、発生農場における飼養家きんの殺処分や汚染物品の埋却、農場消毒を実施するとともに、移動制限区域の設定や消毒ポイントの設置等の防疫措置を行う。

また、市町は、現地対策本部と連携し、県が行う防疫措置への支援と地域住民対策を、農協等の関係団体は、県及び現地対策本部と連携し、防疫措置への支援を行う。

なお、具体的な役割分担については、次のとおりとする。

2 県の役割

(1) 防疫従事者の確保

1) 家畜防疫員（獣医師）の確保

防疫指針に基づく24時間以内の殺処分及び発生状況確認検査、制限の対象外とするための検査（GPセンターへの家きん卵の出荷等）を円滑に進めるために、県は、初動における家畜防疫員（獣医師）の確保に努めるとともに、毎年派遣内容や協力体制について確認する。

また、国から派遣される獣医師を含む緊急支援チームとの連携について確認する。

2) 防疫作業従事者の確保

防疫作業従事者名簿に登録された県職員を優先的に、市町職員及び農協等から動員する。なお、多発時など、防疫作業従事者に不足が生じた場合には、自衛隊に派遣を要請する。

(2) 防疫資材の確保、備蓄

① 各家保

平時から一定の飼養規模での発生を想定し、迅速な防疫作業に対応できるよう必要な資材を備蓄するとともに、防疫資材在庫管理一覧表を作成し、在庫管理を行う。（R2年度発生時の実績を踏まえて、24時間あたりの最大処分量12万羽（自衛隊含む）とし、初動2日間の最大処分量24万羽に対応できる量を各家保で備蓄する。

その際、使用期限のある資材については、使用期限ごとに管理し、定期的に更新できる体制を整えておく。

また、想定規模を超える発生によって資材が不足する場合や備蓄には不向きな資材を速やかに確保するため、防疫資材調達先リスト（72ページ）を作成するとともに、定期的に取り扱業者及び担当者の緊急連絡先（携帯番号）の更新を行っておく。

なお、消毒薬など発生後に注文が殺到し、調達が困難となることが予想される資材（長期保管が可能なものに限る）については、用途、使用期限等を考慮し、随時備蓄に努めるとともに、国の備蓄資材や緊急時の抛出体制等について、国と情報を共有し

ておく。

また、備蓄する防疫資材等の定期確認時や、数量の増減、種類の追加、更新等があった場合には、管理状況一覧表を送信するなどして畜産課へ随時報告する。

市町、関係団体、家きんの所有者、関係業者に対しては、消毒薬等の資材等の備蓄に対し助言、指導を行う。

② 畜産課

家保が行う資材等の確保、備蓄に必要な予算措置を講じ、使用期限のある資材等の更新に努めるとともに、取扱業者と連携し、緊急時の優先供給等に関する調整に努める。

(3) 重機の確保

発生農場内で使用する重機等は、香川県建設業協会との防疫協定に基づき確保する。

また、オペレーターの手配を県対策本部防疫班畜産団体等調整係から依頼する。

バックホウ、ダンプトラック、タイヤショベル、トレーラー、フォークリフト、特装車、ユニック車、バルーンライト、鉄板

(4) 埋却候補地の選定

高病原性鳥インフルエンザ発生時の埋却地の確保は、原則として家きんの所有者の責務である。このため、平時から農場周辺で埋却地に適した自己所有地の有無を確認する等、埋却地の選定を行っておくことが重要である。

また、汚染物品ごとの処分方法（埋却、発酵消毒）を決定しておくとともに、万一の場合に備え、埋却以外の処分方法（焼却又は化製処理）についても検討しておく。

【埋却候補地の選定条件】

ア 農場敷地内及び農場近辺を原則とすること

イ 人家、飲料の水源地、河川及び道路に近接しないこと

ウ 最低3m程度の深さの掘削が可能であること

エ 埋却後3年間は掘削しないこと

オ 機械、資材の搬入が容易であること

カ 周辺住民及び地権者の理解と協力が得られること

(5) 消毒ポイント候補地の選定

畜産課及び家保は、平時から消毒ポイントについて、道路管理者等の関係機関と協議の上、候補地を選定しリストを作成するとともに、その候補地を防疫マップシステムに登録する。

(6) 防疫マップの更新

高病原性鳥インフルエンザ発生時のまん延防止と迅速な防疫活動及びその被害を最小限に抑えるために、県内全農場の所在場所、飼養形態・規模等を常に把握しておく必要がある。このため、平時からこれらの情報を防疫マップに保管し、新たな情報の入力など定期的にデータの更新を図る。この際家保は、農場巡回や種々の農家調査

等を利用して、データ更新を行う。

3 市町の役割

市町は、本病発生時に県と連携して以下の役割を担うため、平時からその体制を整えておく。

- (1) 埋却地の調整・決定及び周辺住民への説明
- (2) 農場周辺の通行遮断の実施
- (3) 埋却地の選定に対する農家への助言・指導、市町有地のリストアップ
- (4) 発生状況確認検査等、種々の検査時の家きん農場への案内（同行）、車両確保
- (5) 給水等に係る消毒ポイント運営支援
- (6) 地域住民に対する本病の発生の周知及び防疫活動に対する協力要請等
- (7) テント、机、椅子等資材の提供
- (8) 健康調査会場、県現地対策本部及び一次集合場所等の場所提供
- (9) 県現地対策本部へ連絡調整員の派遣

4 関係団体の役割

養鶏関係団体は、市町の役割を補佐することとし、具体的には下記のような作業を受け持つ。

- (1) 団体関係者へ本病発生の周知及び防疫活動に対する協力要請、まん延防止対策の実施
- (2) 県及び市町が実施する防疫措置への支援及び人員の確保

5 隣県等との情報の共有

県境を越えた迅速かつ的確な防疫対策を実施するためには、隣県等との情報の共有が非常に重要である。このため、徳島、愛媛、高知の3県に情報提供する。

(1) 情報提供のタイミング

原則として、農場で実施する簡易検査で陽性の結果を受理した時点で、直ちに各県の家畜衛生担当者に情報提供を行うとともに、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（以下「PCR検査」という。）で陽性が判明した場合にも同様に伝える。

(2) 情報提供の内容

症状、死亡羽数、発生疑い農場の概要（住所、家きんの種類、飼養形態）、PCR検査結果判明予定時間

(3) 情報提供の方法

各県家畜衛生主任者に電話で連絡する。

(4) その他

県境付近での消毒ポイントの設置や運営等について機能的に行えるよう情報の共有を図る。

6 県境における防疫対応

県対策本部は、隣県で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、発生県から本県に進入する車両の消毒を行うため、必要に応じて、県境付近に消毒ポイントの設置を検討する。

この際、確実に消毒を実施するため、関係市町の協力も得ながら、必要に応じて道路の封鎖や通行規制を行うことにより、通行者の協力のもと、消毒ポイントへの誘導を行う。

7 防疫演習等の実施

平時から、発生時の対応等について関係機関等を交えて机上で訓練しておくことは、非常に重要であり、国が定期的に主催する全国一斉机上演習を実施することで防疫措置の検証を行う。

(1) 国が全国一斉に行う机上演習

農林水産省動物衛生課が発生農場を想定し、全国一斉に実施するもので、畜産課が中心となり、県関係機関、市町、団体等と連携し、実践に即した防疫演習を実施する。具体的には、制限区域を設定し、制限区域内農場数の確定や、防疫措置に従事する人員、資機材の必要数算定とその確保状況を確認する。なお、実施に当たって資料の作成に要した時間、内容等を動物衛生課が検証する。

(2) 県が行う防疫演習

高病原性鳥インフルエンザ発生時に円滑な防疫措置が実施できるよう県、市町、関係機関と連携し、実施時期を定めて原則毎年1回、防疫措置について実動を踏まえて実施する。

8 野鳥等で感染が確認された場合の対応等

(1) 野鳥等の家きん以外の鳥類（死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として次の措置を講ずる。

- ① 当該鳥類を確保した場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の、家伝法第10条に基づく消毒並びに通行制限及び遮断（家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）
- ② 確認地点を中心とした半径3 km以内の区域にある農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）に対する速やかな立入検査（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）
- ③ 確認地点を中心とした半径3 km以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導

(2) 低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、確認地点を中心とした半径1 km以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

第1 異常家きん等の届出から防疫措置終了までのタイムテーブル（肉用鶏2万5千羽 自衛隊支援なし）

	畜産課等	発生地家保	非発生地家保	市町
1日目				
10:00	家保から異常家きんの届出を受理 ①農政水産部長、次長、農政課へ連絡 ②人事・行革課、危機管理課、健康福祉総務課、警察本部警備課へ連絡 ③非発生地家保、畜産試験場へ連絡 ④国（動物衛生課）へ報告	農家から異常家きんの届出を受理（死亡羽数増加の状況・日齢・鶏舎数等を聞き取り） 畜産課へ報告 初動防疫係の編成及び立入資材の準備 病性鑑定室へ検査準備の依頼	畜産課から情報受理	
12:00		簡易検査のため農場へ出発 農場で簡易検査を開始		
13:00	簡易検査結果の第1報を受理 畜産課の指示により、先遣調査係を編成し農場へ派遣（検査結果により出発時間を決定）	（検査結果は都度報告） 畜産課へ簡易検査結果の第1報を報告	簡易検査結果の第1報を受理	
14:00	簡易検査の結果（陽性）を家保から受理 簡易検査陽性を関係先へ連絡 ①知事、副知事 ②農政水産部長、次長 ③幹事課及び各部主管課 ④市町、関係団体、四国3県 ⑤国（動物衛生課） 建設業協会本部に第1報を入れる	畜産課へ簡易検査（陽性）の連絡 病性鑑定材料の採取 検体を病性鑑定室へ搬入	簡易検査陽性を受理 病性鑑定（PCR検査）の準備 検体を受理後、PCR検査を開始	簡易検査陽性を受理 健康調査会場及び一次集合場所の選定
	県対策本部の設置	現地対策本部の設置		市町対策本部の設置

	県対策本部		現地対策本部		市町対策本部
	総務班	各班	防疫班	防疫支援班	市町
15:00	部局別の動員要請人数を動員班へ連絡	【防疫対策班】 疫学調査の実施 国と公表に係る協議 消毒ポイント設置場所の検討 【バス班】 バス会社へ第1報	農場先遣調査の開始 通行制限・遮断の準備 発生状況確認検査の準備 卵出荷検査の準備 食鳥出荷検査の準備 評価人の推薦 道路使用許可手続きの準備	【資材班】 建設業協会現地支部に大型資機材の手配 ガス協会に炭酸ガスの手配 市町にテント等の手配 備蓄倉庫から資材を搬出 備蓄資材のうち不足分の調達 現地対策本部の設営	机、椅子、テント等の物品の手配
17:00	健康対策班へ健康調査会場の決定連絡	現地対策本部設営開始の指示	現地対策本部の設営		健康調査会場・一次集合場所の決定
18:00	事務局会議開催のための資料作成 県対策本部会議開催のための資料作成	防疫作業工程表の作成（先遣調査係の補助）	【先遣調査係】 農場調査から帰庁 防疫作業工程表の作成 【農場緊急消毒係】 農場内の緊急消毒を実施 農場内への資材搬入作業 【埋却地交渉係】 埋却地が未確定の場合は、農場主等が地権者と交渉	【資材班】 先遣調査の結果に基づき、不足する資機材を調達 農場及び健康調査会場へ資材を随時搬送	埋却地が未確定の場合は、地権者と交渉
20:00	事務局会議の開催	事務局会議の開催	事務局会議の決定事項を共有	事務局会議の決定事項を共有	決定事項の共有
22:00			【立入制限係】 立入制限開始		

	県対策本部		現地対策本部		市町対策本部
	総務班	各班	防疫班	防疫支援班	市町
2日目	PCR検査陽性に関 係先へ連絡 ①知事、副知事 ②部長、次長 ③幹事課、各部局主 管課 ④市町、関係団体、四 国3県 各種告示	【防疫対策班】 PCR検査の結果（陽 性）を国へ報告	現地企画班長（家保所長）は、 建設業協会支部へ埋却地の立 会等を依頼		
5:00		【防疫対策班】 国から疑似患畜の判 定連絡を受理	疑似患畜確定の受理	疑似患畜確定の受理	疑似患畜確定の受理
6:00					
7:00	プレスリリース （疑似患畜確定）	【バス班】 1班県庁バス出発		【動員サポート班】 1班が健康調査会場へ到着	
8:00				【消毒ポイント班】 消毒ポイント設営開始	
8:30	県対策本部会議開催				
9:00	殺処分開始（1班）	殺処分開始（1班）	殺処分開始（1班） 現地企画班長（家保所長）は、 建設業協会支部へ作業内容等 の説明を実施	【消毒ポイント班】 消毒ポイント稼働 【埋却班】 建設業協会支部と現地立会 埋却溝試掘開始	殺処分開始（1班）
10:00		【バス班】 2班県庁バス出発	【進捗管理報告係】 1時間毎の殺処分数の報告		

	県対策本部		現地対策本部		市町対策本部
	総務班	各班	防疫班	防疫支援班	市町
11:00				【動員サポート班】 2班が健康調査会場へ到着	
13:00	殺処分2班作業開始	殺処分2班作業開始	殺処分2班作業開始	殺処分2班作業開始	殺処分2班作業開始
14:00		【バス班】 3班県庁バス出発		【埋却班】 埋却溝掘削開始	
15:00				【動員サポート班】 3班が健康調査会場へ到着	
17:00	殺処分3班作業開始	殺処分3班作業開始	殺処分3班作業開始	殺処分3班作業開始	殺処分3班作業開始
18:00		【バス班】 4班県庁バス出発		【埋却班】 埋却溝の掘削、石灰・シート敷設完了	
19:00				【動員サポート班】 4班が健康調査会場へ到着	
21:00	殺処分4班作業開始	殺処分4班作業開始	殺処分4班作業開始	殺処分4班作業開始	殺処分4班作業開始
22:00		【バス班】 5班県庁バス出発			
23:00				【動員サポート班】 5班が健康調査会場へ到着	
3日目 1:00	殺処分5班作業開始	殺処分5班作業開始	殺処分5班作業開始	殺処分5班作業開始	殺処分5班作業開始
2:00	今後の動員見込みを 【動員班】へ連絡	【バス班】 6班県庁バス出発	殺処分の進捗状況から、以降 の動員の必要性を検討		

	県対策本部		現地対策本部		市町対策本部
	総務班	各班	防疫班	防疫支援班	市町
3:00				【動員サポート班】 6班が健康調査会場へ到着	
5:00	殺処分6班作業開始	殺処分6班作業開始	殺処分6班作業開始	殺処分6班作業開始	殺処分6班作業開始
7:00				【動員サポート班】 産廃協会が健康調査会場へ到着(受付、着衣、事前説明等)	
8:30	殺処分完了 プレスリリース (殺処分の完了)	殺処分完了 汚染物品の処理・埋却 作業の指示	殺処分完了 汚染物品の処理・埋却作業に 必要な調整	殺処分完了 汚染物品の処理・埋却作業に 必要な調整	殺処分完了
9:00	鶏死体の搬出開始	鶏死体の搬出開始	発生農場防疫係の指揮・監督 の下、鶏死体の搬出開始	鶏死体の搬出開始	鶏死体の搬出開始
10:00	鶏死体の埋却開始	鶏死体の埋却開始	鶏死体の埋却開始	鶏死体の埋却開始	鶏死体の埋却開始
15:00	鶏死体の搬出完了	鶏死体の搬出完了	鶏死体の搬出完了	鶏死体の搬出完了	鶏死体の搬出完了
15:30	鶏舎の清掃作業	鶏舎の清掃作業	鶏舎の梁、壁等の清掃作業	鶏舎の梁、壁等の清掃作業	鶏舎の清掃作業
17:00	鶏死体の埋却溝への 投入完了	鶏死体の埋却溝への 投入完了	鶏死体の埋却溝への投入完了 (夜間作業は行わないため、 一旦作業終了)	鶏死体の埋却溝への投入完了 (夜間作業は行わないため、 一旦作業終了)	鶏死体の埋却溝への 投入完了
18:00	翌日作業の工程確認	翌日作業の工程確認 【産廃協会連携班】 翌日の作業について、 産廃協会と調整	翌日作業の工程確認及び打ち 合わせ	翌日作業の工程確認及び打ち 合わせ	

	県対策本部		現地対策本部		市町対策本部
	総務班	各班	防疫班	防疫支援班	市町
4日目 7:00			産廃協会、ペストコントロール協会等と、作業工程について打ち合わせ	【動員サポート班】 産廃協会、ペストコントロール協会が健康調査会場へ到着 (受付、着衣、事前説明等)	
9:00	鶏糞、飼料の発酵消毒開始	鶏糞、飼料の発酵消毒開始	鶏糞、飼料の発酵消毒開始	鶏糞、飼料の発酵消毒開始 【埋却班】 埋却溝の埋め戻し開始	鶏糞、飼料の発酵消毒開始
13:00	農場消毒開始	農場消毒開始	農場消毒開始	農場消毒開始	農場消毒開始
15:00				【埋却班】 埋却溝の埋め戻し完了	
17:00	防疫措置完了 プレスリリース (防疫措置の完了)	防疫措置完了	防疫措置完了	防疫措置完了	防疫措置完了

第2 異常家きん等の届出から簡易検査結果判明までの対応 (1日目 10:00~14:00)

1 家畜保健衛生所(発生地家保)の対応

異常家きん等の届出を受けた家畜保健衛生所(以下「発生地家保」という)は、以下の対応を行う。(モニタリング検査で発見された場合は、指針第4の6に基づき対応する。食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う旨の届出を受けた場合には、指針第4の9に基づき対応する。)

(1) 発生地家保の対応

1) 異常家きん等の届出を受けた状況から、鳥インフルエンザを否定できない場合は、届出者等に対し、農場からの移動自粛等の必要な指導を行う。(指針第4の1の(2)、留意事項11)

① 異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、農場からの移動を自粛すること。

② 農場の排水は、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。

③ 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入をさせないこと。

④ 農場外に物を搬出しないこと。所有者及び従業員等が外出する場合は農場内で使用した衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。

⑤ 異常家きん及び当該異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は他の家きんと接触することがないようにすること。

2) 異常家きん等の届出を受けた際の報告を、畜産課に電話及びFAX(様式1)で報告し、電話で随時追加報告する。

3) 東部家畜保健衛生所病性鑑定室(以下「病性鑑定室」という。)に病性鑑定の準備を依頼する。

4) 当該農場に初動防疫係(家畜防疫員)を派遣する。

5) 既存の防疫計画書の確認等、情報の整理を開始する。

6) 評価人の推薦準備

家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ1名以上の計3名以上を、推薦候補者として選定する。

(2) 当該農場での初動防疫係の対応

1) 初動防疫係は、当該農場に到着した後、車両を農場の衛生管理区域外に置き、防護服等を着用して農場内に入る。

2) 死亡羽数の推移及び家きんの状況を確認するとともに、臨床検査を実施し鳥インフルエンザを否定できない場合は、異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては11羽以上、（11羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）を対象とした簡易検査を行う。なお、簡易検査を実施する場合は、発生地家保に電話で連絡をする。

死亡家きんの検査を優先して実施し、当該検査結果が陽性となった場合には、迅速な初動対応のために、その後の生きた家きん等の検査を行う前に、直ちに発生地家保に電話で報告する。簡易検査の検体については、原則として、1羽につき気管スワブ及びクロアカスワブのそれぞれを1検体として実施する。

その際、必ず異常家きんを含む家きんの群の状態について、写真を複数撮影する。



沈うつ 肉冠、肉垂のチアノーゼ

(注意事項) 簡易検査の採材

家きんの気管スワブは、気管を切開し、全長の半分の粘膜をアルミ製の綿棒等で入念にこすりとること。

3) 簡易検査が終了次第、死亡羽数の推移、家きんの状況及び簡易検査の結果（民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合を含む）を発生地家保に電話及びメールで報告する。

(注意事項) 簡易検査陰性の場合

初動防疫係は、発生地家保所長等と電話で協議し、総合的な判定を行う。（立入検査の臨床症状、法第13条の2で指定する症状、指針第4の1の(1)の③の症状等を考慮する。）

協議の結果、「鳥インフルエンザの否定が困難」と総合判定した場合は、簡易検査陽性の場合の対応を行う。「鳥インフルエンザを否定」と総合判定した場合は、通常の病性鑑定等の対応を行う。

(3) 備蓄資材の確認

当該農場の既存の防疫計画書に基づき、必要資材機材の数量を確認し、以下を確認する。

- ① 家保の備蓄品一覧
- ② 市町の備蓄品一覧
- ③ 班別配送リスト
- ④ 資材取扱業者・単価契約リスト

2 病性鑑定室の対応

病性鑑定室は、発生地家保から異常家きん等の届出があった旨の連絡を受け、病性鑑定の準備を開始する。

3 畜産課の対応

畜産課は、発生地家保から異常家きん等の届出の報告（様式1）の受理と、簡易検査の実施を農政水産部長（県対策本部幹事長）及び農政課等並びに動物衛生課へ報告後、直ちに防疫対応の準備を開始する。

(1) 発生地家保以外の家畜保健衛生所（以下「非発生地家保」という。）と畜産試験場へ連絡し、家畜防疫員の確保、備蓄資材の点検、消毒ポイント設置等の防疫対応の準備を指示する。

(2) 発生地家保、非発生地家保と協議して、疫学調査に係る情報収集を開始する。

(3) 防疫マップシステムにより制限区域を設定し、制限区域内の農場及び畜産関係施設を抽出するとともに消毒ポイントの候補位置の一覧表を作成し、両家保に確認を依頼する。（様式9、10）

(4) 簡易検査結果判明時間、遺伝子検査結果判明時間、県対策本部会議開始時間、防疫措置開始時間等のスケジュールを検討する。

(5) 評価人の任命準備

家保から推薦候補者の報告を受けた場合に備え、評価人の任命を準備する。

(6) 本病の発生告示及び家きん等の移動の制限の告示、必要な例外協議等の準備を行う。

(7) 発生地家保が予め作成している既存の防疫計画書を確認する。

4 非発生地家保の対応

非発生地家保は、畜産課から異常家きん等の届出の連絡を受けた後、家畜防疫員の確保、備蓄資材の点検、制限区域内の農場等の確認、消毒ポイント設置等の防疫対応の準備を開始する。

第3 簡易検査陽性決定から遺伝子検査結果判明までの対応 (1日目 14:00～翌6:00)

1 現地対策本部立ち上げまでの発生地家保の対応

(1) 簡易検査陽性の報告を受け、当該農場に病性鑑定材料の輸送要員の派遣と、緊急消毒機材、立入制限機材の搬送を行う。

(2) 病性鑑定室へ病性鑑定を依頼し、県対策本部防疫対策班へ報告する。

(3) 死亡羽数の推移及び簡易検査の状況等の報告後、以下について、順次、県対策本部防疫対策班へ報告する。

① 異常家きんの症状等に関する報告 (様式2-1)

② 異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告 (様式2-2)

③ 様式2-1及び2-2関連調査

ア 農場の飼養及び死亡羽数の推移 (様式3-1)

イ 疫学情報等の詳細 (様式3-2)

④ 既存の防疫計画書の確認、修正により作成した防疫計画 (素案)

※埋却処理や一般廃棄物処理施設での焼却処理等の地元調整が必要な事項については、原則として地元調整の結果を踏まえて対応すること。

⑤ 農場従事者等名簿記入用紙 (様式4)

(4) 関連農場 (当該農場の飼養管理に携わった者が、遡って7日以内に飼養管理に携わった農場等で指針第5の2の(1)の②のエ～カ及び同(2)の②のカ～クの家きんが飼養されている農場)がある場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに非発生地家保又は畜産試験場の家畜防疫員を派遣し、移動自粛、立入制限等の発生農場に準じた措置を行う。

(5) と殺指示書 (様式5) を作成する。

(6) 家きん等の移動の制限 (指針第4の3の(1))

初動防疫係は農場において、以下の①～③の措置を行う。

① 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の生きた家きん、家きん卵、家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物等及び家きんの飼養器具の移動を制限する。

② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。

(7) まん延防止のための通行の制限又は遮断の準備

法第 15 条に基づき農場周辺への通行を制限又は遮断する準備をするため、当該市町、警察署と制限の場所等を協議し、通行を制限又は遮断する位置を決定する。

通行遮断は、疑似患畜決定後から実施し、72 時間を超えることが想定される場合は、警察署や道路管理者等と協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるようあらかじめ調整する。

(8) 通行の制限又は遮断の手続き・掲示（令第 5 条）の方法

- ① 制限及び遮断されるべき場所を管轄する警察署長に通報し、協力を依頼する。
- ② 関係住民への説明は当該市町に依頼する。
- ③ 道路管理者に連絡し、協力を依頼する。

(9) 立入制限及び消毒に必要な資材を準備し、農場に届ける。

(10) 発生農場防疫係の派遣

防疫計画（素案）の情報を共有し、作業手順、殺処分方法、役割等の確認を行った上で、防疫作業要員に配布する資料、必要な台帳等を準備し、緊急消毒や防疫措置の準備のため農場へ向かう。

(11) 評価人の推薦

家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるものの中からそれぞれ 1 名以上の計 3 名以上を、推薦候補者として県対策本部防疫班へ報告する。

(12) 道路使用許可申請等の事務手続きの準備

防疫施設設置のため、必要がある場合は、道路使用許可申請等の手続きを行う。

2 現地対策本部の設営

県対策本部防疫対策班から、健康調査会場が決定した旨の連絡があれば、健康調査会場内に現地対策本部を設営する。設営作業は、現地対策本部を構成する各所属と協力して進め、各班・各係の役割分担を確認する。

3 現地対策本部における対応

(1) 防疫班初動防疫係

当該農場の家きんの所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明の上、直ちに次の措置を講ずる。

1) 遺伝子検査及びウイルス分離検査用材料の採材等

① 採材等

ア 初動防疫係は、簡易検査を実施した鶏から、再度、気管スワブ（死亡家きんは簡易検査した部位の残りの半分を入念にこすりとりとともに生きた家きん（2羽）は採血し、殺処分後に気管を切開し、全長の半分の粘膜を入念にこすりとり）及びクロアカスワブを採材する。スワブを容れた容器の外側を消毒後、クーラーボックス等に収容する。

イ 同居家きん8羽から採血（計10検体）する。

ウ 簡易検査陽性家きん5羽から臓器を採材する（簡易検査陽性家きんが5羽に満たない場合は、死亡家きんを優先し計5羽とする）。

なお、臓器の採材は以下のとおりとする。

（ア）呼吸器系（喉頭、気管、肺）

（イ）心臓、腹腔内臓器（肝臓、脾臓、腎臓、腺胃からクロアカにかけての消化器）及び神経系（頭部）

検体は、個体ごとに（ア）と（イ）の2組に分けてビニール袋等に入れ密閉し、外側を消毒する。クーラーボックス等に収容し、外側を消毒する。

② 検体の輸送

輸送要員は、当該農場出入口でクーラーボックス等を受け取り、ビニール袋等で包装し、徹底したウイルスの拡散防止の措置を施し、病性鑑定室に搬送する。

③ 検査概況等を家保所長に報告する。

2) 農場所有者への指導（指針第4の3参照）

病性鑑定結果が判明するまでの間、当該農場を監視下に置くとともに、本病の発生に備え、農場所有者に対し、以下を指導するとともに、移動制限を実施する。

① 生きた家きん、家きん卵（ただし、GPセンター等（液卵加工場を含む。以下同じ）等で既に処理されたものを除く）、家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料、家きんの飼養器具等の移動の自粛

② 人、車両の農場の出入自粛

③ やむなく車両等が農場内に入る場合、出入りに際しての徹底した消毒

④ 従業員の農場外の家きん等の飼育場所への立入りの自粛

⑤ 飼料会社、集卵業者、食鳥業者、廃鶏業者等に連絡し、来場しないよう要請

⑥ 農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具の消毒

3) 農場従事者への注意喚起

農場従事者に対し、鳥から人への感染の早期発見及びまん延防止のため、資料「農場従事者の方へ」を配布し、注意喚起を行う。

4) 状況調査（疫学調査・防疫計画）

初動防疫係は、以下の①～⑤について、調査し、家保所長に報告する。

① 異常家きんの症状等に関する報告（様式2-1）

- ② 異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告（様式2-2）
- ③ 様式2-1、2-2関連調査
 - ア 農場の飼養及び死亡羽数の推移（様式3-1）
 - イ 疫学情報等の詳細（様式3-2）
- ④ 既存の防疫計画書の確認、修正
- ⑤ 農場従事者等名簿記入用紙（様式4）

（2）防疫班先遣調査係

防疫班先遣調査係は、簡易検査陽性判明時点で農場へ向けて出発し、防疫措置に必要な資機材、脱衣テントの設置場所、埋却地等の情報を収集するとともに、収集した情報を県対策本部に持ち帰り、防疫作業の工程表を作成する。

（3）防疫班埋却地交渉係

- ① 埋却する場合は、市町及び県対策本部水質検査班、埋却班と協議内容を確認し、現地調査（水源、飲用井戸、地下水、土質、地理条件、面積）を市町に依頼する。
- ② 埋却地の候補が決定すれば、市町と共同で地元住民に対する現地説明会を開催し、理解を得る。埋却地が決まるまで引き続き調整を行う。
- ③ 埋却地の選定状況及び地元住民に対する現地説明会の開催状況は、現地対策本部進捗管理報告係へ報告することで、県対策本部及び現地対策本部各班で共有する。

（4）防疫班発生農場防疫係

- ① 準備の整った防疫班発生農場防疫係は、農場で初動防疫係と合流し、緊急消毒及び防疫措置の準備を行う。
- ② 防疫計画（素案）に基づき、農場汚染ゾーンの出入口に消毒設備を置き、ロープ等で確実にゾーン分けを実施し、クリーンゾーンを確保するとともに、着脱テント、ユニットハウス、投光器、動噴等の設置を指示する。
- ③ 発生農場防疫係長（発生地家保防疫課長）は、緊急消毒前に環境材料の採材、疫学情報の調査を行う。

（5）防疫班農場緊急消毒係

- ① 防疫班農場緊急消毒係は、ウイルスの拡散を防止するため、農場敷地内の鶏舎、飼料倉庫、関連施設等の外部の消毒を実施する。
- ② 農場の汚染ゾーン出入口付近に消毒設備を設置し、当該農場から出る人・物品・車両等を噴霧消毒する。
- ③ 消毒作業の完了後は、農場出入口付近で待機し、資材班資材受入配送係が配送した資材を農場内の各鶏舎へ配置する。

(6) 防疫班立入制限係

防疫班立入制限係は、家保が市町等と協議の上決定した通行制限場所で、立入制限を開始する。農場出入口とした1カ所を残し、他の出入口を閉ざす措置をし、部外者の立入りを制限する表示を行い、各制限場所で監視を行う。

(7) 発生状況・清浄性確認検査班

1) 発生状況・清浄性確認検査班は、発生状況検査及び家きん卵の出荷のための検査の準備を行う。

① 緊急度の高い順に農場名簿を整理し、巡回計画を作成（事前採材の例外協議後、農家に連絡して採材を開始する。）

② GPセンター等施設への再開のための立入の準備

2) 必要に応じて、疫学関連家きん飼養農場への立入検査を実施（指針第12の1参照）

① 県対策本部防疫対策班からの指示があれば、リスト（様式6-1）をもとに、疫学関連家きん候補農場に立入し、発生農場との関連の有無や関連の程度を調査するとともに、臨床症状の確認（場合によっては簡易検査）を行う。（様式6-2）

② 国との協議の結果、疫学関連家きんとなった場合は、県対策本部防疫対策班からの指示を受け、法第32条第1項の規定に基づき、移動を制限する。

③ 調査で得られた疫学情報は必要に応じて県対策本部防疫対策班疫学究明係へ報告する。

(8) 消毒ポイント班

消毒ポイント班長は、以下の手順により県土木事務所、市町と協力して消毒ポイントの設置、運営、機材の手配に係る調整を行う。

① 建設業協会現地支部に大型機材の手配を依頼

② 土木事務所毎に資材配送計画を作成し、家保あるいは消毒ポイント等への集合場所及び集合時間を土木監理課、市町に連絡

③ 関係市町に、要員要請、資材提供を依頼

④ 県対策本部の指示により、消毒ポイント稼働開始

⑤ 消毒ポイントの設置にあたって、道路使用許可は管轄警察署、道路占用許可は道路管理者等に申請する。

⑥ 高速道路等を利用する車両について、各インターチェンジにおける消毒マットの設置等による車両消毒を実施する必要がある場合は、高速道路等の道路管理者に施設の利用を依頼する。

(9) 資材班資材調達係

① 当該農場に、防疫計画（素案）に基づき、立入制限ポイント、着脱テント、ユニッ

トハウス、簡易トイレ、資材置場、投光器、動噴等の防疫施設の設置及び農場内で必要な重機の準備を行う。

- ・建設業協会現地支部に、不足する大型資材の手配と、農場への配送を依頼
- ・市町にテント等の必要資材の配送を依頼
- ・フォークリフト及びオペレーターの手配を県対策本部防疫班畜産団体等調整係に依頼

② 防疫計画（素案）により、不足する資材を調達する。

③ 資材の取扱業者に在庫確認と夜間の連絡先を確認する。

④ 各種書類（注文請書、物品購入伺、受払台帳等）を準備する。

（10） 資材班資材受入配送係

① 防疫計画（素案）に基づき、配送計画を立て、備蓄資材の梱包等搬送準備を行う。

- ・発生直後は東西家保が管理する備蓄倉庫からの資材の搬出が必要なため、資材班長は備蓄資材の保管状況に応じて、係員の集合場所を指示する。
- ・段ボール等に梱包する場合は、内容物、配送先（発生農場、健康調査会場）を箱の外に明記し、現場での受け取り、配置に困らないよう配慮する。

② 東西家保の備蓄資材の配送計画を立て、輸送を開始する。発生農場での荷下ろしはクリーンゾーンで行い、汚染ゾーンへの搬入及び各鶏舎への配置作業は、農場内で作業を行っている農場緊急消毒係に依頼する。

（11） 現地・健康対策班

① 現地・健康対策班は、健康福祉総務課からの連絡後、安全・安心対策班を中心に、速やかに所内健康危機管理対策会議を開催し、体制整備と活動方針を決定する。

② 健康調査会場及び脱衣テントを設営し、健康調査及び着脱指導を開始する。作業概要については、「香川県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル（保健福祉事務所編）」に記載する。

4 病性鑑定班の対応

（1） 検査

病性鑑定班は、検体到着後直ちに以下の処理及び検査を行う。

農場で採取した全てのスワブを2分割し、うち半分を以下の1)及び3)に用いる。

1) A型及びH5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査

2) エライザ法、寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査

3) ウイルス分離検査

4) 病理組織検査

1)～3)の検査は、指針別紙1並びに動物衛生課が定めた方法による。また、1)及び

3)の検体数は簡易検査陽性の5羽分とする(簡易検査陽性家きんが5羽に満たない場合は、死亡家きんを優先し計5羽とする)。ただし、動物衛生課等から指示があった場合は、それに従う。

(2) 結果の報告等

病性鑑定班は、それぞれの結果を随時、家保所長及び県対策本部防疫対策班へ報告する。

1) 分析データの送付

病性鑑定班は、データを県対策本部防疫対策班へ送付、県対策本部防疫対策班はデータを確認した後、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門(以下、「動物衛生研究部門」という。)に電子メールで送付する。(防疫対策班は、その旨を電話連絡した上で、②のデータを動物衛生課に電子メールで送付する。)

なお、必要がある場合は、③及び④のデータをそれぞれに送付する。

- ① リアルタイムPCR検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合の生データ
- ② 操作マニュアルに記載の解析結果画像ファイル
- ③ PCR検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、リアルタイムPCR検査が未検出の場合は、動物衛生課と協議した結果、必要とされるデータ
- ④ A型のみ遺伝子が検出された場合は、動物衛生課と協議した結果、必要とされるデータ

2) 遺伝子検体及びウイルスの送付の判断

次のいずれかに該当する場合は、遺伝子増幅産物及び分離されたウイルスの送付の有無を畜産課が動物衛生課と協議し決定する。

- ① 遺伝子検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合
- ② ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能(HA価が8倍以上)があるウイルス(赤血球凝集抑制反応試験により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。)が分離された場合

(3) 検体の送付

(1)の残り半分のスワブ及び(2)－2)を動物衛生研究部門(茨城県つくば市)に送付する。

病性鑑定班は、送付の準備及び病性鑑定依頼書(様式7)を作成する。梱包した病性鑑定材料及び依頼書を、待機していた輸送を担当する県対策本部防疫対策班員に手渡す。なお、防疫対策班員は、直ちに動物衛生研究部門へ搬送又は郵送する。

5 県対策本部の対応

(1) 発生の報告と県対策本部

畜産課は、発生地家保から簡易検査陽性の報告を受け、農政水産部長（県対策本部幹事長）に報告及び農政課等に防疫対応の開始を連絡後、防疫対策班を組織して防疫対応を開始する。

県対策本部幹事長は、知事（県対策本部長）に、簡易検査陽性と防疫対応を開始した旨を報告する。

(2) 防疫対策班の対応

1) 非発生地家保、畜産試験場に連絡

発生状況、簡易検査陽性を連絡し、防疫対応の開始を指示する。

畜産試験場は、現地対策本部防疫支援班が所掌する業務（消毒ポイントの調整、資材配送等）を開始する。

疫学究明係は、疫学関連家きんの範囲を決定するために、決定に必要な調査を開始する。（様式6-1、6-2）

2) 動物衛生課への報告・協議

- ① 動物衛生課あて、死亡羽数の推移及び簡易検査の結果の状況等の情報（様式2-1、3-1）を報告するとともに、報道機関への公表について協議する。
- ② 動物衛生課と協議の上、直ちに法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の生きた家きん等の移動の制限を発生地家保へ指示する。
- ③ 動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんの範囲を決定する。決定に必要な調査を、3)により発生状況・清浄性確認検査班に指示する。
- ④ 遺伝子検査陽性判定時に備えた準備として、以下のア～カについて措置を講じ、その内容について速やかに（遅くとも遺伝子検査の結果が出る前まで）動物衛生課に報告する。

ア 当該農場における家きん舎等の配置の把握

イ 周辺農場における家きんの飼養状況と関連施設の整理（様式9、10）を発生状況・清浄性確認検査班に、確認依頼

ウ 家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む）

エ 疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む）

オ 消毒ポイントの設置場所の検討

移動制限・消毒ポイント係が決定する。

- ⑤ 4)の内、要員計画（案）の作成後、必要に応じて家畜防疫官、県外家畜防疫員、関係機関等の派遣要請を行う。

- ⑥ 動物衛生課と、疑い事例の決定前の採材について協議の上、発生状況・清浄性確認検査班に発生状況調査・家きん卵出荷のための検査の採材の開始を指示する。
- ⑦ 農場の例外協議のための資料作成
- 3) 疫学調査、その他の情報収集等
 - ① 異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告(様式2-2)を基に、「疫学関連家きん」の調査を発生状況・清浄性確認検査班に指示。
 - ・初動防疫係からの情報(様式2-2、3-2)を基に、発生農場(疫学的関連のある農場も含む)の疫学情報を整理し、必要により電話又はファックス等で管理者、所有者等から聞き取りを補完的に実施する。
 - ・得られた情報に基づき関連業者等へ聞き取り調査を実施し、疫学関連家きん候補農場※のリストアップを行い、発生状況・清浄性確認検査班に調査を指示する。(様式6-1)
- ※注：発生農場と何らかの関連は認められたが、その農場で飼養する家きんが、疫学関連家きんであるか否か判断される前の段階の農場
 - ・調査の結果、疫学関連家きん候補農場が制限区域外に存在することが判明した場合には、直ちに当該農場へ移動の自粛を連絡する。
- ② 当該農場が生産物を出荷しているGPセンター等及び食鳥処理場等の取引状況の把握。
- ③ 想定される制限区域内の家きん飼養農場から生産物を出荷しているGPセンター等及び食鳥処理場等の出荷状況の把握。
- 4) 想定される移動制限区域内及び搬出制限区域内の農場及びGPセンター等関連施設、家きん以外の鳥類の所有者、畜産関係者への連絡と移動自粛の要請(様式9、10)
 - ① 疑い事例発生と、移動自粛の要請

必要に応じ、当該農場を中心とした半径3km以内の区域の農場について、生きた家きん、家きん卵(ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く)、家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料及び家きん飼養器具の移動自粛等の必要な指導を行う。(指針第4の3(1)⑤)
 - ② 現在の飼養羽数、日齢、鶏舎数の確認(検査準備のため)
 - ③ 出荷しているGPセンター等及び食鳥処理場等への生産物の出荷状況の確認(予定を含む)
 - ④ 例外協議の資料作成
- 5) 患畜又は疑似患畜の判定に備え、当該農場の周囲1km以内の区域に位置する農場(家きんを100羽以上飼養する農場に限る。)の外縁部又は家きん舎周囲への消石灰の散布等を指示する。(指針第7の1(3))
- 6) 防疫計画(案)の作成
 - ① 家保が作成した防疫計画(素案)を検討し、県対策本部会議に提出する防疫計画(案)

を作成する。防疫計画（案）の作成にあたっては、先遣調査係が農場及び農場周辺で収集した情報に基づき、防疫措置完了までの工程表を作成する。

7) 関係機関等への連絡・要請

① 防疫対策班は、制限区域のかかる隣県に連絡・協議する。

ア 異常家きんの発生状況の情報提供

イ 公表の協議

ウ 消毒ポイント設置協議

② 四国3県に連絡

③ J A、香川県建設業協会、香川県産業廃棄物協会、香川県ペストコントロール協会、日本産業・医療ガス協会香川県支部、獣医師会等の関係団体及び民間業者に連絡し、疑似患畜（遺伝子検査陽性）決定に備え、業務委託も含め防疫対応の応援を依頼。

④ 当該農場の所在地を管轄する市町等へ連絡し、防疫対応への支援を要請。防疫作業従事者の健康調査会場及び一次集合場所を当該市町と協議し決定する。

⑤ 養鶏関係団体に連絡し、防疫対応を要請。

8) 埋却地の調整

家きんの所有者の埋却地等の確保が十分でない場合は、利用可能な公有地の活用等を検討する。

9) 焼却処理施設との調整

① 焼却する場合は、市町や行政事務組合に一般焼却処理施設の使用を求める。

② 一般焼却処理施設が複数必要な場合は廃棄物処理班に調整を依頼する。

③ 処理を急ぐ場合は、産業廃棄物処理施設を活用することも検討する。

④ 各焼却処理施設等の求めに応じ、廃棄物処理班と共同で地元住民に対する説明を行い、理解を得る。

10) 消毒ポイント設置に当たっての対応

① 飼料運搬車両等の畜産関連車両を消毒するために、飼料販売業者及び運送業者等に消毒ポイントの設置場所、運営時間等について周知する。

② 消毒ポイントを設置するまでの間、飼料工場及び各施設並びに農場での消毒を徹底して実施するよう飼料会社、集卵業者、食鳥業者、廃鶏業者及び運送業者に周知する。

(3) 総務班の対応

1) 県対策本部事務局会議の開催

県対策本部総務班は、防疫対策班と協力のもと、事務局会議を開催し、以下について情報共有を図り、業務を開始する。

- ① 発生状況と防疫対応
- ② 役割分担の確認、防疫対応の開始要請
- ③ 本部会議及び報道対応の情報共有

2) 連絡調整・庶務係は、県対策本部事務室の準備

- ① 事務室等を確保（19F 農政水産部会議室）し、電話、FAXの引き込みを財産経営課に依頼
- ② 防疫対応に必要な公用車の確保を総務学事課に依頼
- ③ 公用携帯電話の確保を危機管理課に依頼

3) 県対策本部会議の開催準備

総務班は、県対策本部会議の開催準備と、会議の資料を作成する。

4) 庁内の初動連絡

総務班は、下記の初動の連絡を行う。なお、必要に応じて随時進捗状況の連絡を行う。

- ① 県対策本部【総括班】各班に疑い事例の情報、本部会議の開催を連絡するとともに、分掌事務の開始を依頼する。
- ② 自衛隊への派遣要請準備として、自衛隊連携班に発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等必要事項を連絡する。

5) 動員調整

- ① 総務班は、防疫計画(案)に基づき防疫措置に必要な動員規模及び部局別の動員要請人数を算定（※）し、動員班へ報告する。

※動員要請人数の目安は次のとおりとする。

自衛隊に支援を要請する場合：1班あたり殺処分担当 80人、健康対策担当 20人

自衛隊に支援を要請しない場合：1班あたり殺処分担当 50人、健康対策担当 16人

- ② 動員班は、総務班から提出された部局別動員要請人数に基づき、各部主管課へ動員名簿の提出を依頼する。動員名簿の作成にあたっては、県庁から健康調査会場までのバス利用の有無も併せて確認する。
- ③ 動員班は、各部主管課から提出された動員名簿をとりまとめ、総務班、バス班及び健康対策班へ送付する。

6) 県対策本部会議の準備

香川県鳥インフルエンザ対策本部設置要綱に基づき、県対策本部会議を開催の準備を進める。対策本部会議の開催後は速やかに防疫措置を開始する。また、必要に応じて、同幹事会を開催する。

* 県対策本部事務局会議メンバー

農政課、畜産課、農業経営課、
農業生産流通課、土地改良課、
農村整備課、水産課、危機管理課、
秘書課、広聴広報課、人事・行革課、
環境管理課、健康福祉総務課、
薬務感染症対策課、土木監理課、警察本部

7) 関係機関等への連絡・要請

- ① 総務班は、発生地を除く市町へ発生状況等を連絡し、防疫対応への支援を要請する。
- ② 国関係機関（農林水産省動物衛生課を除く）への連絡
中国四国農政局香川県拠点、四国地方整備局、四国運輸局に連絡し、疑似患畜（遺伝子検査陽性）決定に備え、防疫対応の支援を要請

(4) 健康対策班

健康福祉総務課は、総務班から簡易検査陽性の連絡を受けた後、防疫作業者の安全確保対策の対応を開始する。

関連農場となる農場が判明した場合は、その旨の報告を受ける。

6 市町の対応

市町は、県対策本部及び現地対策本部と連携し、県が行う防疫措置への支援と地域住民対策を開始する。

(1) 当該農場の所在地を管轄する市町の対応

1) 市町鳥インフルエンザ対策本部の設置

簡易検査陽性事例の報告を受け、市町鳥インフルエンザ対策本部を設置する。

2) 健康調査会場等の会場の提供、設営、運営

- ① 健康調査会場、現地対策本部事務所及び一次集合場所を提供する。
- ② 保健師を派遣する。
- ③ 健康対策班に協力し、会場の運営を補佐する。

3) 通行制限（遮断）場所の設営

- ① 発生地家保、管轄警察署と協議し決定した通行制限（遮断）場所で、制限に必要な資材の準備と設営を行う。
- ② 現地対策本部防疫班埋却地交渉係と共同で、発生農場周辺の地元住民に対して説明を行い、正確な情報の提供と、防疫活動への支援と協力を要請する。また、必要に応じて、住民説明会を開催する。

4) 防疫施設設置に関する協力

- ① 資材置き場及びテント等の設置場所を確認し、テント等資材の提供と設営を行う。
- ② 市道等を利用する場合は、必要な手続きを行う。

5) 埋却地の選定

- ① 現地対策本部埋却班、防疫班埋却地交渉係、及び県対策本部水質検査班と協議し、現地調査（水源、飲用井戸、地下水、土質、地理条件、面積）を実施する。
- ② 埋却地の候補が決定すれば、現地対策本部防疫班埋却地交渉係と協力し、地元住民に対する現地説明会を開催し、理解を得る。

6) 評価人の選出

畜産の知識が豊富な職員を評価人候補者として選出し、発生地家保へ報告する。

7) 自衛隊の受入れ準備

派遣隊員の待機場所、駐車場及び野営地を提供する。

8) 消毒ポイント設置場所の提供、設営、運営への協力

① 消毒ポイントの設営に協力し、設置場所やテント等資材を提供し、設置要員の派遣や、消毒水の給水及び燃料補給を支援する。

② 軽微な資材の調達、設備の補修、修繕を行う。

9) 現地対策本部が行う発生状況確認検査、疫学調査等の対象農家への同行準備

対象となる農場・施設への道案内や、必要な車の手配及び調査に協力する。

10) 風評被害の防止の準備

① HP 等の周知、ポスター等の配布。

② 学校給食（市町教育委員会）や公的施設等での適切な取り扱いの周知。

11) 地域住民対応

住民に対する本病の疑い事例発生時の周知及び防疫活動に対する協力の呼びかけ等を行う。

12) 防疫作業への協力（要員派遣）

農場防疫作業等への協力準備

(2) 制限区域内に含まれる若しくは消毒ポイントの設置が想定される市町の対応
制限区域内に含まれる若しくは消毒ポイントの設置が想定される市町は、上記(1)の8)~12)の対応を行う。

(3) その他の市町の対応

その他の市町は、上記(1)の10)、11)、12)、必要に応じて9)の対応を行う。

第4 疑似患畜（遺伝子検査陽性）決定後の対応（2日目6：00～）

1 県対策本部の対応

（1）防疫対策班

防疫対策班は、現地対策本部病性鑑定班から遺伝子検査陽性の報告を受け、直ちに動物衛生課に報告するとともに分析データを送付する。農林水産省において病性を判定し、動物衛生課より疑似患畜であると判定する旨の通知（法第13条の2第5項）を受けた場合、以下について直ちに実施する。

1) 現地対策本部防疫班長及び防疫支援班長に防疫計画に基づく防疫対応を指示

2) 関係者への報告、連絡等

① 総務班へ報告し、県対策本部各班に対応の開始を要請する。

② 畜産試験場へ疑似患畜であると判定された旨の連絡を行う。

③ 疑似患畜であると判定された旨及び発生農場の所在地について、下記のア、イ、ウに連絡を行う。（指針第6の1参照）

情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報の目的外使用や、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う（指針第6の1の(3)参照）。

ア 近隣県（ただし、制限区域を含む県へは、詳細な位置情報を提供する。）

イ 発生農場から半径3km以内の農場

ウ その他県が必要と認める者

3) 養鶏農場、愛玩鳥飼養者、関係団体等への情報提供を行う。

4) 移動・搬出制限区域設定（指針第9参照）

本病のまん延を防止するため、生きた家きん、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の区域内での移動、搬出を法第32条に基づき制限する。

5) 評価人の任命等の手続き

6) 制限区域内の農場所有者への対応（指針第9の1の(4)、(5)参照）

制限区域の設定を行った場合、以下の項目について対応する。

① 当該区域内の農場所有者に対し、発生農場の所在地について連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

② 健康観察の徹底と異常の報告、法第52条の報告徴求を指導する。報告徴求業務は、現地対策本部発生状況・清浄性確認検査班が行う。

7) 消毒ポイントの公表及び飼料運搬車両等を運行する業者等、養鶏関係業者に通知

8) 動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。（指針第10の1（1））

- ① 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）
- ② GPセンター等
- ③ ふ卵場
- ④ 品評会等の家きんを集合させる催物
 - 9) 移動制限区域内の食鳥処理場、化製処理場等の家きん集合施設に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させる旨の連絡を行う。（指針第10の1（2））
 - 10) 動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を停止する。（指針第10の2）
 - 11) 移動・搬出制限の対象外としての例外協議のための資料等を作成し、協議の結果を農家等に通知する。
 - 12) 県外派遣要員の受入れ
 - 国が派遣する調整職員、疫学専門家、緊急支援チーム、疫学調査チーム、他県の家畜防疫員に情報提供を行う。

（2）総務班

- 1) 県対策本部会議の開催
 - ① 防疫対策班から疑似患畜であるとの報告を受け、県対策本部長、本部員、幹事会員にその結果を報告し、県対策本部各班に対応の開始を要請する。
 - ② 疑似患畜であると判定された旨及び発生農場の所在地について、県内市町等に連絡を行う。
- 2) 県対策本部各班との連絡調整
- 3) 県職員の要員計画、調整等
- 4) 各種告示
 - ① 本病の発生の告示（法第13条）
 - ② 家畜等の移動の制限の告示（法第32条及び細則第7条）
 - ③ 家畜集合施設の開催等の制限の告示（法第33条及び細則第7条）
 - ④ ふ卵の停止の告示（法第34条及び細則第7条）

（3）報道・取材対応班

- 1) 報道・取材対応班（広聴広報課）の役割
 - ① 記者発表を行うための調整、取材活動の調整、報道発表資料の確認
 - ② 疑似患畜の確認について公表（プレスリリース）
 - 疑似患畜の確認についての公表は、国と県が同時に行う。
 - ③ 報道機関への情報提供
- ※報道発表資料の作成は、報道・取材対応係が行う。

2) 報道・取材対応係（畜産課・農政課）の役割

防疫作業の進捗状況、風評被害防止対策等の広報活動等

各班の対応状況の報告を受け、防疫対策班と協力して、随時報道機関に情報提供を実施する。

(4) 現地対策本部調整・進捗管理班

現地対策本部の情報収集、連絡調整

(5) 自衛隊連携班

1) 自衛隊への派遣要請

2) 自衛隊リエゾンとの連絡調整

(6) 産廃協会連携班

1) 香川県産業廃棄物協会への支援要請

2) 防疫計画書（案）に基づき、支援要員の規模や必要機材の調整

(7) 動員班

1) 総務班が作成した部局別動員要請人数に基づき、各部主管課へ動員名簿の提出を依頼する。動員名簿の作成にあたっては、県庁から健康調査会場までのバス利用の有無も併せて確認する。

2) 各部主管課から提出された動員名簿をとりまとめ、総務班、バス班及び健康対策班へ送付する。

(8) バス班

1) 防疫計画書（案）に基づき、防疫作業従事者の移動用バスの配車
バスは以下の3系統を手配する。

① 県庁⇔健康調査会場

② 一時集合場所⇔健康調査会場

③ 健康調査会場⇔農場

2) 県庁⇒健康調査会場バスの乗車場所において、乗車予定者の点呼を行う。以下の方法により、防疫措置の開始から終了まで継続する。

① 総務班より、防疫作業従事者及び現地・健康対策班の要員名簿を入手し、バス利用の有無を把握する。

② バス乗車場所において、名簿をもとに乗車予定者の点呼を行う。

③ 発車予定時刻に乗車していない者がいれば電話連絡を行い、確認が取れ次第バスを発車させる。

④ 発車後は、点呼結果を現地対策本部動員サポート班に速やかに情報提供する。

(9) 埋却支援班

現地対策本部埋却班（土地改良事務所）の要員調整

(10) 会計班

1) 防疫措置に必要な契約事務

- ① 埋却溝の工事等の委託契約
- ② 家きん、飼料等汚染物品の運搬業務委託
- ③ トラック、重機等のレンタル及びガソリン、灯油、軽油の供給業者との委託契約
- ④ 動員輸送用バス運行に係る委託契約
- ⑤ 消毒ポイント運営に係る委託契約
- ⑥ 立入制限に係る委託業務

(11) 消毒ポイント班（土木監理課）

現地対策本部消毒ポイント係（土木部）の要員調整

(12) 健康対策班

1) 防疫作業従事者等の健康調査と防護服の着脱指導

詳細については、「香川県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル（保健福祉事務所編）」を参照。

2) 関係機関との連携

- ① 県民からの健康相談に対応する。
- ② 収集した情報や県対策本部で決定した内容を保健福祉事務所（以下「保健所」という）等関係機関に速やかに提供する。
- ③ 患者発生に備え、医師会等関係機関及び関係部局との連携を図るとともに、県内の医療機関等へ情報提供する。
- ④ 県医師会に対し、ヒトの感染が疑われる者を診察した場合は、直ちに最寄りの保健所に届け出るよう周知を行う。
- ⑤ 患者の入院が必要な場合は、十分な感染対策を講じることが可能な医療機関（第二種感染症指定医療機関）への入院を勧める。
- ⑥ 高病原性鳥インフルエンザに関する県民の関心が高く、正確な情報を伝達することで県民の安心感を与えるためにも、患者発生時には、個人情報に十分留意しつつ迅速に情報提供を行う。
- ⑦ 保健所の健康調査の実施状況等について報告を求める。

3) 高病原性鳥インフルエンザ発生農場の従事者等に対し、積極的疫学調査を実施する。

- ① 経営者、経営者の家族、農場の従事者、従事者の家族で高病原性鳥インフルエンザに感染し、又は感染した疑いのある家きん又は愛玩鳥又は家きん以外の鳥類（以下「感染家きん」という。）や汚染された場所・物件等に接触のあった者
- ② 感染家きんをと殺し、又はそのと殺されたばかりの鶏肉を加工した者
- ③ その他感染家きんと接触があり、健康調査が必要であると保健所長が認める者

(13) 公安班

- 1) 立入制限の支援
- 2) 通行の制限又は遮断措置（法第 15 条）の支援
- 3) 消毒ポイント運営の支援

(14) 水質検査班

- 1) 飲用水及び水環境の保全
- ① 埋却場所周辺の公共用水域及び飲用井戸の水質検査

(15) 廃棄物処理班

- 1) 廃棄物処理施設の確保と調整
- ① 廃棄となる汚染物品の埋却処分が困難な場合の焼却処理施設の確保と連絡調整等

(16) 野鳥調査班

- 1) 死亡野鳥等の検査
- 2) 野鳥に関する相談窓口

(17) 県民生活班

- 1) 消費者からの相談窓口の設置
- 2) 問い合わせへの対応
- 3) 消費者に対する情報発信の対応等（鳥インフルエンザに関する情報提供（風評被害を含む））

(18) 食の安全班

- 1) 食の安全に関すること
- ① 食品に関する相談窓口
- 2) 動物愛護に関すること
- ① ペットの相談窓口

(19) 経営対策班

- 1) 畜産農家・関連業者の経営に関する相談窓口の設置
- 2) 畜産農家の経営に対する資金等による支援等
- 3) 中小企業制度融資による支援等

(20) 学校対策班

- 1) 各学校への情報提供と情報収集
- 2) 幼児児童生徒及び保護者の不安解消のための説明指導
- 3) 作成済み学校対策マニュアルによる農業高校への対応

(21) 税務班

- 1) 発生農場等急激な影響を受けた経営体等の納税に関する相談窓口

2 現地対策本部の対応

(1) 現地企画班

- 1) 現地における防疫方針の立案及び防疫作業の進捗管理を行う。また、通行の制限又は遮断が必要な場合は、以下のとおり対応する。
 - ① 通行の制限又は遮断の手続、掲示等の方法について（令第5条）の住民説明等
 - ② 制限及び遮断されるべき場所を管轄する警察署長に通報し、協力を得る。
 - ③ 関係住民への説明を市町に依頼する。
 - ④ 市町を通じ、発生農場周辺の地元住民、自治会へ情報を提供するとともに、苦情・要望等に対応する。

2) 進捗管理報告係

農場及び埋却地から作業の進捗報告を受け、県対策本部へ定期報告を行う。

(2) 防疫班

県対策本部防疫対策班から疑似患畜であるとの報告を受け、以下の対応を行う。

- 1) 疑似患畜は、発生農場内で、原則として疑似患畜と判定した後 24 時間以内に殺処分を完了する。
- 2) 疑似患畜の死体については、原則として、疑似患畜と判定した後 72 時間以内に発生農場若しくはその周辺において埋却する。

ただし、焼却のため死体を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、全ての死体を密閉容器に入れ終えた時点で、死体の処理が完了したとみなす。
- 3) 防疫計画に基づく防疫措置の開始を各班長及び各係長に指示する。
- 4) 保健所長等への届出

- ① 発生地家保の獣医師は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第13条に基づき、感染症発生届（動物）を提出する（保健所長を経由して都道府県知事に届出）。
- ② 農場従事者等（鳥インフルエンザに感染した疑いのある家きんと接触者、感染家きんを殺処分し、又はその殺処分されたばかりの鶏肉を加工した者）の名簿を作成（様式4）し、最寄りの保健所（感染症担当）に届け出る。

（3） 動員サポート班

防疫作業従事者がスムーズに作業を進められるよう、健康調査会場において、以下の業務を行う。

- 1) 受付
- 2) 防疫作業の事前説明
- 3) 健康調査会場を発着するバスの運行管理
- 4) 農場出入口までの誘導
- 5) 健康調査会場（施設）の管理
- 6) 防疫作業従事者の体調不良、けが等の対応は健康対策班に依頼する。

（4） 埋却班

- 1) 埋却溝工事、汚染物品等の運搬等の契約を締結後、工事を開始する。
- 2) 埋却溝工事の進捗状況の確認を行い、埋却処理の計画を調整する。

（5） 資材班

1) 資材調達係

- ① 防疫計画に基づき、必要資材機材の数量の調整を行い、不足する資材を直ちに調達する。
- ② 各班からの必要資材の購入依頼をとりまとめ、随時見積もりを行うとともに発注する。資材の発注、納品が分かるように台帳（注文請け書）を整備し、注文請け書を基に物品購入伺を作成する。
- ③ 発注した資材の納品確認及び支払事務を行う。

2) 資材受入配送係

- ① 納入された資材は納品を確認した後、指定の場所へ配送する。
- ② 健康調査会場内の資材の在庫管理を継続して行う。

（6） 消毒ポイント班

消毒ポイント班は、班長の指示により、県対策本部で決定した防疫計画に基づき、土木監理課、土木事務所、市町と協力し、消毒ポイントの業務を開始する。

- 1) 消毒ポイント班は、速やかに、土木事務所、民間団体とともに市町、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを運営する。
- 2) 畜産関係車両や防疫作業車両については、農場出入りの度に運転手及び車両内部を含め厳重な消毒を徹底するとともに、必要に応じて、一般車両の消毒も実施する。
(指針第 11 参照)

(7) 発生状況・清浄性確認検査班

- 1) 制限区域内の家きんの所有者を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数を移動又は搬出制限の解除日まで報告するよう求める。また、報告を受ける。(指針第 9 の 1 の (5) 参照)
- 2) 次に掲げる異状を確認した場合については、直ちに、報告を求める。
 - ① 同一の家きん舎内における 1 日の死亡率が過去 21 日間における平均の家きんの死亡率の 2 倍以上になっている場合（圧死等本病による死亡でないことが明らかな場合を除く。）
 - ② 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合
 - ③ 5 羽以上の家きんが、まとまって死亡（圧死等本病による死亡でないことが明らかな場合を除く。）し、又はまとまってうずくまっていることを確認した場合
- 3) 県対策本部防疫対策班からの指示により「疫学関連家きん」のウイルス浸潤状況の確認のため検査を実施する。(指針第 12 の 1 参照)
- 4) 制限区域内の農場のウイルス浸潤状況の確認のため以下の検査を実施する。(指針第 12 の 2 参照)
 - ① 発生状況確認検査
 - ② 清浄性確認検査
- 5) 移動・搬出制限の対象外としての例外協議のため、制限区域内の制限の対象となつた生きた家きん、家きん卵等の出荷のための検査、及び制限区域内の食鳥処理場、GPセンター等の再開のため以下の出荷や移動のための検査、確認等を実施する。
(指針第 9 の 5 参照)
 - ① 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場へのお荷
 - ② 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く）のGPセンター等へのお荷
 - ③ 移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家畜保健衛生所等）へのお荷と当該種卵から生まれた初生ひなのお荷

- ④ 移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷
- ⑤ 搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、G Pセンター等、ふ卵場、農場、検査当施設等への出荷
- ⑥ 搬出制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む。）、初生ひなの食鳥処理場、G Pセンター等、ふ卵場、農場、検査当施設等への出荷
- ⑦ 制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動
- ⑧ 制限区域外の家きんの死体の処分のための移動
- ⑨ 制限区域外の家きん等の通過
- 6) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（指針第12の5）
- ① 速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果及びこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に家きんを飼養する農場の飼養衛生管理の状況を確認する。
- ② ①の結果、家きんの所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ、本病がまん延する可能性が高いと認める場合には、期限等を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
- ア 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
- イ 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- ③ ②の勧告を受けた所有者が当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべきこと等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。
- 7) 養鶏農場、愛玩鳥飼養者等への情報提供

3 市町の対応

県対策本部から疑似患畜であると判定された旨及び発生農場の所在地の連絡を受け、以下の対応を行う。

- (1) 発生農場の所在地を管轄する市町の対応
- 1) 発生農場周辺の地元住民、自治会へ情報を提供するとともに、苦情・要望等に対応する。
- 2) 防疫作業への協力（要員派遣）
 - ・農場防疫作業への要員の派遣等
- 3) 消毒ポイント運営への協力の継続
 - ・要員の派遣、見まわり、給水・燃料の補給等の運営支援
- 4) 発生状況確認検査、清浄性確認検査、疫学調査等の対象農家への同行

・道案内、車の手配、聞き取り事項の記録

5) 風評被害の防止

6) 住民に対する本病の情報の提供及び防疫活動に対する協力呼びかけ

・各種相談窓口の開設等

(2) 制限区域内に含まれる又は消毒ポイントの設置市町の対応

制限区域内に含まれる又は消毒ポイントの設置市町は、上記(1)の2)～6)の対応を行う。

(3) その他の市町の対応

その他の市町は、上記(1)の5)、6)の対応を行う。

第5 発生農場等の防疫措置

発生農場の防疫措置は、本マニュアル及び防疫計画に基づき実施する。防疫作業従事者の作業概要は、詳細マニュアル④発生農場における防疫措置に記載する。

現地における防疫作業全体の進行管理は、現地対策本部現地企画班長（家保所長）が行い、防疫措置上の問題や課題の解消に努める。

現地企画班長は必要に応じて、現地対策本部各班長及び各係長による班長会議を開催し、各班の防疫措置状況報告、問題点の整理と解決、翌日防疫措置予定、要員計画の変更等の報告、県対策本部からの情報伝達等を行い、防疫活動の進捗状況の把握及び情報の共有を図る。

（1） 防疫措置の開始

1) 家きん所有者への説明

① 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し以下について説明した後、と殺指示書を交付し、作業に着手する。

ア 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の3の規定により行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申し立てをすることができないことについて遺漏なく説明する。

イ と殺の義務（法第16条）

ウ 死体の焼却等の義務（法第21条）

エ 汚染物品の焼却等の義務（法第23条）

オ 畜舎等の消毒の義務（法第25条）

カ 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、ア～オについて、所有者への指示に代えて自らこれを実施することができる。

② 健康対策班が農場従事者に対する積極的疫学調査を実施するため、農場責任者に連絡があることを伝える。

2) 防疫作業の指示系統

① 農場内における作業全体の指揮命令は発生農場防疫係（家畜防疫員）が行う。

② 防疫作業従事者への具体的な指示は、家畜防疫員を補助する防疫調整係が行う。

③ 農場内での資材の運搬や消毒等の作業は、防疫作業従事者が行う。

④ 防疫作業の進捗管理は、防疫調整係がとりまとめ、現地対策本部へ報告する。

（2） 立入制限

立入制限係は、疑似患畜と決定された後、警察や道路管理者、地方公共団体と協力して、発生農場への人、車両の往来を制限する。

① 防疫作業従事者数及び資材数量の確保状況を確認し、器材を点検する。

- ② 発生農場及びウイルスに汚染された場所への進入道路にロープを張り、通行規制の理由等を掲示し、人、車両の往来を制限する。
- ③ やむなく車両等が農場内を出入りする場合、及び要員等の農場退出の際には、十分な消毒を実施する。

(3) 農場の消毒作業

ウイルスの撲滅、発生農場外への拡散防止、作業者の感染防止のために消毒を行う。

- 1) 初動防疫係と協力して、農場の緊急消毒を実施する。
- ① 速やかに発生農場の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により農場外への病原体拡散防止措置を行う。(指針第7の1(3))
- ② 農場周辺の道路に消毒薬を散布する。
- ③ 散水車を用いて周辺道路を消毒する際は、市町に協力を求める。
- 2) 防疫作業前後の消毒を行う。
- ① 殺処分した家きん等の容器の消毒を行う。
- ② 農場から退出する資材や車両、及び要員等の消毒を行う。
- ③ と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、粘着シートの設置や、殺鼠剤の散布等を行う。(指針第7の5)

(4) 家きん及び汚染物品の評価業務

1) 評価

評価係は、鶏舎別にその鶏種、日齢等を考慮した評価基準表を作成し、評価する。算定方法は指針別紙2により行う。

- ① 防疫対策班から評価人名簿をもらう。
- ② 疑似患畜、汚染物品の評価を行う。
- ③ 殺処分に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、殺処分の対象となる代表的な個体について、体格が分かるように写真を撮影する。

2) 記録(指針第6の2、第16参照)

発生家きんの畜舎内における位置(場所)及び羽数等の情報の記録、発症家きんの写真撮影並びに防疫作業の写真及び動画撮影を行う。

- ① 防疫作業上、記録業務が困難な場合は、防疫作業従事者に協力を依頼する。
- ② 発生農場における疑似患畜の殺処分時まで、発症家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。
- ③ 報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像や動画を提供すること等により、指針第6の3の(6)の事項について協力を求める。

(5) 殺処分（指針第7の1参照）

疑似患畜の殺処分は、原則として疑似患畜であると判定された後、農場外への病原体拡散防止措置が完了してから、目安として24時間以内に完了する。疑似患畜の死体は、原則として、疑似患畜と判定した後72時間以内に埋却又は焼却する。ただし、焼却のため死体を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、全ての死体を密閉容器に入れ終えた時点で、死体の処理が完了したとみなす。

- ① 鶏の死体と卵は埋却を、鶏糞と飼料は発酵消毒を処分方法の原則とするため、殺処分後の死体の搬出等がスムーズに行えるよう考慮して作業を進める。
- ② 必要があれば、発生農場及び農場の外周部をビニールシートで遮蔽すること等により、病原体の拡散を防止する。
- ③ 動物福祉の観点から、炭酸ガスによる安楽死を行う。
- ④ 殺処分した家きんをフレコンバッグに投入して埋却場所へ搬出する。

【焼却を行う場合】

- ⑤ 密閉容器をパレットに積み、荷崩れ防止のため梱包ストレッチフィルムで巻き上げる。
- ⑥ 焼却施設まで搬送するトラックに積込む（積載重量に注意）。農場搬出時間を各施設担当者に連絡する。
- ⑦ 搬送に同行する者への指示（指針第7の2の(2)、(3)参照）
 - ・動物衛生課に協議した移動ルートで搬送すること。
 - ・消毒機器を持ち、密閉容器の破損等の事故があった場合は、すぐに周辺を消毒すること。
 - ・移動経過、搬送量等を記録し報告すること

(6) 汚染物品の回収

汚染物品のうち、卵は埋却処分とするため、フレコンバッグ等に詰めて埋却地へ搬出する。鶏糞及び飼料は、鶏舎内又は堆肥舎内に残置し発酵消毒とする。ただし、農場内に十分な埋却地が確保できる場合は、埋却処理も検討する。

- ① 農場内の汚染物品の回収を行う。
- ② 防疫作業従事者等が使用した防護服等の回収を行う。（防疫作業従事者等が用いたうがい薬の廃液を含む）
- ③ 汚染物品の処理において埋却が困難な場合には、発酵による消毒を行う。（指針第7の3、留意事項34参照）

(7) 埋却

疑似患畜と決定された後、直ちに埋却地場所の検討（試掘調査）及び運搬ルートの検討を行う。原則として農場内又はその近くにおいて埋却する。

- ① 埋却場所を選定する。
- ② 埋却場所の確認及び運搬ルートを検討及び試掘調査を行う。
- ③ 埋却溝の掘削工事は建設業協会に依頼する。
- ④ 必要があれば、埋却溝の外周部をシート等で遮蔽し、病原体の拡散を防止する。
- ⑤ 埋却終了後、発掘禁止期間等を記載した立て看板を設置する。
- ⑥ 死体の処理において埋却、焼却が困難な場合には、発酵による消毒を行う。(指針第7の2の(5)参照)

【焼却を行う場合】

(8) 搬送焼却(指針第7の2の(2)、(3)、(4)参照)

搬送は、殺処分係が積み込んだ密閉容器を焼却処理施設へ搬送する。焼却は、焼却処理施設において、密閉容器を焼却処理する。

- ① 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。設定したルート及びスケジュールを、公安班へ報告する。
- ② 密閉容器積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 移動中は消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ④ 死体を処理する場所まで同行する者については、家畜防疫員又は家畜防疫員の指示を受けた県職員で対応する。
- ⑤ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑥ 移動経過、搬送量等を記録し、保管する。
- ⑦ 施設毎に家畜防疫員の責任者を決め、施設毎に運営する。
- ⑧ 運搬車両から密閉容器投入場所までシートを敷く等の措置を講じる。
- ⑨ 死体の焼却炉への投入完了後直ちに、処理施設の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。
- ⑩ 焼却処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。

(9) 感染経路の究明(指針第16参照)

現地対策本部発生農場防疫係は、感染経路究明に必要な情報の収集及び整理並びに国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。

- ① 感染経路の究明のため、と殺時までには病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材や詳細な調査を行う。
- ② 発生農場、発生農場と疫学関連のある畜産関係施設、発生農場周辺の水きん類の飛来している池等を調査する。

第5章 詳細マニュアル① 移動制限区域の農家への周知

【構成員】例外協議運用係（畜産課）

（1）簡易検査陽性後の連絡業務

県内農場及び想定される移動制限区域内のGPセンター等関連施設、家きん以外の鳥類の所有者への連絡と移動自粛の要請

- ① 係員は、農家及び関連施設リストに基づき連絡業務を開始する。
- ② 連絡は電話、メール、FAX等で行う。

連絡内容（簡易検査陽性時）

- 1 km 内の農場
消石灰の散布、ねずみ侵入防止対策の実施
- 3 km 内の農場
移動自粛の要請、現在の飼養羽数、現在の異常の有無の確認、鶏卵等の出荷先等の確認等直ちに移動制限の例外協議の必要な事項の確認、検査日程を後で連絡する旨等
- 3 km 内のGPセンター等関連施設
食鳥処理場：新たな家きんの受入れの自粛
GPセンター：新たな食用卵の受入れの自粛
ふ卵場：新たな種卵の受入れの自粛
- 3～10km 内の農場
想定される搬出制限区域外への移動自粛の要請、現在の飼養羽数、現在の異常の有無の確認、鶏卵等の出荷先等の確認等直ちに搬出制限の例外協議の必要な事項の確認等
- 県内のその他の農場
疑い事例の発生、農場の衛生対策の強化
- 制限区域内の家きん以外の鳥類の飼養者

（2）消毒ポイントの設置プレス後の連絡業務

県内家きん農場、移動制限区域内の関連施設等に消毒ポイントの設置と消毒ポイントの通過によるまん延防止対策への協力を連絡

連絡内容（消毒ポイントの設置プレス後）

- 県内の農場
- 移動制限区域内のGPセンター等関連施設
- 飼料製造・販売業者等
- 制限区域内の家きん以外の鳥類の飼養者
消毒ポイントの設置と通過の依頼

(3) 疑似患畜決定後の連絡業務

- ① 疑似患畜が確認された農場から半径 3 km 以内の農場及び県が必要と認める者に対して、当該農場の住所について情報提供する（国防疫指針第 6 の 1 の（2）参照）。
 - ② 情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。（国防疫指針第 6 の 1 の（3）参照）
 - ③ 制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、FAX、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。（国防疫指針第 9 の 1 の（4）参照）
 - ④ 疑似患畜が確認された場合には、制限区域内の家きんの所有者を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数を移動又は搬出制限の解除日まで畜産試験場に報告するよう求める。（国防疫指針第 9 の 1 の（5）参照）
 - ⑤ 次に掲げる異状を確認した場合については、直ちに、報告を求める。
 - ア 同一の家きん舎内における 1 日の死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の 2 倍以上になっている場合（圧死等本病による死亡でないことが明らかな場合を除く。）
 - イ 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合
 - ウ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡（圧死等本病による死亡でないことが明らかな場合を除く。）し、又はまとまってうずくまっていることを確認した場合
 - ⑥ 移動・搬出制限の対象外としての例外協議のための資料等の作成業務。
 - ⑦ 移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する場合の連絡。（国防疫指針第 10 の 1）
 - ア 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）
 - イ GPセンター
 - ウ ふ卵場
 - エ 品評会等の家きんを集合させる催物
 - ⑧ 搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を停止する場合の連絡。（国防疫指針第 10 の 2）
 - ⑨ 養鶏農場、愛玩鳥飼養者等への情報提供を行う。
- ※④、⑤については、現地対策本部発生状況・清浄性確認検査班あてに報告を求める。

連絡内容（疑似患畜確定時）

● 3 km 内の農場

・農場の住所（情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う（国防疫指針第6の1の（3）参照）。）

・移動禁止区域となり、現在の異常の有無の確認と毎日の異常の有無、死亡数の報告が必要であること

● 3 km 内のG Pセンター等関連施設

食鳥処理場：新たな家きんの受入れの停止

G Pセンター：新たな食用卵の受入れの停止

ふ卵場：新たな種卵の受入れの停止

● 3 ～10km 内の農場

・搬出制限区域となり、現在の異常の有無の確認と毎日の異常の有無、死亡数の報告が必要であること

● 県内のその他の農場

・現在の異常の有無の確認、制限区域が設定されたこと

● 制限区域内の家きん以外の鳥類の飼養者

・現在の異常の有無の確認、制限区域が設定されたこと

○送付文書例：プレスリリース資料、お知らせ文書等（メール、FAX）

(4) 制限区域が解除時の連絡業務

県内家きん農場、制限区域内の関連施設等に制限解除及び下記事項について連絡

連絡内容（搬出制限解除）

●10km内の農場

現在の検査結果が夜に出ますので、異常がなければ、〇〇日午前0時をもって搬出制限区域（10km）が解除の予定です。

その場合、家きん、卵、鶏糞などが搬出制限区域外に出せるようになります。

また、毎日の死亡羽数の報告が月1回になります。（3～10kmの農家のみ）

移動制限区域（3km）は残りますので、家きん、卵、鶏糞などを積んで通らないようにしてください。通る場合は、国との協議が必要となります。

●その他の農場

現在の検査結果が夜に出ますので、異常がなければ、〇〇日午前0時をもって搬出制限区域（10km）が解除の予定です。

移動制限区域（3km）は残りますので、家きん、卵、鶏糞などを積んで通らないようにしてください。通る場合は、国との協議が必要となります。

●3km内のGPセンター等関連施設

現在の検査結果が夜に出ますので、異常がなければ、〇〇日午前0時をもって搬出制限区域（10km）が解除され、一部の消毒ポイントが廃止される予定です。

移動制限区域（3km）及び一部の消毒ポイントは残りますので、近隣を通過する場合は、消毒ポイントを経由してください。

連絡内容（移動制限解除）

●3km内の農場

新たな発生がなければ、〇〇日午前0時をもって移動制限区域（3km）が解除の予定です。

その場合、家きん、卵、鶏糞などが出せるようになります。

また、毎日の死亡羽数の報告が月1回になります。

●その他の農場・3km内のGPセンター等関連施設

新たな発生がなければ、〇〇日午前0時をもって移動制限区域（3km）が解除され、全ての消毒ポイントが廃止される予定です。

【構成員】 下表参照

1) 異常家きん等の届出から簡易検査結果判明までの対応

防疫措置に必要な資材等の手配に関する事務を行う。

- ① 発生地家保は、当該農場の既存の防疫計画書に基づき、必要資材機材の数量を確認し、以下のア～エを確認する。
 - ア 家保の備蓄品一覧
 - イ 市町の備蓄品一覧
 - ウ 班別配送リスト
 - エ 資材取扱業者・単価契約リスト

2) 簡易検査陽性決定から遺伝子検査結果判明までの対応

- ① 現地対策本部資材班長は、発生農場の防疫計画（素案）に基づき、防疫措置に必要な重機等の手配を建設業協会現地支部へ依頼するとともに、埋却作業に必要な工事の執行準備を行う。
- ② テント、机、椅子の手配を、市町に依頼する。
- ③ フォークリフト及びオペレーターの手配を、県対策本部防疫対策班畜産団体等調整係を通じて、JA等に依頼する。
- ④ 現地対策本部資材班は、発生農場の防疫計画（素案）に基づき、各家保が保管する備蓄資材の配送計画を立てる。
- ⑤ 現地対策本部資材班長は、資材受入配送係（関係出先機関の係員）に、トラック及び公用車等による参集を要請し、集合場所、時間の打合わせを行う。

輸送車が不足する場合は、県対策本部防疫班畜産団体等調整係へ一般社団法人香川県トラック協会への手配を依頼する。
- ⑥ 資材受入配送係は、配送計画に基づき備蓄資材の梱包等搬送準備を行う。

段ボール箱等に梱包する場合は、内容物、配送先を箱の外に明記し、現場での受取、配置に困らないよう配慮する。（発生農場、健康調査会場）
- ⑦ 資材受入配送係は、配送計画に基づき、各家保の備蓄資材の搬送を開始する。家保での備蓄資材の出納管理（受渡し）は、各家保の庶務課が行う。

農場へ搬送した資材の荷下ろしは、クリーンゾーンの資材置き場で行うこととし、資材受入配送係は汚染ゾーンには立ち入らない。農場内への搬入及び各家きん舎への搬送は、消毒作業のために農場入りしている農場緊急消毒係が行う。

農場内で荷物を受け取る農場緊急消毒係は、原則として資材を資材受入配送係から、接することなく消毒ゾーンで受け取り、農場内の各家きん舎に運ぶ。やむを得ず、クリーンゾーンに出る場合は、十分に消毒し、汚染しないよう留意すること。
- ⑧ 資材調達係は、防疫計画（素案）及び各係からの必要資材の購入依頼（係別配送リスト）に基づき、各家保の備蓄資材の数量から、不足資材リストを作成し、必要量を発注し調達する。今後必要となる数量を把握し、十分余裕を持って発注するようにする。また、店頭で購入できるものは直ぐに購入し、搬送する。

- ⑨ 事前に防疫資材別（一部単価契約済み）に、取扱業者と担当者及び電話番号、FAX番号、営業時間等の一覧表を作成しておき、在庫確認及び夜間の連絡先を確認する。（夜間は連絡を拒否されるため、急ぐものは発注等を営業時間内に行うこと。）
- ⑩ 資材調達係長は、発注済み資材の種類、量、納品の有無が分かるように台帳（注文請書）を整備しておき、納品確認、支払事務を行う。

3) 疑似患畜（遺伝子検査陽性）決定後の対応

- ① 資材の需要予測を立て、計画的に発注業務を進める。
- ② 各係からの不足資材の購入依頼を取りまとめ、発注する。
- ③ 資材の梱包材等の不要物は、排出場所毎に1か所に集めておき、市町又は産業廃棄物処理施設で処理する。

人員配置の目安

班・係	所属	人数	主な業務内容
資材班	発生地家保 発生地家保庶務課長	常時 1人	班長：各係の総括
資材調達係	発生地家保庶務課 非発生地家保庶務課	常時 2人	係長：資材の発注、納品確認、支払事務
	中讃農業改良普及C 西讃農業改良普及C		係員：資材の発注、在庫管理
資材受入 配送係	畜産試験場 東讃農業改良普及C 中讃農業改良普及C	常時 2人	係長：納品確認、在庫管理、配送指示
	畜産試験場	常時 2人	係員：トラックによる配送
	農業試験場		
	農業大学校		
	水産試験場	3人	発生直後における資材の配送 (家保備蓄倉庫からの搬出)
	農業試験場		
東讃農業改良普及C	7人		

*資材の調達は、原則として発注から支払までを現地対策本部で一括して行う。

*不足資材が生じないよう、家保職員が中心となって需要予測を立て発注を進める。

*殺処分用の炭酸ガスは特に不足しないよう留意すること。

(業者が保有する炭酸ガスボンベの本数には限りがあるため、空になったボンベは業者に回収を依頼し、再度充填してもらう必要がある。)

*消毒ポイントへの配送は、消毒ポイント係が行う。

防疫措置に必要な資材等一覧

防疫作業資材（農場）	生活資材（健康調査会場）	埋却地
<input type="checkbox"/> 動力噴霧器 <input type="checkbox"/> 動噴用タンク <input type="checkbox"/> 動噴用ホース（ノズル） <input type="checkbox"/> 消石灰 <input type="checkbox"/> 消毒剤（パコマ等） <input type="checkbox"/> フレコンバッグ（1 t用） <input type="checkbox"/> ブルーシート（10m×10m） <input type="checkbox"/> ブルーシート（5.4m×9m） <input type="checkbox"/> 一輪車 <input type="checkbox"/> 角スコップ <input type="checkbox"/> 竹ぼうき・ほうき <input type="checkbox"/> ガソリン携行缶 <input type="checkbox"/> 軽油携行缶 <input type="checkbox"/> 灯油用ポンプ <input type="checkbox"/> ラッカースプレー <input type="checkbox"/> カッター・はさみ <input type="checkbox"/> マジック <input type="checkbox"/> ポリ袋（0.1 mm 90ℓ） <input type="checkbox"/> ポリ袋（0.03 mm 90ℓ） <input type="checkbox"/> 結束ひも（30 cm） <input type="checkbox"/> ポリバケツ（90ℓ）ふた付 <input type="checkbox"/> 台車 <input type="checkbox"/> コンパネ <input type="checkbox"/> 密閉容器（45ℓ・60ℓ） <input type="checkbox"/> 封入用木槌 <input type="checkbox"/> ロープ、トラロープ <input type="checkbox"/> パレット <input type="checkbox"/> はしご・脚立 <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> 炭酸ガスボンベ <input type="checkbox"/> ボンベキャリー <input type="checkbox"/> スノーホーン <input type="checkbox"/> レンチ・スパナ <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 延長コード・コードリール <input type="checkbox"/> 発電機・投光器 <input type="checkbox"/> コンテナハウス <input type="checkbox"/> 仮設トイレ	<input type="checkbox"/> 防護服 <input type="checkbox"/> ゴム手袋（薄手・厚手） <input type="checkbox"/> キャップ <input type="checkbox"/> ゴーグル <input type="checkbox"/> くもり止め <input type="checkbox"/> N95 マスク <input type="checkbox"/> 耐油長靴（各サイズ） <input type="checkbox"/> 移動用サンダル <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 布テープ <input type="checkbox"/> ビニールテープ（赤） <input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> 手指消毒アルコール <input type="checkbox"/> うがい薬 <input type="checkbox"/> 紙コップ <input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー <input type="checkbox"/> ポリ袋（0.03 mm 90ℓ） <input type="checkbox"/> カイロ <input type="checkbox"/> カッター・はさみ <input type="checkbox"/> マジック <input type="checkbox"/> 懐中電灯・電池 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> ストーブ <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 発電機・投光器 <input type="checkbox"/> フレコンバッグ（1 t用）	<input type="checkbox"/> 動力噴霧器 <input type="checkbox"/> 動噴用タンク <input type="checkbox"/> 動噴用ホース（ノズル） <input type="checkbox"/> 消石灰 <input type="checkbox"/> 消毒剤（パコマ等） <input type="checkbox"/> ブルーシート（10m×20m） <input type="checkbox"/> ポリ袋（0.03 mm 90ℓ） <input type="checkbox"/> フレコンバッグ（1 t用） <input type="checkbox"/> ガソリン携行缶 <input type="checkbox"/> 軽油携行缶 <input type="checkbox"/> 灯油用ポンプ <input type="checkbox"/> 発電機・投光器 <input type="checkbox"/> 木杭（60 cm）・角杭 <input type="checkbox"/> 埋却用木槌 <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 防水シート（20m×50m） <input type="checkbox"/> はしご・脚立 <input type="checkbox"/> 延長コード・コードリール <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> 埋却地用看板 <input type="checkbox"/> コンテナハウス <input type="checkbox"/> 仮設トイレ
		<p style="text-align: center;">重機関係（農場・埋却地）</p>
		<input type="checkbox"/> フォークリフト <input type="checkbox"/> ホイールローダー <input type="checkbox"/> バックホウ <input type="checkbox"/> ボブキャット <input type="checkbox"/> ダンプカー <input type="checkbox"/> ユニック車 <input type="checkbox"/> 軽トラック <input type="checkbox"/> 照明車

資材調達先リスト（調達実績先一覧）

調達先名称	手配実績	電話番号
医療用資材購入先		
調達実績先一覧は家保から入手すること		
動物用医薬品、消毒薬購入先		
ホームセンター		
燃料購入先		
重機輸送関連		

【構成員】消毒ポイント班（資材の補給）：家保、畜産試験場、農業改良普及C
消毒ポイント係（消毒ポイントの設置及び運営）：土木部、市町、委託業者

疑似患畜と決定された後、市町と協力し、直ちに決定された消毒ポイントで車両の消毒業務及び監督を行う。必要に応じて、県対策本部の指示により、疑似患畜と決定される前に業務を開始する。

特に、畜産関係車両や防疫作業車両については、農場出入りの度に運転手及び車両内部を含め厳重な消毒を徹底するとともに、必要に応じて一般車両の消毒も実施する。

消毒ポイントは、発生農場周辺（おおむね半径1kmの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界と主要道路等が交差する付近に設置し、畜産関係車両等の消毒を行い、病原体の拡散防止を図る。また、公道において実施する場合、通行車両を停止させての消毒作業となるので、警察官の支援を得るなどして、車両の誘導等には充分留意する。

（1）業務の開始

簡易検査陽性時の連絡体制

県対策本部総務班（農政課）は、土木監理課に消毒ポイント班の業務開始を要請する。

県対策本部総務班（農政課）は、消毒ポイントを設置が想定される市町に対し、簡易検査陽性の連絡と、県の行う防疫対応への協力を依頼する。

（2）県対策本部防疫対策班移動制限・消毒ポイント係（畜産課）の業務

- ① 防疫マップシステムで消毒ポイントをリストアップし、設置場所を決定する。
- ② 移動制限・消毒ポイント係は、決定した消毒ポイントの施設管理者に連絡する。
- ③ 施設管理者の承諾が得られれば、決定した消毒ポイントの設置場所を現地消毒ポイント班長に連絡する。

（3）現地対策本部消毒ポイント班の業務

- ① 現地対策本部消毒ポイント班は、消毒ポイントの設置にあたって、道路使用許可は所轄警察署、道路占用許可は道路管理者等に申請する（時間の関係で連絡するが申請は後からになる）。また、建設業協会支部に消毒ポイント用レンタル機材の手配を依頼する。
- ② 現地対策本部消毒ポイント班は、資材配送計画を作成し、土木監理課へ消毒ポイント機材輸送のための家保参集時間、消毒ポイント集合時間を連絡する。また、当該市町に消毒ポイント集合時間を連絡するとともに、消毒ポイント用テント（コンテナハウスが設置されるまで利用）、机、椅子の確保及び運搬の依頼をする。
- ③ 現地対策本部消毒ポイント班は、県対策本部消毒ポイント班（土木監理課）から要員名簿を受け取る。
- ④ 各消毒ポイントを巡回しながら、次の対応をする。

- ・燃料（ガソリン、軽油、灯油など）の補給の手配
- ・水、消毒薬などの補給の手配
- ・必要資材（防護服、トイレットペーパー、文具など）の補給の手配
- ・消毒ポイント運営に関する対応（故障、凍結、電気、天候など）
- ・各消毒ポイントの運営状況（通行車両、人員など）の整理、取りまとめ、報告

（４）消毒ポイントの設置等（土木事務所担当者、市町担当者）

- ① 土木事務所担当者は、土木監理課からの連絡を受けて、指定の家保備蓄倉庫から資材を受け取り、市町担当者と協力して消毒ポイントの設置等を開始する。土木事務所担当者及び市町担当者は、決定した消毒ポイントにおいて、通行の妨げにならないよう、家保に保管している消毒ポイント資材（消毒ポイント資材リスト参照）、並びに市町が準備した消毒ポイント用テント（コンテナハウスが設置されるまで利用）、机、椅子を設置する。
- ② 動力噴霧器、発電機等の機材を所定の位置にセットし、貯水タンクに水を貯め規定量の消毒薬を投入する。給水設備がない場合は、給水車（運搬用貯水タンク並びにトラック等）で補充する。
また、燃料保管用の缶（ガソリン携行缶、灯油缶、軽油缶）はテント（コンテナハウス）外の安全な場所で管理する。ドラム式延長コードは巻いたまま使用しない。
- ③ 消毒ポイントには、立て看板による標示（予告告知板を含む）を行う。
排水（使用した消毒薬を含む）により、水道水源等に影響を与えないよう配慮する。
- ④ 消毒ポイントの設置完了を現地対策本部消毒ポイント班へ連絡する。
- ⑤ 現地対策本部消毒ポイント班からの指示により、消毒ポイントでの車両消毒業務を開始する。
- ⑥ また、手配したレンタル機材（動力噴霧器、コンテナハウス、簡易トイレ、投光機、運搬用貯水タンク、トラック等）が新たに消毒ポイントに設置され次第、優先的にレンタル機材を活用する。（市町が準備したテントは、状況により撤収する。）

（５）消毒ポイントの運営（県市町要員、民間要員等）

- ① 業務については別添「車両消毒実施概要」（p77～81）に基づき実施する。（車両消毒、車両消毒実施確認書への記載、車両消毒済証明書の発行など）
- ② 運営に関する緊急連絡先は現地対策本部消毒ポイント班とする。
- ③ 飼料運搬車等畜産関係車両の運行状況から3交代制を基本とするが、発生状況により変更する場合もある。また、運営時間についても変更する場合がある。
- ④ なお、制限区域の解除後においても消毒ポイント機器の撤去までは消毒ポイント機器の保安要員として、現地対策本部消毒ポイント班から指示があるまで待機すること。○ 発生日からの対応

Aクール：消毒ポイント準備～午前0時00分

Bクール：午前0時00分～午前8時00分

Cクール：午前8時00分～午後4時00分

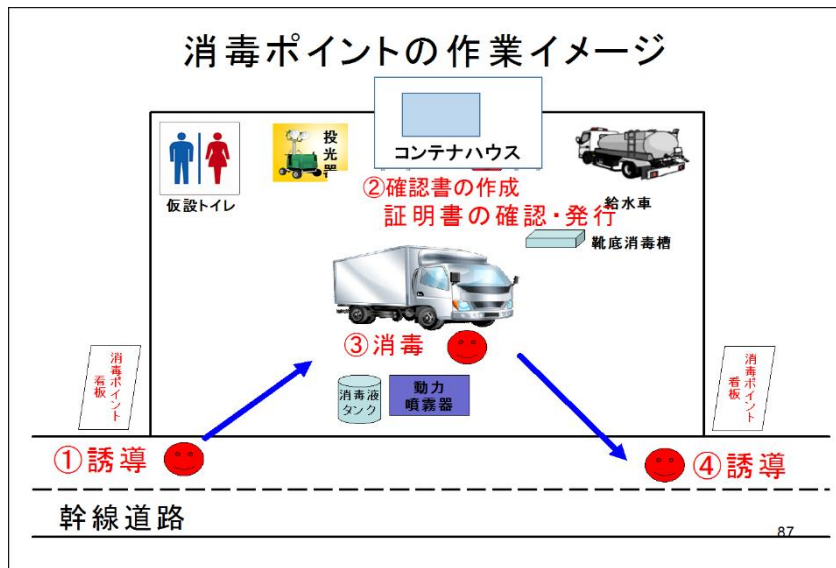
Aクール：午後4時00分～午前0時00分

*以下8時間ごと3交代で対応 担当者は各消毒ポイントに30分前に集合

* 運営を县市町職員から委託業者に移行する際には、現地対策本部消毒ポイント班長は、早めに土木監理課及び市町へポイント毎の予定時間を連絡する。

⑤ 消毒対象車両

- ア 家さんの飼養場所へ出入りする車両
- イ 鶏卵、食鳥、ヒナ輸送車
- ウ 飼料運搬車
- エ 診療車
- オ 食鳥加工施設、死亡獣畜取扱場、化製場へ出入りする車両
- カ 一般車両（希望車両）



⑥ 消毒方法

- ・ボディと下回りを、上部から下部に向けて消毒薬で入念に消毒する。必要に応じてブラシを用いるとともに、可動部は動かして、消毒の死角ができないようにする。
- ・タイヤハウス、泥よけ、ホイール、タイヤは、入念に消毒する。その際、タイヤの溝や側面は、必要に応じてブラシを用いる。
- ・スプレー等を用いて、運転席の内部も消毒する。
- ・一般車両を消毒する場合は、上記の畜産関係車両に準じて行うが、1台ずつ停車して消毒することが困難な場合は、消毒マットを用いる。この場合、十分な消毒効果が保たれるよう消毒薬を定期的に追加する。
- ・一般車両でも、農場へ出入りした車両は、畜産関係車両と同様に入念に消毒する。



消毒ポイント必要資材一覧(一箇所当たり)

人員:1か所:3名×3交代/日

機資材名	規格	数量	備考(用途など)
動力噴霧機(本体)、使用マニュアル	ガソリン・電動	1	車輜消毒
動力噴霧機(ホース・鉄砲ノズル)		1	車輜消毒
水タンク	200L	1	動噴の給水用
発電機(ヤマハ)、使用マニュアル	23KW、動噴等用	(1)	電源が取れない場合
インバーター式発電機、使用マニュアル	900W、投光器用	(1)	電源が取れない場合
投光器		1	夜間照明用
ドラム式延長コード(屋外型)	30m	1	電動動噴や投光器用
ガソリン携行缶(ガソリン入)	20L	(1)	ガソリン動噴、発電機用
手押し噴霧器	加圧式	1	車輜内の消毒または非常用
消毒薬(逆性石鹼液500ml)		1	水タンクに添加(1000倍希釈) 30l/台×20台 /日=600ml/日
台車		1	
水道ホース		1	水道から水タンクへの給水等
バケツ	15L	1	踏込み消毒槽への水入れなど
ブルーシート	2.7×5.4	2	テント周囲の覆い
	2.7×3.6	2	
『消毒ポイント』看板		3~4	車輜誘導用
コーン・コーン重し		3	車輜誘導用
看板用重り	緑	3~4	看板固定重り用
ポリタンク	青色18~20L	3~4	看板、テント等重り用、水運搬用
ストーブ(石油)		1	防寒
灯油用ポリタンク	18L	1	給油ポンプを含む

収納ボックス、工具箱

筆記用具等一式		1	油性マジック(黒、赤)、シャーペン、消しゴム、ボールペン(黒)、カッター、ハサミ、セロテープ、養生テープ、布ガムテープ、ビニールテープ
工具類一式		1	針金、プライヤー、万能ラジオペンチ、モンキーレンチ、ドライバーセット等
消毒ポイント用書類一式	クリアファイル	1	台帳(別紙様式2)、証明書(別紙様式3)、白紙、ノート、クリアファイル等
雨合羽	LL1, L2	3	作業員用(雨天や水の飛び散り防止)
安全ベスト		3	作業員用
誘導灯		3	車両誘導用(単2電池2本使用)
マルチウエイト		2	テントの重し等
踏込み消毒槽・人工芝		1	運転手の靴消毒
洗車ブラシ		1	踏込み消毒槽と共に使用
防水LEDライト		1	夜間作業用懐中電灯
消毒スプレー容器	500ml	1	運転手の手指消毒(消毒用アルコールを入れて使用)
計量カップ・ポリ柄杓	500ml	1	消毒薬の計量用・混合用
時計		1	
PPロープ	100m	1	
ゴミ袋		1	45L 2枚
タオル		3	作業員用
軍手		6	作業員用
厚手手袋		3	作業員用
ゴーグル		3	作業員用
ニトリル手袋	M 1箱	1	作業員用
マスク	1箱	1	作業員用
アルカリ電池一式		1	単1 6本、単2 8本、単3 6本、単4 3本
ランタン		2	電池式(仮設トイレ、コンテナ等)
ヘッドライト		2	電池式
鉄砲のノズル部品		1	予備用
防護服(タイベック)		12	作業員用
長靴		3	作業員用(共用)

市町

テント		1	作業員の休憩、証明書の発行
机		2	テント内で証明書発行手続き
イス		5	作業員休憩用

車両消毒実施概要

(目的)

- 1 本県における本病のまん延防止を図るため、家畜伝染病予防上の移動制限、搬出制限区域において、家きん農場へ出入りする車両の消毒を実施する。

(対象とする車両)

- 2 移動・搬出制限区域内への出入りを目的とする飼料運搬車両等の畜産関連車両で、移動・搬出制限区域内を移動するもの。

(実施者)

- 3 1班3名(県職員、市町職員等)で編成し、状況により業者に委託する場合がある。また、消毒ポイントの円滑な運用を図るため警察等の協力を得る。

(使用する消毒薬)

- 4 逆性石けん等の消毒薬とする。排水(使用した消毒薬を含む)により、水道水源等に影響を与えないよう配慮する。

(実施場所)

- 5 移動制限区域境界付近、移動制限区域内及び搬出制限区域付近の主要幹線道路沿線に消毒ポイントを設置する。
消毒ポイントの設置場所は、地権者の同意をはじめ、多量の消毒剤の使用による周辺環境に対する影響への配慮などを考慮する必要がある。

(消毒方法)

- 6 ボディと下回りを、上部から下部に向けて消毒薬で入念に消毒する。タイヤハウス、泥よけ、ホイール、タイヤは、入念に消毒する。必要に応じてブラシを用いる。可能であれば、スプレー等を用いて、運転席の内部も消毒する。一般車両を消毒する場合は、畜産関係車両に準じて行うが、農場に出入りした車両は、畜産関係車両と同様に入念に消毒する。

(証明書の発行)

- 7 各消毒ポイントにおいて消毒終了後、運転者は車両消毒実施確認書(別紙様式1)に必要な事項を記入し、運転者の署名をする。消毒を実施した職員は、車両消毒済証明書(別紙様式2)に必要な事項を記入し、「実施済み」に○を付ける。

(証明書の提示及び提出)

- 8 運転者は、渡された車両消毒済証明書(別紙様式2)を携行し、農場立入時には車両消毒済証明書を所有者に提示する。また、目的地(行き先)が複数カ所ある場合は、一つの行き先での作業が済んだ後、消毒ポイントにおいて消毒を実施した後でなければ、次の目的地(行き先)に移動してはならない。

(実施者の管理)

- 9 消毒ポイント作業従事者は、消毒ポイント作業日報(別紙様式3)に必要な事項を記入する。

車両消毒実施確認書（消毒実施者控）

消毒ポイント名

令和 年 月 日（日が変われば新しい用紙に記入すること）

No	実施日時	実施者氏名	業者名	行き先	連絡先	ナンバープレート番号	運転者の署名又は印
1	:						
2	:						
3	:						
4	:						
5	:						
6	:						
7	:						
8	:						
9	:						
10	:						
11	:						
12	:						
13	:						
14	:						
15	:						

別紙様式2

車両消毒証明書

	車両ナンバー： 運転者：	業者： 連絡先：
／	消毒ポイント（ ） 消毒済み 行き先： 実施者： 時間： 時 分	消毒ポイント（ ） 消毒済み 行き先： 実施者： 時間： 時 分
／	消毒ポイント（ ） 消毒済み 行き先： 実施者： 時間： 時 分	消毒ポイント（ ） 消毒済み 行き先： 実施者： 時間： 時 分
／	消毒ポイント（ ） 消毒済み 行き先： 実施者： 時間： 時 分	消毒ポイント（ ） 消毒済み 行き先： 実施者： 時間： 時 分

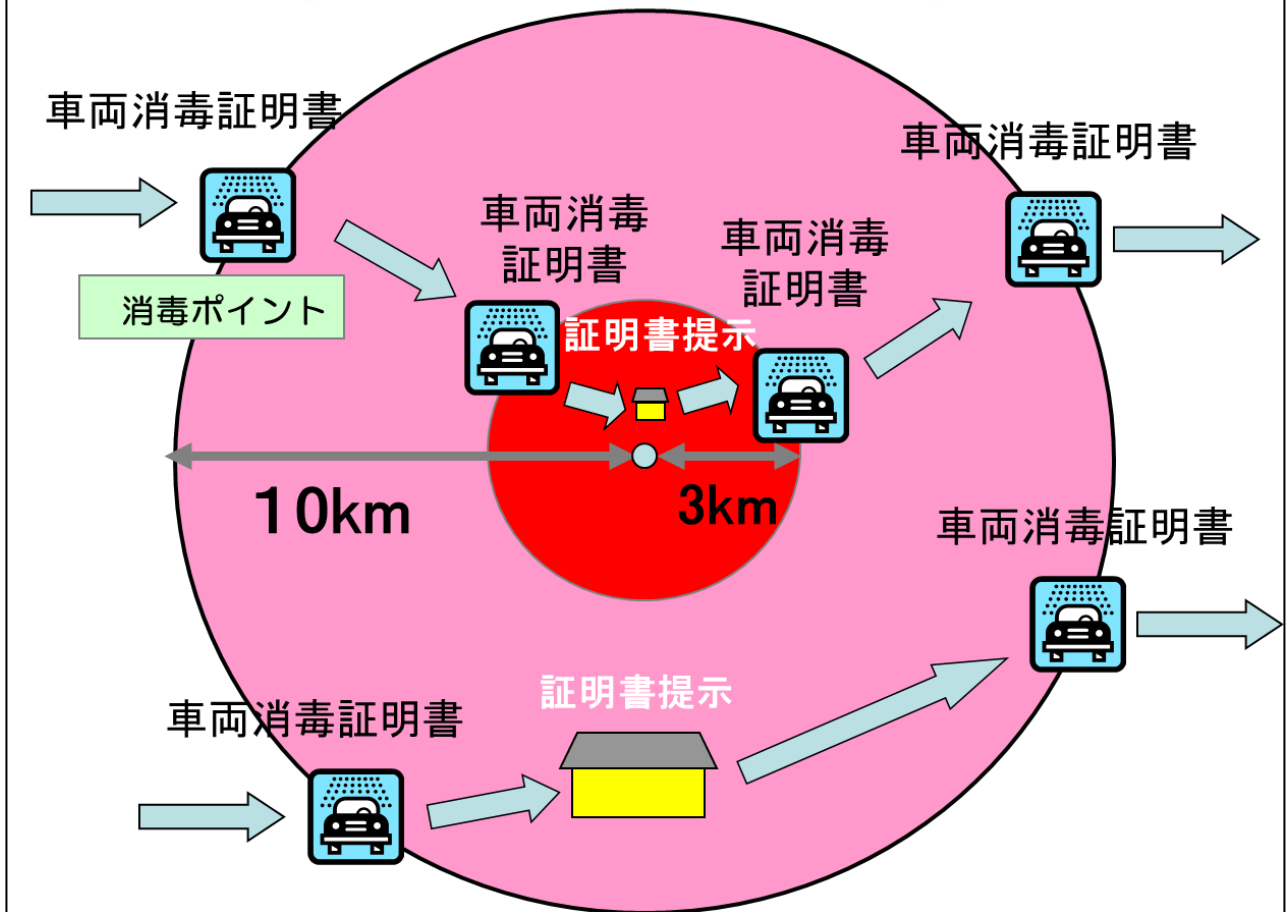
消毒ポイント作業日報

消毒ポイント名

令和 年 月 日 (日が変われば新しい用紙に記入すること)

勤務時間	作業従事者氏名	所属・会社名等
(例)〇:〇〇~〇:〇〇 (クールごとに記載)	□□□ □□□	△△市役所
発注・納品状況(ガソリン、灯油、資材など)、特記・連絡事項等を記入して下さい		
発注・納品状況(ガソリン、灯油、資材など)、特記・連絡事項等を記入して下さい		
発注・納品状況(ガソリン、灯油、資材など)、特記・連絡事項等を記入して下さい		

消毒ポイント通過の考え方

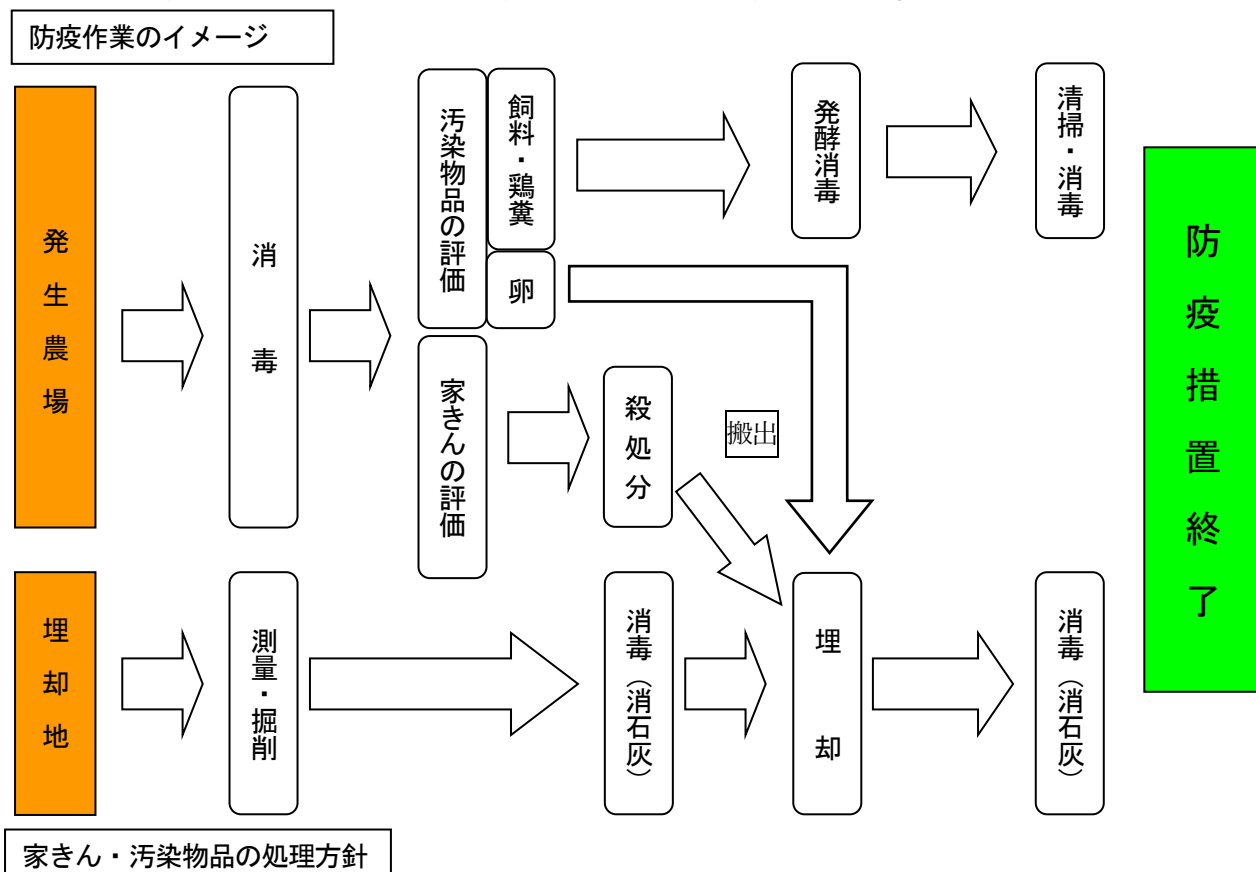


詳細マニュアル④ 発生農場における防疫措置

原則として、疑似患畜判定後、24時間以内に殺処分を、72時間以内に患畜又は疑似患畜の死体の処理を完了しなければならない。

早期の防疫措置完了に向け、家きんの死体や飼料・鶏糞等の汚染物品の処理方法をあらかじめ決定しておき、下記のイメージのとおり防疫作業を進める。

なお、防疫作業にあたっては、従事者の安全を最優先する。



家きんの死体及び卵は埋却処分とする。

ただし、埋却ができない場合は焼却処分を検討する。

鶏糞及び飼料は農場から搬出せず、発酵消毒とする。

ただし、埋却溝が十分確保でき、早々に埋却が可能な場合はこの限りではない。

1 発生農場先遣調査（先遣調査係）

【構成員】 畜産課、発生地家保、農政課、土地改良課、土地改良事務所

(1) 役割

発生農場での殺処分・埋却・消毒などの防疫措置がスムーズかつ防疫作業従事者が安全に作業を進められるよう、簡易検査陽性判明時点で農場に立ち入り、必要な事前調査を行う。農場に立ち入る際は、防護服の着用や退場時の消毒の徹底等により、農場からのウイルス拡散防止に十分留意する。

先遣調査係の構成は、家畜防疫員（畜産課及び発生地家保）、農政課、土地改良課、土地改良事務所とする。農場に到着したら、農場周辺の状況及び農場内の様子を動画及び写

真で記録するとともに、農場主への聞き取り等により、事前調査を実施する。

(2) 先遣調査の実施

- ①畜産課は、異常家きんの届出があった時点で、当該農場の位置図、防疫計画書及び鶏舎配置図等を出力し、先遣調査に参加する関係課へ配布する。土地改良事務所へは土地改良課を通じて共有する。
- ②畜産課、農政課及び土地改良課の先遣調査係員は、公用車により農場へ出発する。健康調査会場候補地から農場までの道のりを走行し、バスの通行に支障がないかを確認するとともに、農場周辺でバスの停車が可能な場所（動員者の乗降ポイント）を探す。土地改良事務所職員は事務所から農場へ直行するものとし、現地で合流する。

必要資材	防疫計画書一式、防護服一式、スマートフォン又はデジカメ、ジッパー式ポリ袋(カメラの汚染防止用)、コンベックスメジャー、筆記用具(上記の必要資材は、先遣調査係の人数分を畜産課で手配する。)
-------------	--

- ③農場入り口から各鶏舎までの動線を動画で撮影するとともに、鶏舎周辺及び鶏舎内の様子を動画や写真で撮影する。
 - ④通行制限・遮断の判断や、立入制限場所の確認
 - ⑤防疫措置に係るゾーニング（汚染・クリーン）、脱衣テントの設置場所の検討。
 - ⑥農場主へヒアリングを行い、農場の概況を把握する。確認できた内容は、防疫計画書に添付している農場見取り図に書き込みを行う。
- 鶏舎関係：鶏舎数、鶏舎の構造（階数やケージの段数、柱の位置、通路の数、出入口の位置等）
- 処分対象：鶏の種類、鶏舎毎の飼養羽数、飼料タンクの数および貯蔵量、鶏糞の量、家きん卵の数量
- 農場地形：通路の幅員、急傾斜の有無、炭酸ガス設置場所（平坦地）、作業動線、脱衣テント設置場所（平坦地）、投光器の設置場所（平坦地）、資材置場の候補地、水道・トイレ・コンセントの場所
- 重機関係：農場が所有する重機の種類及び台数（フォークリフト、ボブキャット等）
普段農場で使用するトラックの大きさ（軽トラ、2トン、4トン等）
フォークリフト等の作業動線
- 埋却関係：埋却候補地の現況確認、農場周辺の所有地の確認
- ⑦作成した農場見取り図を写真に撮り、その他の動画等とともに県対策本部へ送信。
 - ⑧先遣調査が完了次第、速やかに県庁へ戻り、防疫作業工程表の作成に着手する。

(3) 防疫作業工程表の作成

- ①先遣調査係が収集した情報（飼養羽数、鶏種、汚染物品の量、埋却地の位置等）を整理し、殺処分完了まで及び防疫措置完了までの所要時間の目安を立てる。
- ②防疫措置に必要な資機材の情報を整理し、適した重機類の発注を依頼する。
- ③農場内における作業動線を検討し、人員の配置や搬出ルートを決める。
- ④事務局会議において、関係各課へ情報を共有する。

※重機の使用については、運行経路及び作業の方法を示した作業計画を作成する。

2 立入制限措置（立入制限係）

【構成員】家保等、農場試験場、園芸総合C、府中果樹研究所、病虫害防除所
警察（殺処分開始から殺処分完了までの間配備）

初動対応は県職員が行い、準備が整い次第民間業者へ委託する。

報道関係者や一般車両等の通行によるまん延防止を図るため、発生農場及びウイルスに汚染された場所への進入道路で、コーン等を立て、立入制限係を配置し、立入を制限する。

農場の状況から必要と考えられる場合は、疑似患畜又は患畜と決定された後、防疫措置の開始から終了時まで（最大72時間）、警察や道路管理者の地方公共団体と協力して、発生農場及びウイルスに汚染された場所への進入道路で、ロープ等を張って、人、車両の往来を制限する。

立入制限係は、発生地家保若しくは（現地対策本部の設置以降は）現地対策本部に公用車に乗り合わせるなどして集合し、現地対策本部防疫班長から指示を受ける。

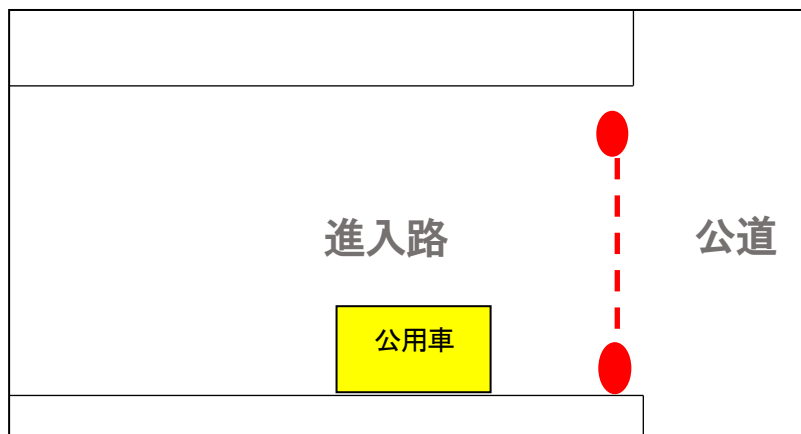
農場の進入路付近で公用車（ハザードランプを付けておく。）で待機する。農場内には立ち入らないので、服装は防護服1枚で、下には十分な防寒対策を施しておく。

農場内進入路は原則として一つとし、立入制限係は農場に出入りする車両の誘導を行う。（農場の出入口に近い場合は、消毒係の行う車両消毒に協力する。）

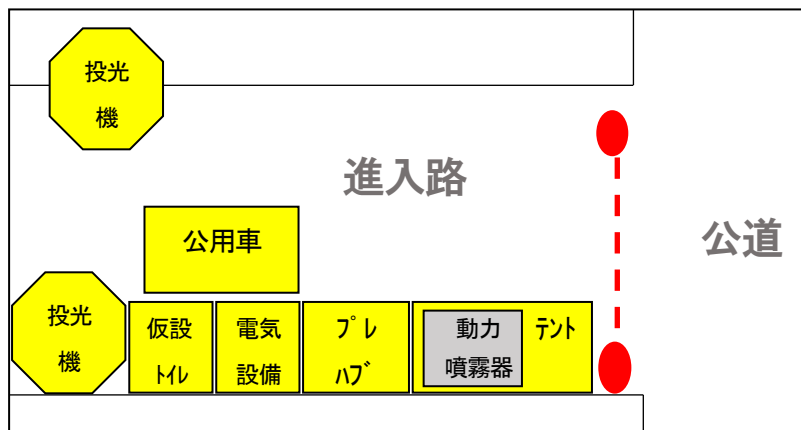
なお、現地対策本部現地企画班長（家保所長）は、殺処分終了時刻が判明次第、警察本部警備課へ一報を入れ、警察官の配備終了時刻の調整を行うこと。

必要資材	公用車、誘導灯、コーン+コーンバー+工事灯、車両消毒用マット、トランシーバー、投光器、発電機、動力噴霧器、懐中電灯、時計
------	--

立入制限（疑似患畜確定後の通行遮断より前は、通行の遮断行為はしないこと。）



消毒を行う場合（消毒係に協力）



○通行制限、遮断の手順

- ① 発生地家保は、簡易検査陽性時に通行制限場所を、市町、警察署の3者で決定する。
- ② 発生地家保は、通行制限場所を確認した後、事前の立入制限を行う。(立入制限系の派遣を依頼する。)
- ③ 発生地家保は、患畜等の所在場所とその他の場所との通行を遮断する。
 - ・あらかじめ、発生地家保所長から管轄する警察署に通報する(口頭で可)。
 - ・県対策本部から警察本部へ支援を依頼する(事務局会議時に口頭で可)。
- ④ 疑似患畜確定後、通行制限又は遮断を実施する。(最大72時間)(法15条)
 - ・適当な場所に必要事項を記載したものを掲示する。(令5条、規則15条)

記載例

家畜伝染病予防法第15条の規定により、高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、下記のとおり通行を制限(遮断)する。

- 1) 場所： (図の挿入)
- 2) 期間： 令和○年○月○日○時～令和○年○月○日○時
- 3) 制限の内容： 遮断地域内の住民以外の通行を遮断

香川県●●家畜保健衛生所

TEL: ××-××-××

(根拠)

●家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）

（通行の制限又は遮断）

第 15 条 都道府県知事又は市町村長は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続に従い、72 時間を超えない範囲内において期間を定め、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜の所在の場所（これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

●家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年 8 月 31 日政令第 235 号）

（家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断）

第 5 条 都道府県知事又は市町村長は、法第 15 条の規定により通行を制限し又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報するとともに、市町村長にあつては都道府県知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、当該場所に鉄道若しくは軌道が敷設されているとき、又は当該場所の全部若しくは一部が港若しくは飛行場の区域の全部若しくは一部であるときは、同項の通報前にこれらの施設を管理する者に協議しなければならない。

3 法第 15 条の規定による通行の制限又は遮断は、適当な場所にその旨及び理由その他農林水産省令で定める事項を掲示し、かつ、制限し、又は遮断すべき場所への通路に綱を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならない。

●家畜伝染病予防法施行規則

（通行の制限又は遮断）

第 15 条の 2 令第 3 条第 2 項及び第 5 条第 3 項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 通行の制限又は遮断を行う場所
- (2) 通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容
- (3) 通行の遮断にあつては、その期間

3 農場の消毒作業

1) 農場緊急消毒

【構成員】初動防疫係（家畜防疫員）、中讃農業改良普及C、西讃農業改良普及C

患畜又は疑似患畜であると判定された後（必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前）、家畜防疫員の指示の下、中讃農業改良普及センター及び西讃農業改良普及センターの職員は速やかに発生農場の外縁部及び家きん舎周辺等へ消石灰を散布し、必要に応じて動力噴霧器を用いて家きん舎外壁等へ消毒薬を散布するとともに、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う。



2) まん延防止のための消毒

【構成員】発生農場防疫係（家畜防疫員）、動員者、消毒業者

発生農場内のウイルスの撲滅、発生農場外へのウイルス拡散防止、作業者の感染防止のために消毒を実施する。

農場作業を実施するにあたって、クリーンゾーン、汚染ゾーンのゾーン分けを明確にするとともに、各ゾーンの区切りとなる場所での消毒が確実に実施できるように消毒機械（動力噴霧器、車両消毒マット、手動噴霧器等）、要員を配置する。

また、特に寒い時期は、動力噴霧器の凍結防止の措置を行う。

(1) 汚染ゾーンに出入りする車両の消毒

クリーンゾーンと汚染ゾーンの境界（以下、消毒ゾーンという）において、汚染ゾーンに出入りする車両の消毒を行う。（農場が道路に隣接している場合には、立入制限係と協力して行う。）ボディと下回りを、上部から下部に向けて消毒薬（500～1,000倍に希釈した逆性せっけん液）で入念に消毒する。タイヤハウス、泥よけ、ホイール、タイヤも入念に消毒し、必要に応じてブラシを用いる。アルコールスプレー等を用いて、運転席の内部も消毒する。

(2) 殺処分時の家きん密閉容器等の消毒

殺処分終了後には家きん密閉容器等を消毒する。

埋却地や焼却処理施設等までトラックで運ぶ場合、密閉容器、フレコンバッグ、ブルーシート等及び車体は入念に消毒する。特に、輸送までの間に時間を要する場合は、農場内

で保管する殺処分鶏の入ったフレコンバッグ等を入念に消毒する。

(3) 家きん舎及び関連施設の消毒

- ① 家きん、汚染物品の搬出が終了し、清掃が終了した家きん舎内外に消毒薬を散布し、家きん舎床面に消石灰を散布する。また、家きん舎周辺にも消石灰を散布する。
- ② 飼料倉庫及び関連施設は、動力噴霧器を用いて逆性石けん液で実施する。
- ③ 道路、敷地全面及び埋却地については、消石灰を散布する。



(4) 防疫作業後（退場時）の消毒作業

- ① 家きんに接した又は接したおそれのある衣服や機材等は回収し、農場内で消毒を行ってからビニール袋等に入れ、外側を消毒し搬出する。
- ② 消毒ゾーンに設置した動力噴霧器で、防疫作業従事者及び使用した機材等を消毒する。
- ③ 農場作業従事者が使用した消毒済みの防護服等は、ゴミ袋に詰めた後フレコンバッグに入れ、産廃業者に回収を依頼する。



動力噴霧器による消毒

(5) 消毒に用いる薬剤等

原則として、下記の消毒薬を使用し、用量用法を守ること。

消毒対象物	消毒薬	実施方法	備考
農場内建物（家きん舎含む）外壁	逆性石けん液	噴霧	動力噴霧器
家きん舎内部	逆性石けん液	噴霧	動力噴霧器
農場敷地内等	消石灰	散布	石灰散布機、人力
長靴	逆性石けん液	噴霧	動力噴霧器
防疫作業従事者	逆性石けん液	噴霧	動力噴霧器

(6) 排水（使用した消毒薬を含む）により、水道水源等に影響を与えないよう配慮する。

4 家きん及び汚染物品の評価業務

【構成員】家保等（家畜防疫員）、評価人（市町職員、団体職員）、動員者

殺処分される家きんに対しては補償があるので、家きんの評価が必要となる。また、飼料、堆肥等も確認し、家きん及び汚染物品の評価を行う。

家きんの評価額は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（飼料代、光熱費、人件費等）を加算した額とし、採卵鶏の場合は、これに産卵供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。評価の基準日は疑似患畜確定日であることから、確定後速やかに農場に立入り評価を開始する。

(1) 殺処分対象家きんの確認、計測

- ① 殺処分の対象となる家きんの羽数、日齢、導入日などについて、育成日誌等により確認する。
- ② 殺処分開始前に品種、日齢、性別ごとに殺処分の対象となる代表的な個体について、体格が分かるように全身の写真を撮影する。
- ③ 殺処分が開始されれば、処分された家きんの羽数を経時的に計測（進捗状況報告に必要となる）する。評価の対象は殺処分の対象となる家きんであるため、殺処分前に死亡したことが明らかな個体は区別して計測する。また、発生農場防疫係（家畜防疫員）に家きんの処分方法（1袋/1ペール/1フレコンあたり何羽入れるか）を確認する。
- ④ 殺処分が始まれば、評価係長は、1時間毎の殺処分等の進捗状況を取りまとめて、防疫調整係（家畜防疫員補助）へ報告する。

(2) 汚染物品の確認、計測

疑似患畜確定時に農場内に存在する下記の汚染物品について、確認、計測、写真撮影を行う。汚染物品の処分方法は、発生農場防疫係（農場内家畜防疫員）と協議する。

- ① 家きん卵：（ただし、病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理されていたもの、GPセンター※等で既に処理されたもの及び種卵を除く）
病性等判定日から遡って7日目まで（病性判定日を0日目とする。病性判定日が11月10日であれば、11月3日～10日）の家きん卵で、既に農場から持ち出され、GPセンター等で処理されていない家きん卵の有無を確認する。
計測の方法（個数のカウント又は重量の計測）は、現場の回収にかかる労力や時間に応じて決定する。なお、家きん卵の価格は、重量あたりで決められている。
- ② 種卵：（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く）既に農場から持ち出され、ふ卵場等にある種卵も確認する。
なお、種卵の価格は、個数あたりで決められている。
- ③ 飼料：家きん舎内に残っている餌と飼料タンクに残っている飼料をフレコンバッグ等に出し回収し、フレコンバッグ等の数を記録する。

家きん舎内の飼料回収については、回収にかかる労力・時間と回収量・金額を比べて、農場主と協議して決定する。なお、農場主から飼料購入伝票及び給餌量の証拠書類が確実に入手できる場合は、飼料タンクの残量を写真撮影したうえで後ほど推定する。

④ 堆肥：製品として梱包した堆肥の量を記録する。

※GPセンター：Grading（選別）& Packing（パック詰め）センター、鶏卵の格付（選別）包装施設

（3）記録業務

発生家きんの畜舎内における位置（場所）、羽数等の情報の記録及び発症家きんの写真撮影並びに防疫作業の写真・動画の撮影を行う。

① 疫学究明係への資料提供として、発生農場における疑似患畜の殺処分時までに、発症家きんの病変部位、発症家きんがいる場所（鶏舎内の位置やケージ）等を鮮明に撮影する。

② 報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、国防疫指針第6の3の（6）の事項について協力を求める。

発生農場防疫係長は、事前に農場主に撮影及びプライバシーに配慮した形での報道機関への提供の承諾を得る。

5 殺処分

【構成員】発生農場防疫係（家畜防疫員）

防疫調整係（農業経営課、農業生産流通課、水産課）、動員者

炭酸ガス係：危機管理課、くらし安全安心課

疑似患畜の殺処分は、原則として疑似患畜と判定した後、24時間以内に完了する。疑似患畜の死体は、原則として、疑似患畜と判定した後72時間以内に埋却する。

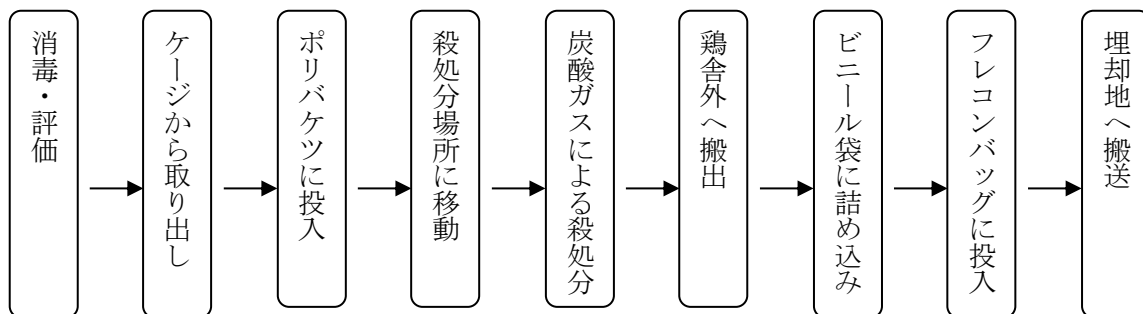
殺処分は県職員動員者を中心に進め、防疫作業の全体指揮は家畜防疫員が行う。

動員者は、発生農場防疫係（家畜防疫員）の指示に従い、5グループ（捕鳥、運搬、炭酸ガス注入、詰め込み、資材補給）に分かれて殺処分の業務を行う。動員者への具体的な作業指示は、家畜防疫員の指揮の下、防疫調整係（家畜防疫員補助）が行い、動員者の配置に偏りが生じないように調整する。

殺処分の進捗は防疫作業全体の進行管理に影響することから、県対策本部及び現地対策本部と情報を共有することが重要である。防疫調整係（家畜防疫員補助）は、評価係から1時間毎に殺処分状況の報告を受け、その内容を現地対策本部の進捗管理報告係へ報告する。殺処分中の動員者に対しても作業の進捗状況を都度伝達し共有を図る。

また、殺処分後の死体の搬出作業は香川県産業廃棄物協会等に委託することから、搬出経路等を踏まえて死体の置き場を検討すること。

搬出資材の汚染防止のため、資材はブルーシート等の上に置き、土壌等の付着防止に留意すること。



（1）動員者の役割

1) 捕鳥

- ① 生存鶏を捕まえ、台車に乗せたポリバケツに10羽ずつ投入する。
- ② 捕鳥は片方の翼の根元を持ち、背側部から保持すると素早く取り出すことができる。両脚を持ってぶら下げて運んでも良い。
- ③ 死亡鶏は、生存鶏の捕鳥完了後に別途収集する。
- ④ 肉用鶏の場合は、農場の状況、鶏の日齢等によって、準備として、家きん舎内にコンパネによる台車の通り道を作る必要がある。

2) 運搬

- ① 鶏の入ったポリバケツを炭酸ガス注入場所まで台車を用いて運ぶ。
- ② 炭酸ガスを注入し、蓋をしたポリバケツを、袋詰め作業の場所まで移動させる。
- ③ 袋詰め作業場所でポリバケツの中身を取り出し、鶏の死体を集積する。
- ④ 再度捕鳥場所まで戻る。

3) 炭酸ガス注入

- ① ポリバケツの蓋を開け、炭酸ガスを約5秒間注入する。500羽に1本程度のボンベ使用量が望ましい。
※炭酸ガスボンベ交換が近づいた場合は次のような状態になるため、交換用ガスボンベの手配を行う。
 - ・ボンベをスパナ等でたたいた時に音が響く。
 - ・ボンベの下部3分の1のところに霜が発生する。
- ② 使用済みのガスボンベは未使用ボンベと区別して保管する。(未使用ボンベは、噴出口にキャップが装着されていることでも区別できるが、十分な確認が必要。)
- ③ 未使用のガスボンベは、平坦地に立てて保管する。

4) 詰め込み

- ① 袋詰め作業場所に集積された鶏の死体をビニール袋に※10羽ずつ詰め、結束ひもで縛る。
 - ② 結束したビニール袋の周囲を消毒する。
 - ③ 消毒したビニール袋を※20袋ずつフレコンバッグに投入する。
 - ④ フレコンバッグの周囲を消毒する。
 - ⑤ フレコンバッグをフォークリフト等により、フレコンバッグ置き場へ移動させる。
- ※ビニール袋及びフレコンバッグへの詰め込み数は、発生農場防疫係(家畜防疫員)が決定する。

採卵鶏(ケージ飼い)の殺処分



捕鳥後、バケツへ投入



炭酸ガス注入



バケツからビニール袋へ



ビニール袋詰め



フレコンバックへ投入

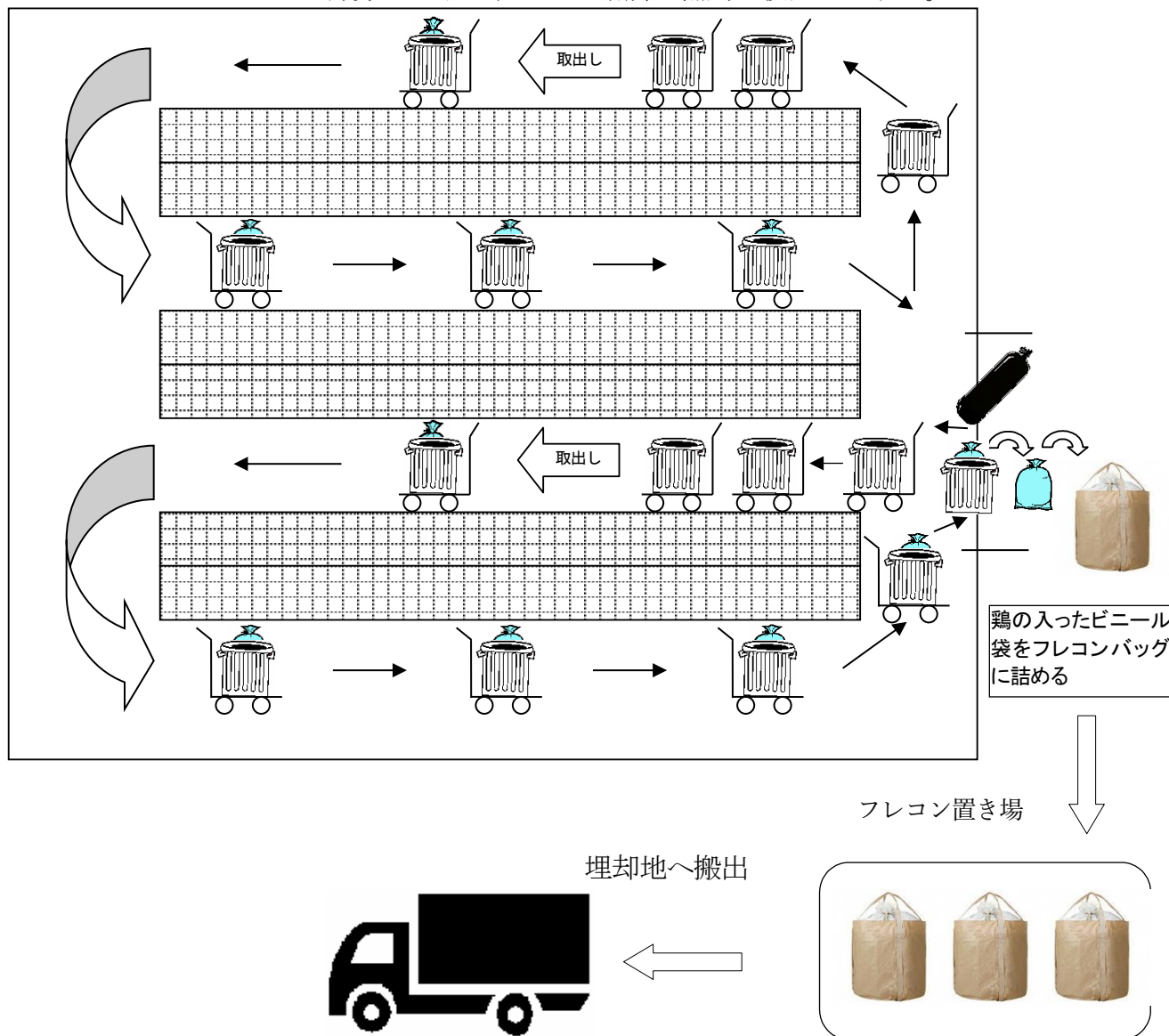
5) 資材補給

防疫調整係（家畜防疫員補助）からの指示を受け、農場内で使う資材（炭酸ガスボンベ、ビニール袋、結束ひも、台車、ポリバケツ、フレコンバッグ等）を消毒ゾーンから農場内へ運搬し、農場内で使用した資材を消毒ゾーンの消毒場所へ運搬する。

特に炭酸ガスボンベは、殺処分の進捗に応じて農場内に搬入する必要があるが、またボンベが空になる都度、農場外に搬出する必要がある（炭酸ガス供給業者が保有するボンベの総量は限られており、空ボンベは速やかに業者に返却し再充填が必要）ことから、ガスの残量は常に注意が必要である。炭酸ガスボンベの取扱いに係る指示は、炭酸ガス係（危機管理課及びくらし安全安心課）から出すため、動員者は指示に従い運搬等を行う。（炭酸ガス係の業務は次ページ参照。）なお、空ボンベを農場外へ搬出する際には、消毒が必要となるため、家畜防疫員の指示の下、炭酸ガス係と協力して、動力噴霧器等により消毒を行う。

鶏舎内の作業動線（ケージ飼いの場合）

- ・ 鶏舎内は一方通行とし、捕鳥は鶏舎の奥から着手する。
（鶏舎の手前から着手すると、台車が渋滞し作業がスムーズに進まない）
- ・ 4段ケージの上段部分など手の届かない場所の捕鶏は後回しにする。



(2) 炭酸ガス係の役割

- ① 現地対策本部資材調達係が発注した炭酸ガスボンベを、クリーンゾーン（農場入り口付近）で納入業者から受け取る。ガスボンベは平坦地に立てて保管し、ロープ等で転倒防止を図る。また、受け取りの際に、ガスボンベの製造番号又は管理番号のいずれかを納品伝票と突合する。納品時間と納品本数を炭酸ガス授受簿に記録する。
- ② 炭酸ガスの発注はガス協会に一括して行うため、協会の複数業者から納入される。そのため、業者ごとに受入本数の管理が必要となる。（使用後の空ボンベは業者ごとに分けて返却しなければならない。）
- ③ 防疫調整係（家畜防疫員補助）と連携し、動員者に対し、鶏舎までの炭酸ガスボンベの移動を指示する。汚染ゾーン内のボンベの出入本数を把握する。
※運搬及び保管にあたっては、ガスボンベ本体及びバルブ部分が損傷することがないように指示し、注視すること。破損等により、ガス漏れが確認された場合は、該当ボンベ周辺を立ち入り禁止とし、直ちに家畜防疫員に連絡すること。
※ガスボンベを車両で運搬する場合は、縦積み又は枕木等を使用して斜め積みとし、極力、横積みを避けるよう指示すること。
- ④ 同様に、使用後の空ボンベの回収を動員者に依頼する。石灰等の付着により汚れが目立つ場合は、汚染ゾーン内で汚れを落とし、農場入り口付近の消毒ゾーンで消毒を行った後、クリーンゾーンに移動する。空ボンベの消毒作業は、家畜防疫員の指示の下、動員者と協力して行う。
- ⑤ 消毒を行った空ボンベは、消毒証明書を作成する。（署名は家畜防疫員が行う。）
- ⑥ 使用済みボンベを業者ごとに区分して立てて並べ、製造番号等を確認する。（納品伝票に記載された製造番号と突合し、回収漏れの無いよう確認を行う。）

炭酸ガス係の配置場所	主な用務	配置人数
クリーンゾーン（農場入り口付近）	ガスボンベの出納管理	常時1人
汚染ゾーン（農場入り口付近～鶏舎）	ガスボンベ運搬の監督	常時1人

消毒済み

引取り業者名 _____

(担当者署名) _____

(連絡先) _____

引取り本数 _____

引取り日時 令和 年 月 日 () :

消毒担当者署名 家畜防疫員〇〇 〇〇 _____

消毒日時 令和 年 月 日 () :

(3) 家きん死体の搬出

【構成員】発生農場防疫係（家畜防疫員）

防疫調整係（農業経営課、農業生産流通課、水産課）

香川県産業廃棄物協会

殺処分完了後の作業は原則として民間業者へ委託するため、以下の作業は準備が整い次第、香川県産業廃棄物協会に委託する。香川県産業廃棄物協会との調整は、県対策本部産業協会連携班が行い、作業に必要な人員や機材を算出した上で要請する。

① 埋却処分の場合の搬出手順

埋却処分の場合は、殺処分された家きんが入ったフレコンバッグを消毒後、トラック等で埋却地まで搬出する。

ア フレコンバッグの周囲を動力噴霧器等で消毒する。

イ フォークリフト等でフレコンバッグをフレコン置き場へ移動させる。

ウ フレコンバッグをトラックに積み込み、埋却地が農場内の場合は消毒後、埋却地へ搬送する。

エ 埋却地が農場外の場合は、ブルーシートで覆い、消毒ゾーンでさらに動力噴霧器等によりフレコンバッグや車両を消毒する。

オ 搬送用トラック運転手及び公用車で伴走する動員者へ、動物衛生課との協議済みの搬送ルートを伝え、伴走する公用車とともに出発する。

② 焼却処分の場合の搬出手順

焼却処分の場合は、殺処分された家きんが入った密閉容器を消毒後、消毒ゾーンまで搬出する。場合によっては、家きん舎外保管場所に仮置きし、殺処分終了後に農場外への搬出を行う。

ア 密閉容器を手押し噴霧器等で消毒し、パレットに載せる（7個×3段／パレット）。

イ パレットに載せた容器を荷崩れ防止用フィルムで6周巻く。

ウ フォークリフトにて消毒ゾーンへ運ぶ。（卵保管場所から箱詰めされた卵も運ぶ）

エ 消毒ゾーンで動力噴霧器等により密閉容器を消毒する。

オ 防疫対策班から提供されるそれぞれの焼却処理施設の焼却計画及びトラック輸送タイムテーブルを基に、密閉容器の数を計測し、搬送用密閉型トラックにパレットを積み込む。重量オーバーにならないよう注意する。

カ 搬送用トラック運転手及び公用車で伴走する動員者へ、動物衛生課と協議済みの搬送ルート伝える。

キ 搬送用トラックの出発時刻毎に、別添の「焼却リスト（焼却場毎）」及び「搬送リスト（農場毎）」に、出発日時、車両No、搬送先、パレット数、ペール缶数（容量毎）等を記録する。

ク 搬送用トラック及び伴走する公用車を消毒ゲートで消毒し、出発する。

ケ 搬出焼却責任者は、キの記録を毎日、各焼却処理施設責任者あてFAX等で送付する。

6 汚染物品の回収

【構成員】 発生農場防疫係（家畜防疫員）

防疫調整係（農業経営課、農業生産流通課、水産課）

香川県産業廃棄物協会

殺処分及び死体の処理が終了後、防疫計画に基づき業務を行う。原則として、家きんの卵、糞、飼料等の汚染物品のうち、家きんの卵は埋却し、鶏糞、飼料は発酵消毒を行う。

（1）汚染物品

発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として扱う。

① 家きん卵（ただし、病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理されていたもの、GPセンター等で既に処理されていたもの及び種卵を除く。）

病性判定日から遡って7日目まで（病性判定日を0日目とする。病性判定日が11月10日であれば、11月3日～10日）の家きん卵で、既に農場から持ち出され、GPセンター等で処理されていない家きん卵

② 種卵（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。既に農場から持ち出され、ふ卵場等にある種卵は汚染物品。）

③ 排せつ物

④ 敷料

⑤ 飼料

⑥ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（2）鶏卵回収業務

農場内に残っている鶏卵を回収する。回収方法は評価係と協議すること。

① 鶏卵を回収する容器（(例) 厚手ビニール袋（2重）、ダンボール箱、密閉容器）を準備する。

② 集卵する。農場によって集卵に様々な形態がある（鶏舎のケージを回って手拾いで集卵する、ベルトコンベアで回収された鶏卵をベルトコンベア出口で集卵する、農場にGPセンターが併設されておりGPセンターで集卵されたトレーを回収する、など）ので、農場主等との協議も必要である。

（3）鶏糞等回収業務

家きん舎若しくは堆肥化施設にある鶏糞・敷料（種鶏やブロイラーの場合）を発酵消毒するために集積する。必要に応じて家きん舎のケージを撤去し、ホイールローダー等で集める。原則として家きん舎や堆肥化施設からの搬出は行わず、その場で発酵消毒を行う。

① 平飼家きん舎の場合、専用ローダー等で集め、その場で発酵消毒を行う。

② 高床式家きん舎の場合、ケージ下に貯まっている糞は、へら等で落下させた後、ホイールローダー等で集め、その場で発酵消毒を行う。

③ 低床式家きん舎や、ベルトコンベア式自動回収装置が付いているウインドレス家きん舎・セミウインドレス家きん舎の場合は、鶏舎の構造上その場での発酵消毒が行えない場合があるため、専用ローダーやシャベル等で集め、堆肥化施設へ搬出する。



(4) 飼料回収業務

農場内に残っている飼料、飼料添加剤を回収する。回収方法は、評価係と協議すること。また、農場主等に飼料の所在場所を確認する。

① 飼料を回収する。

以下に回収方法の例を挙げる。

- a. 農場内飼料タンクからの回収：タンク下からの排出口から回収する
 - b. 鶏舎内餌樋からの回収：移植ゴテ、ほうき、バケツ等を使い回収する
 - c. 倉庫に紙袋で保管している飼料の回収
- ② 発酵消毒のため、鶏糞や敷料と一緒に家きん舎内又は堆肥舎に集積させる。

(5) 発酵消毒

動物衛生課と協議した方法に基づき、病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

- ① 回収・集積した家きん舎内若しくは堆肥化施設内の排せつ物等について、消石灰を表面に散布した後、ブルーシート等で被覆する。
- ② 定期的に温度を計測し、少なくとも 40 日間静置後、当該排せつ物等のウイルス分離検査を実施する。温度の上昇が確認された場合は、期間の短縮について、動物衛生課と協議が可能である。
- ③ ウイルス分離検査の陰性が確認された時点で、汚染物品ではないものとする。(発生家きん舎分を除く。)
- ④ 発生家きん舎の排せつ物等については、②の検査で陰性を確認した上で、排せつ物を切り返し、堆肥化处理（発酵消毒）を行う。
- ⑤ 堆肥化の過程で、排せつ物の中心温度が 60℃前後まで上がったことを確認する。
- ⑥ 堆肥化が完了した時点で、汚染物品ではないものとする。

(6) 防疫作業従事者が脱衣した防護服等の回収

防護服等（防護服、長靴、キャップ、マスク、ゴーグル等）を回収し、消毒後、フレコンバッグ等に入れ、産廃業者に回収を依頼する。

必要資材	密閉容器(段ボール箱)、卵座、ビニール袋、フレコンバッグ、ホイールローダー等の重機、角スコップ、一輪車、ほうき、へら等 消石灰、ブルーシート、フレコンバッグ、堆肥用温度計
------	--

【構成員】動員サポート班 農業生産流通課、水産課、農村整備課

動員サポート班は、健康調査会場に常駐し、受付会場の運営、動員者輸送用バス（県庁⇔健康調査会場・一次集合場所⇔健康調査会場・農場⇔健康調査会場）の運行管理、動員者の誘導（農場出入口⇔健康調査会場）を行う。また、農場に出発するまでの時間を利用して、動員者への事前説明（防疫作業の進捗状況や当日の作業内容）を行うことで、動員者がスムーズに防疫作業に従事できるようサポートする。原則として発生農場内には立ち入らない。

（１）動員サポート班の担当業務と体制

1) 編成の時期

当該家保から高病原性鳥インフルエンザの疑いで農場での簡易検査が陽性との連絡を受けた時点とし、現地対策本部及び健康調査会場の立ち上げ作業に参加する。

2) 動員者参集までの業務

- ① 動員サポート班長は、現地対策本部現地企画班長（家保所長）又は防疫班長（家保家畜防疫主幹）から発生農場の概要、防疫作業の工程表、動員計画等の情報を受け取り、動員者の行動予定を把握する。
- ② 動員サポート班長は、県対策本部バス班からバスの運行に必要な情報（バス会社の名称、配車されるバスの台数及び乗車定員、県庁⇔健康調査会場バス・一次集合場所⇔健康調査会場バスの運行計画、農場⇔健康調査会場バスの運行ルート及び降車場所等）を入手し、動員者の輸送計画を立てる。
- ③ 大型バスの配車に備えて、健康調査会場の駐車場にスペースを確保する。駐車場には、資材搬入用の大型トラックが出入するほか、健康調査会場の屋外に資材置き場やゴミの保管場所を設けることが考えられるため、それらの作業スペースを考慮した駐車場の配置とするよう、現地対策本部各班と調整する。
- ④ バスが配車されれば、ドライバーと連絡先を交換する。（特に農場⇔健康調査会場バスのドライバーとは頻繁にやりとりが発生する可能性があるため、必ず確認しておく。）また、各バスの乗車定員をドライバーに確認する。（補助席を使用しない状態で最大で何人乗れるかを聞き取りする。乗車定員はバス会社によって異なるが、大型：50人程度、中型：27人程度、小型及びマイクロ：23人程度、ジャンボタクシー：13人程度が多い。）
- ⑤ 農場⇔健康調査会場バスのドライバーを集め、打ち合わせを実施する。農場までの運行ルート、農場周辺での降車場所を共有する。この際ドライバーに、動員者の大まかなスケジュール（4時間毎の農場への入退場時間）を伝えておく。
- ⑥ 殺処分の動員者と現地健康対策班（特に脱衣テント）の動員者のスケジュールが異

なる場合には、現地・健康対策班専用のバスを1台設け、運行管理を現地健康対策班総括責任者に依頼するなど、役割分担を行う。

- ⑦ 上記業務のほか必要に応じて、健康調査会場の設営作業や、資材の受け入れ作業に加わる。

3) 動員者参集時の業務

① 動員者の受付業務

- ・動員者が健康調査会場に到着したら、現地・健康対策班と協力し、健康調査会場の受付へ誘導する。動員者名簿は県対策本部総務班から入手したものを使用する。県職員以外の動員者がいる場合には、団体ごとに分けて受付を行う。
- ・動員者は受付を済ませた後、健康調査のための問診票の記入→検温・血圧測定→問診と進み、防護服の着衣を行う。着衣指導は現地・健康対策班が行うが、動員者の人数が多い場合には着衣補助を行う。
- ・動員者全員の問診が完了した時点で、現地・健康対策班から、防疫作業従事不可となった者の氏名を入手する。防疫作業従事不可となった者のうち、帰宅を命じられた者がいた場合は、動員者本人に帰宅方法を決定してもらう。
- ・健康調査の結果、軽作業を命じられた者については、農場内での作業は行わず、健康調査会場内での作業（資材班、動員サポート班、現地・健康対策班の業務の補助）を割り当てる。
- ・健康調査の結果を踏まえて、農場内に送り込む動員者の人数を確定させる。農場への入場人数は防疫作業に必要となるため、現地対策本部現地企画班及び防疫班とも共有する。

② 動員者への作業内容等の説明

- ・動員者が防護服の着衣を終えた時点で、防疫作業上の注意点や作業内容の説明を実施する。殺処分の進捗状況は、現地対策本部進捗管理報告係から最新の情報を入手しておく。

(防疫作業中の注意事項)

- ・防疫作業の従事時間は1班あたり4時間であること。
- ・防疫作業中の休憩は1時間毎に10分程度確保すること。
- ・防疫作業中に体調不良や怪我が生じた場合は、発生農場防疫係（家畜防疫員）又は防疫調整係（家畜防疫員補助）に申し出ること。
- ・防疫作業の途中で農場から離脱する場合には、発生農場防疫係（家畜防疫員）又は防疫調整係（家畜防疫員補助）に申し出るとともに、同じ班の動員者にも声をかけること。
- ・防疫作業終了後、農場から退場する際には、班員同士で人数を確認し、農場内で取り残されることがないようにすること。

(農場の概要や防疫作業の進捗状況)

- ・鶏舎数、鶏の種類（肉用鶏・採卵鶏）、飼養羽数など農場内のおおまかな様子
- ・殺処分進捗状況
- ・鶏舎毎の人数割り振り（1鶏舎に○人、2鶏舎に○人など）

③ 動員者の農場への送迎（バスの運行管理）

- ・動員者への作業内容等の説明が完了し、準備が整えば、動員者を農場行きのバスに誘導する。バスに乗り込む際に、農場へ入場する人数を確実にカウントする。（補助席を使用しない状態で定員一杯まで乗車してもらうと、人数確認が容易になる。）
- ・動員サポート班員のうち少なくとも1名はバスに同乗し、農場入り口まで動員者を誘導のうえ、農場入り口で待機する防疫調整係（家畜防疫員補助）に確実に引き渡す。（動員サポート班員は農場内に入らず、クリーンゾーンで引き渡しを行う。）
- ・4時間毎に動員者の入れ替えを行うため、これから防疫作業に従事する動員者の送り込みと防疫作業を終えた動員者の迎えを同じバスで行う。防疫作業を終えた動員者の防護服の脱衣が済み次第、順次バスに誘導する。バスに乗り込む際に、人数を確実にカウントし、入場した時の人数との一致を確認する。（不一致の場合は、健康調査会場に待機する動員サポート班長に連絡し、体調不良等による離脱者の有無を確認するなどして、不一致の原因を特定する。）人数の確認ができれば、動員者ととも健康調査会場に戻る。
- ・動員者は健康調査会場に到着すれば、現地・健康対策班の指示により、防護服1枚目の脱衣→問診票の受け取り→問診→タミフル投与と進み、着替えを行う。

④ 動員者の帰宅

- ・動員者は県庁⇄健康調査会場バスを利用する者と、一次集合場所⇄健康調査会場バスを利用する者がいるため、動員者名簿により、県庁⇄健康調査会場バスを利用する人数を確認する。
- ・行き帰りの移動手段の変更は原則として認めないが、やむを得ず変更する場合（特に県庁⇄健康調査会場バスを使用しなくなる場合）には、必ず動員サポート班に申し出てもらう。乗車予定の人数が揃わない場合、バスの発車が遅れることになる旨を説明し、動員者の協力を求める。
- ・県庁行き、一次集合場所行きのバスの発車時刻をそれぞれ決定し、動員者へ周知する。行き先の異なるバスが発生するため、動員サポート班員は、それぞれのバス周辺で待機し、乗り間違いのないよう案内を行う。
- ・発車時刻が来れば乗車人数を確認し、乗車予定人数が揃っていればバスを発車させる。乗り遅れを防止するため、発車時刻の周知は十分に行うこと。

4) 動員者受付会場（健康調査会場）の管理運営業務

- ・冬季は暖房器具が必要となるため、施設管理者又は市町に灯油ストーブの設置を依頼する。灯油の補充作業も併せて市町に依頼する。
- ・施設管理者と協議の上、動員者の更衣場所を確保する。冬季であっても殺処分中に汗

をかくため、帰宅する前に着替えが必要となる。

- ・動員者受付会場（健康調査会場）で発生するゴミの保管及び処理を行う。資材を梱包している段ボールやビニール類が大量に発生するほか、動員者が脱衣した防護服を処分する必要がある。ゴミの回収は市町に依頼するか、県対策本部会計班に連絡し、処分業者に委託する。

5) 自衛隊動員者への対応

- ・自衛隊との連絡調整は原則、県対策本部自衛隊連携班を通じて行うが、現地に常駐する自衛隊の連絡員から、殺処分の進捗状況や資材の準備状況等について問い合わせを受けることがある。自衛隊連絡員への対応は、現地対策本部の各班長（進捗状況は現地企画班長、資材は資材班長）が責任をもって行う。

【構成員】 発生農場防疫係（家畜防疫員）、国の疫学調査チーム

発生農場防疫係（家畜防疫員）のうち特定の者は、感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理並びに国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。

（１）業務

- ① 本病の発生が確定したら、国の指示に基づき、防疫措置を開始する前に発生家きん舎の環境拭き取り検体、死亡家きんのスワブ検体等を採取し、国の指定する検査・研究機関へ送付する。
- ② 農場立入を実施した家畜防疫員（現地対策本部防疫班初動防疫係）による発生農場の疫学調査を引き継ぎ、さらに詳細な発生農場の現地における疫学調査を実施する。
- ③ 国が派遣する疫学調査チームに同行し、発生農場における原因究明を行う。
- ④ 現地対策本部発生状況・清浄性確認検査班への指示及び疫学情報の伝達を行う。
- ⑤ 得られた情報を基に発生原因の情報収集、分析を行い、農場への侵入経路の究明を行う。

（２）聴き取り方法

農場立入を実施した家畜防疫員（現地対策本部防疫班初動防疫係）が県防疫マニュアル様式２－２により聴き取った内容に基づき、農場疫学調査表に沿って農場主に聴き取り調査する。

また、当該農場のほか疑似患畜となりうる疫学的関連のある農場についても調査する。さらに、感染経路の検証のため、以下の情報を聞き取る。

- ・近隣農場との大まかな距離
- ・農場周辺の水きん類の飛来している池等の有無や農場との位置関係
- ・農場内外で見かける野生動物の種類や頻度

農場 出入口 関連	衛生管理区域の設定	有・無			
	出入口ゲートの設置 (出入口の最小化)	有・無			
	出入口の施錠の有無	有・無			
	関係者以外立入禁止看板 の設置	有・無			
	入場者記録簿	有・無	※「無」の場合、納品書等の書類による代替は？ (有・無) ※「有」の場合、記録簿の写しの提出を要求。可能なら 直近のものを撮影		
消毒 関連	家きん舎内	清掃	有・無		
		舎内消毒	有・無	※ 頻度：AI/AO 時・それ以外()	
	家きん舎まわり	消毒	有・無	※ 消毒薬の種類：消石灰・それ以外()	
		頻度 ()に1回程度			
	出入りする車両	消毒位置 消毒の実施者 訪問者・農場関係者 方法：ゲート式・消毒槽・動噴		※ それ以外の場合 () ※ 動噴による消毒の場合 足回りのみ or 車 体全体	
		人体への噴霧器等	設置場所 方法		
	農場入口 (衛生管理区域境界)	従業員	靴の交換	有・無	又は 靴底消毒 有・無
			服の交換	有・無	
			手指消毒	有・無	
		外来入場者	靴の交換	有・無	※ 代替：オーバーシューズ 又はその他
			服の交換	有・無	
			手指消毒	有・無	
各家きん舎入口ごと	従業員	靴の交換	有・無		
		靴底消毒	有・無		
		手指消毒	有・無		
	外来入場者	靴の交換	有・無		
		靴底消毒	有・無		
		手指消毒	有・無		
	使用している消毒薬の種類		※ 使用濃度 (_____ 倍)		
野生 動物 対策	畜舎の破損への対応	有・無			
	野鳥侵入防止対策	有・無	※ 防鳥ネット網目の大きさ(____cm×____cm)		
	特に換気口周囲への対策 (隙間等へのネットの整備 状況)	有・無			
	従業員等による鶏舎内での ネズミ等小動物の確認	有・無	※「有」の場合、目撃頻度を記載 (_____に1回 程度目撃)		

	ネズミ対策の実施	有・無	※ ベストコントロール業者と契約 有・無	
	他の野生動物対策	(有・無)	※ 中型動物の侵入防止のための衛生管理区域を囲う電気柵の設置をしているか等	
	観察	毎日の健康観察	有・無	※ 観察頻度 (1日に_____回)
		死亡羽数のカウント	有・無	
		場内(鶏舎外)における野生動物(ネズミ、イタチ、狸、イノシシ、鹿等)の目撃	有・無	※ 「有」の場合、目撃頻度を記載 (_____に1回程度目撃)
		場内(鶏舎外)における野鳥の目撃	有・無	※ 「有」の場合、目撃頻度を記載 (_____に1回程度目撃)
卵のみ関連	集卵方法	人力・自動		
	鶏舎と貯卵庫の位置関係			
	鶏舎と貯卵庫を結ぶコンベア	有・無	※ 「有」の場合、コンベアの稼働状況は？ 常時稼働・間欠的稼働	
	貯卵庫への小動物侵入防止対策	有・無		
	貯卵庫の消毒頻度と方法	(_____に1回)程度、 (_____)により消毒		
立入調査関連	直近の立入調査年月	_____年_____月		
	調査時の問題点の指摘	有・無		
	調査時の遵守状況	優・良・可・不可		
	立入時のチェックシートの結果とのギャップ	有・無		
発生鶏舎に係る疫学関連	生体(ひな、中ずう・大ずう等)	導入元		
		直近の納入時期		
	飼料関連	購入元		
		飼料の導入頻度		
		直近の納入時期		
	敷料関連	購入元		
		納入頻度		
		直近の納入時期		
	その他最近導入した資材(直近1か月以内)	資材内容		
		導入元		
	出荷家きんまたは廃鶏	時期		
		出荷先	出荷先	
直近の出荷時期				
コンテナの衛生措置(あれば)		出荷時の作業工程(従業員以外の応援等含む)		
		コンテナの衛生措置(あれば)		
		応援者への防疫措置		
	自場処理であれば処理方法			

出荷先・搬送先	種卵	出荷先	
		頻度	
	食卓卵	出荷先	
		頻度と運送会社	
	死亡・淘汰鶏	毎日の確認方法	
		処理方法	
		業者回収の場合の一時的な保管方法	
	鶏糞	鶏舎からの除糞頻度	
		処理方法と場所	
		搬出方法と状態(生、乾燥、完熟)	
		直近の搬出	
	周辺環境	地形	山間地・平野部 その他()
標高			約 m
500m半径の状況 (土地利用、水場等)			
3km半径の状況 (土地利用、水場等)			
主要道路(名称)からの引込み			
鶏舎まわり			
3km半径の養鶏場			
10km半径の養鶏場			
野鳥の種類(確認者、場所)			
その他			

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う疫学調査チーム による現地調査の実施について

1. 実施日時

原則として、発生（疑似患畜）翌日（又は当日）に実施します。

2. 所用時間

発生農場内（発生鶏舎内も含む）で2～3時間程度
発生農場周囲の水辺で1時間程度
の合計3～4時間を予定しています。全体の流れについては、別紙1を参照ください。
詳細なスケジュールは決まり次第、追って送付します。

3. 実施メンバー

疫学の専門家から1名
ウイルスの専門家から1名
野鳥の専門家から1名
発生農場が所在する都道府県から1名 →
農水省動物衛生課（事務局）から1名
の合計5名で実施する予定です。

具体的なメンバーは決まり次第、追って連絡します。

To do ①

早急に1名を決めた上で、

- ① 名前
 - ② 役職
 - ③ 連絡先（職場・携帯の電話番号）
- を教えてください。

【主な役割は、現地調査への同行とともに、メンバーとして我々とともに、環境サンプル採材、調査概要・調査報告書の作成作業であり、通常は、家畜保健衛生所の家畜防疫員の方に担当していただくケースがほとんどです。】

4. ヒアリング調査の準備

現地調査の中で、農場主を含む従業員等に対して、聞き取り調査の実施を予定しています。質問の内容については、別添のエクセルファイルの事項を予定していますので、可能な限り現地調査開始までに埋めていただくよう願います。To do ②

また、調査時に農場主を含めた従業員から農場内等でヒアリングができるよう、手配をお願いします。To do ③

5. 環境サンプリング調査

発生鶏舎内を中心として、環境サンプルを採材しますが、基本的に調査チームが到着する前に都道府県のメンバーが主体となって採材を実施していただきます。（防疫作業が終了し、消毒薬が散布される前に採材したいため）環境サンプリングの詳細については、別紙2を参照ください。To do ④

※ 環境サンプルの送付について

→ 発送まで冷蔵庫（冷凍は不可）にて保存いただき、冷蔵の宅配便にて可能な限り早く下記の宛先に到着するよう手配願います。

伊藤 壽啓（いとう としひろ）

〒680-8553

鳥取市湖山町南4丁目101番地

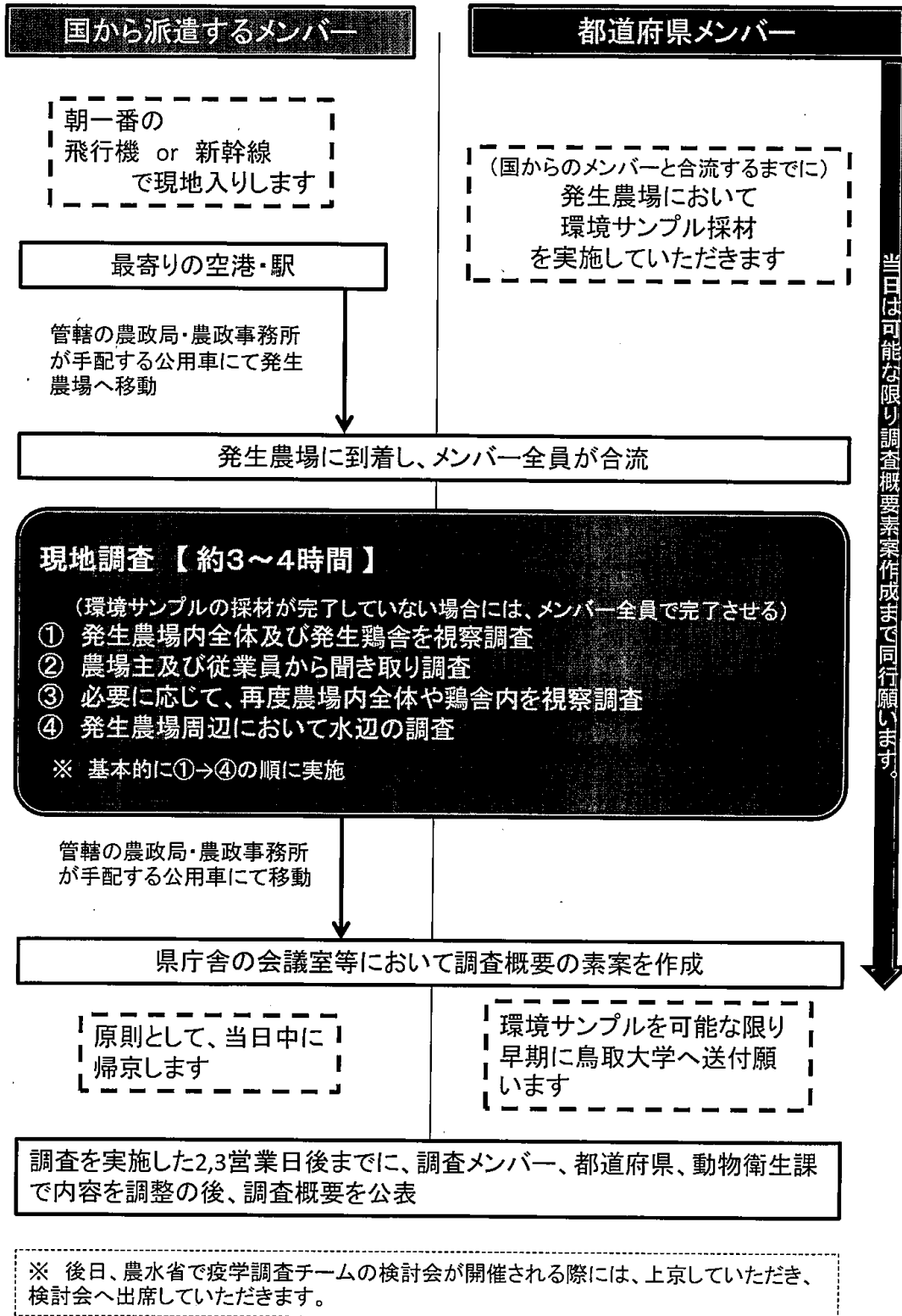
鳥取大学農学部共同獣医学科獣医公衆衛生学研究室/農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター 分子疫学研究部門

TEL:0857-31-5437

☆ 発送後には、伝票番号を itoh@muses.tottori-u.ac.jp 宛てにメールで知らせるとともに、サンプルした場所等を示した資料を送付願います。（資料については追っての送付でOK）

○ 疫学調査チームによる現地調査の流れ

(別紙1)



○ 発生農場における疫学(環境)サンプルの採材について

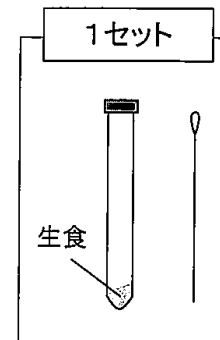
現地調査実施日において、農水省から派遣される調査チームのメンバーは、発生農場に到着するまでに一定の時間を要するため、到着するまでの間、都道府県の調査メンバーによる疫学サンプルの採材を実施していただきます。以下にサンプリングのポイントをとりまとめます。

① 採取方法について

コニカルチューブ(15mlくらいのもの)に抗生物質※1を加えた生理食塩水(無ければ滅菌水等でも可)を適量(3ml程度)入れたものと滅菌綿棒の必要数をセットで用意。滅菌綿棒により採材する部分を2,3度拭った後、綿棒の先端をPBS内で懸濁し、綿棒ごとチューブに入れてしまいふたを閉める。

飼料や敷料等については、未使用のチューブにそのまま入れても可。

※1:あらかじめ調整したものを冷凍保存し、準備しておくことが望ましい



② 採取する場所について

「平飼い」と「ケージ飼い」、「開放鶏舎」と「ウインドレス鶏舎」等の状況により採材場所は異なるが、原則として発生鶏舎内の以下の場所を中心に採材(余裕があれば発生鶏舎以外も)する。採材した場所については、必ず鶏舎模式図にプロット等することとし、後からリンクできるようにすること。(送付する様式を参考にサンプルリストも作成すること。)

- ・ 鶏舎内飼料容器(飼料)、飲料装置(水)、敷料
- ・ 鶏舎内壁、床、ケージ枠
- ・ 入気/排気口付近(ファンの羽根部分など)
- ・ ネズミ等の小動物の糞、死体・生体※2等

※2:鶏舎内で発見した野生動物(死体も含む)については、可能なら血清分離し、死体とともに送付材料とする。

【以下は卵関連】

- ・ 卵、集卵ベルト(ケージ列のベルト、貯卵庫に移送するパーコンベアー含む)
- ・ 除糞ベルト
- ・ 貯卵庫内の貯卵ケース、壁、床等
- ・ 発生鶏舎内発生場所から離れた場所の死体(気管、クローカ)

③ 調査チームと合流した後のためのお願い

調査チームと合流した後に、必要に応じて採材を実施するための採材セットを10セット×2(農場内用と農場外用(水辺等))程度、コンタミ防止用のアルコールスプレーを別途用意していただきたい。

④ 採材セットについて

◎事前に採材(現地調査チーム到着前に家保担当者が行う採材)

- ・ 当該鶏舎 10か所ぐらい、壁面等スワブ、敷料
- ・ 場内他の2鶏舎(ウインドレス・開放) 各3か所ぐらいの壁面スワブ・敷料
- ・ 可能なら、死亡個体以外の血液 当該鶏舎3検体(できれば)

◎当日用意する材料もの

- ・ コニカルチューブ・生理食塩水(できれば抗生物質加):10本×2セット(農場内・農場外)
- ・ アルコール消毒スプレー 1本
- ・ ジップロック的な袋×10枚
- ・ ビニール袋×10枚
- ・ 50mlチューブ(空)10本
- ・ 採血用注射セット(針・シリンジ)×10本

No.	鶏舎番号	採材場所	ネズミ等	鶏死体・生体	備考
1		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
2		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
3		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
4		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
5		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
6		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
7		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
8		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
9		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
10		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
11		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
12		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
13		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
14		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	
15		餌容器・飲水器・ 床おがくず・壁・ ケージ枠・その他	死体・生体・ ふん	気管・ クロアカ・血液	

【構成員】発生状況・清浄性確認検査班（家畜防疫員、農業改良普及センター、市町）

- 1) 発生状況・清浄性確認検査班長は簡易検査陽性決定後、農業改良普及センター及び市町へ、発生状況確認検査等のために、家畜防疫員の農場への送迎を依頼する。
 - 2) 発生状況・清浄性確認検査班は発生状況確認検査及び例外協議のための農場及び関連施設への立入準備をする（併せて家きん卵等出荷のための検査の準備）。
 - 3) 発生状況・清浄性確認検査班は県対策本部防疫対策班の調べる情報を基に、農場名簿を整理し、検査計画を作成する。
 - 4) 事前採材の例外協議後、防疫対策班からの指示を受け、発生状況確認検査の対象農場及び例外協議の対象農場及びGPセンター等に立入日時を連絡する。また農業改良普及センター及び市町の発生状況・清浄性確認検査班に集合時間・場所、準備物（公用車・長靴等）を連絡する。
 - 5) 集合後、グループに分かれ、農場立入を実施する。
 - 6) 農場にて、聴き取り（様式：立入検査台帳）、臨床検査、採材を実施する。
農業改良普及センター及び市町の要員は公用車の運転を担当する。
 - 7) ひとつの農場で採材するごとに消毒ポイントで車両を消毒する。検体の病性鑑定室への搬送のタイミングは病性鑑定室と相談する。
- ※なお、例外協議については、県対策本部防疫対策班が書類を作成した上で、農林水産省動物衛生課と協議する。

< 1 > 発生状況確認検査

患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に家きん飼養農場（家きんを100羽以上飼養する農場に限る）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合 移動制限区域内の農場

イ 低病原性鳥インフルエンザの場合 制限区域内の農場

・検査、採材

ウイルス分離：気管スワブ及びクロアカスワブ、家きん舎ごとに5羽

抗体検査：血液、家きん舎ごとに5羽

※高病原性鳥インフルエンザの場合、うち3羽を死亡家きんから、死亡家きんがない場合は、活力低下や脚弱等何らかの臨床検査を認めるものから選択する。明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。

例外協議のための検査、清浄性確認検査についても同様とする。

・必要資材

防護服、帽子、手袋、マスク、ライト、立入台帳

注射器、綿棒、アルコール綿、マジック、PBS入り遠沈管、ビニール袋

＜2＞例外協議のための移動制限区域内の農場、GPセンター、食鳥処理場等への立ち入り制限区域内の制限の対象となった生きた家きん、家きん卵（種卵含む）の出荷のための検査、及び移動制限区域内の食鳥処理場、GPセンター等の再開のための検査を実施する。

例外協議のための検査（移動・搬出制限の対象外の概要を参照）

1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

発生状況確認検査が陰性で、出荷する家きん舎ごとに出荷日から遡って3日以内の5羽を対象に気管スワブ及びクロアカスワブを検体として採材（遺伝子検査）

2) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く）のGPセンターへの出荷

臨床検査、家きん舎ごとに5羽を対象に気管スワブ及びクロアカスワブを用いた遺伝子検査及び血清抗体検査

※本検査のうち、血清抗体検査の結果は発生状況確認検査の結果とみなすことができる。

3) 移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家畜保健衛生所等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなのお荷

移動制限区域内の農場からふ卵場への出荷は、臨床検査、家きん舎ごとに5羽を対象に気管スワブ及びクロアカスワブを用いた遺伝子検査及び血清抗体検査。

ふ卵場から初生ひな（ふ化後72時間以内）のお荷は臨床検査、当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査。

①死ごもり卵を中心に25検体を採材する。

②5検体を1プールとして、5プール検体の検査を実施する。

③採材に当たっては、異常卵の増加の有無等の臨床検査を確実に行う。

4) 制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

家畜防疫員が家きんに臨床的な異状がないことを確認

5) 次の内容については、例外協議のための書類を作成する

① 移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る）のお荷。ただし、ふ卵場は例外協議により営業を再開していること。

② 搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、農場、検査等施設等への出荷（ただし、移動制限区域内のGPセンターなどは例外協議により営業を再開していること）

③ 制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む）及び初生ひなの移動制限区域内の食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、農場、検査等施設等への出荷（ただし、移動制限区域内のGPセンターなどは例外協議により営業を再開していること）

④ 制限区域外の家きんの死体を、移動制限区域内の焼却処理施設等に移動させる場合

⑤ 制限区域外の家きん等を、移動させるために移動制限区域内を通過する場合

＜3＞清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、発生農場の防疫措置完了後10日後に、発生状況確認検査と同様の検査を行う。

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合 移動制限区域内の農場

イ 低病原性鳥インフルエンザの場合 制限区域内の農場

移動・搬出制限の対象外の概要

出荷元	出荷先	食用家きん	食用卵	種卵	ひな	ひな
		(農場→食鳥処理場)	(農場→GPセンター)	農場→ふ卵場	(移動制限内の種卵に由来するもの) (ふ卵場→農場)	(移動制限外の種卵に由来するもの) (ふ卵場→農場)
移動制限区域	移動制限区域	△(1)	△(2)	△(3)	△(3)	△(4)
	搬出制限区域	×	△(2)	△(3)	△(3)	△(4)
	制限区域外	×	△(2)	△(3)	△(3)	△(4)
搬出制限区域	移動制限区域	△(5)	△(5)	△(5)	△(3)	△(5)
	搬出制限区域	○	○	○	△(3)	○
	制限区域外	△(5)	△(5)	△(5)	△(3)	△(5)
制限区域外	移動制限区域	△(6)	△(6)	△(6)	△(3)	△(6)
	搬出制限区域	○	○	○	△(3)	○
	制限区域外	○	○	○	△(3)	○

○：条件無しで移動可能

△：条件付きで移動可能

×：移動不可

(数字は防疫指針文中の条件(第9の5の(1)～(6))に対応)

制限区域と制限の対象

制限区域	制限の対象	制限する事業
移動制限区域	<ul style="list-style-type: none"> ・生きた家きん ・家きん卵(GPセンター等で既に処理されたものを除く) ・家きんの死体 ・家きんの排せつ物 	<ul style="list-style-type: none"> ・食鳥処理場(食肉加工場を除く) ・GPセンター ・ふ卵場 ・品評会等の開催
搬出制限区域	<ul style="list-style-type: none"> ・敷料、飼料、家きん飼養器具(農場以外からの移動は除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・品評会等の開催

様式

発生状況確認検査、清浄性確認検査 検査台帳

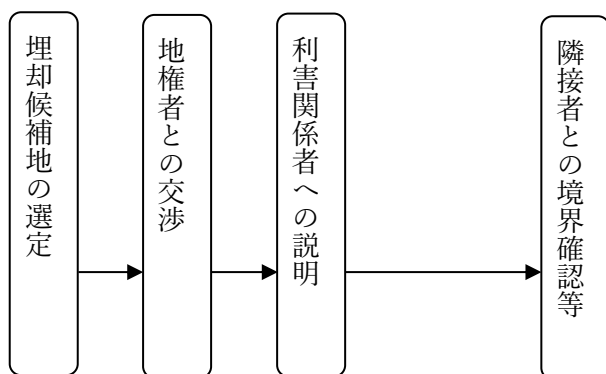
農場名 _____ 日付 _____

鶏舎NO.	飼養羽数	鶏種	日齢	検体数			NDワクチン接種歴 接種日	その他
				血液	気管 スワブ	クロアカ スワブ		

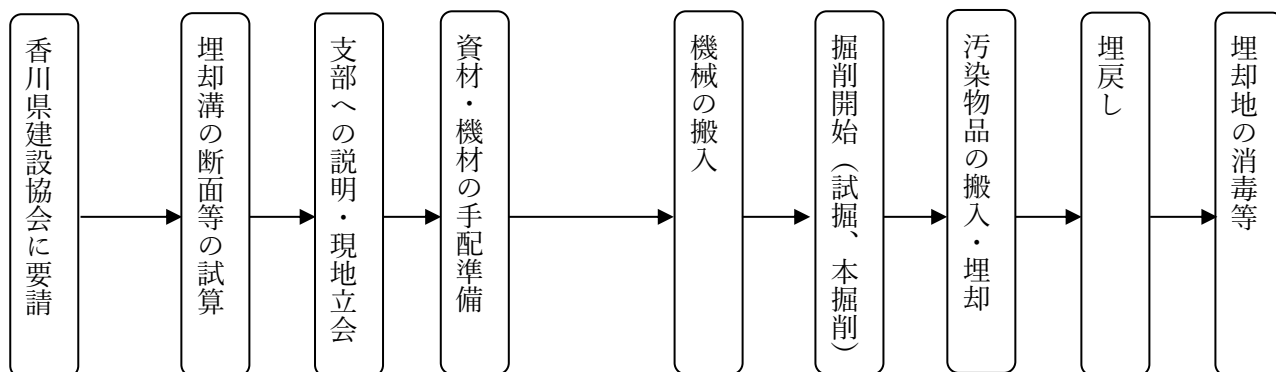
【構成員】家保等（家畜防疫員）、土地改良事務所、香川県建設業協会

鶏の死体及び鶏卵は埋却による処分を原則とする。疑似患畜と決定された後、直ちに現地対策本部防疫班が中心となり、埋却班、工事施工業者等と連携を図り、迅速に埋却地の検討（試掘調査）及び運搬ルートの検討を行う。原則として現地又はその近くにおいて埋却する。

埋却地の選定



埋却地の掘削・埋戻



1) 埋却地の選定について

埋却地の選定に当たっては、先遣調査の情報に基づき、発生農場又はその周辺とする。埋却地周辺の公共用水域及び飲用井戸の水質への影響も考慮する必要があるため、県対策本部水質検査班、市町、所有者、工事関係者及び関係機関と事前に十分協議する。

埋却地の条件としては、法施行規則第30条別表第3に掲げる事項を含め、列挙すると以下のとおりである。

- ① 人家、飲料水（井戸）、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所。
- ② 水源等の影響がないこと。
- ③ 最低4m程度の掘削が可能であること。
- ④ 埋却後3年以上発掘される可能性がないこと。
- ⑤ 資機材の搬入が容易であること。

⑥ 場所によっては、飛散防止用の囲いを設置する。

2) 埋却溝の断面の決定

先遣調査係が収集した情報（飼養羽数、鶏種、汚染物質の量、埋却地の面積等）に基づき、埋却溝の断面・延長を算定する。

埋却処分は、家きんの死体及び卵とし、鶏糞及び飼料は発酵消毒とする。

また、試掘の結果、掘削深が浅くなった場合、埋却可能量等の見直しを行い、施行計画に反映する。

3) 埋却溝掘削時間の算定

埋却溝掘削に係る概略工事時間を試算する。

埋却溝掘削(27.5 m^3/hr) + 石灰散布(1hr) + ブルーシート設置(1hr) + (仮設道等)

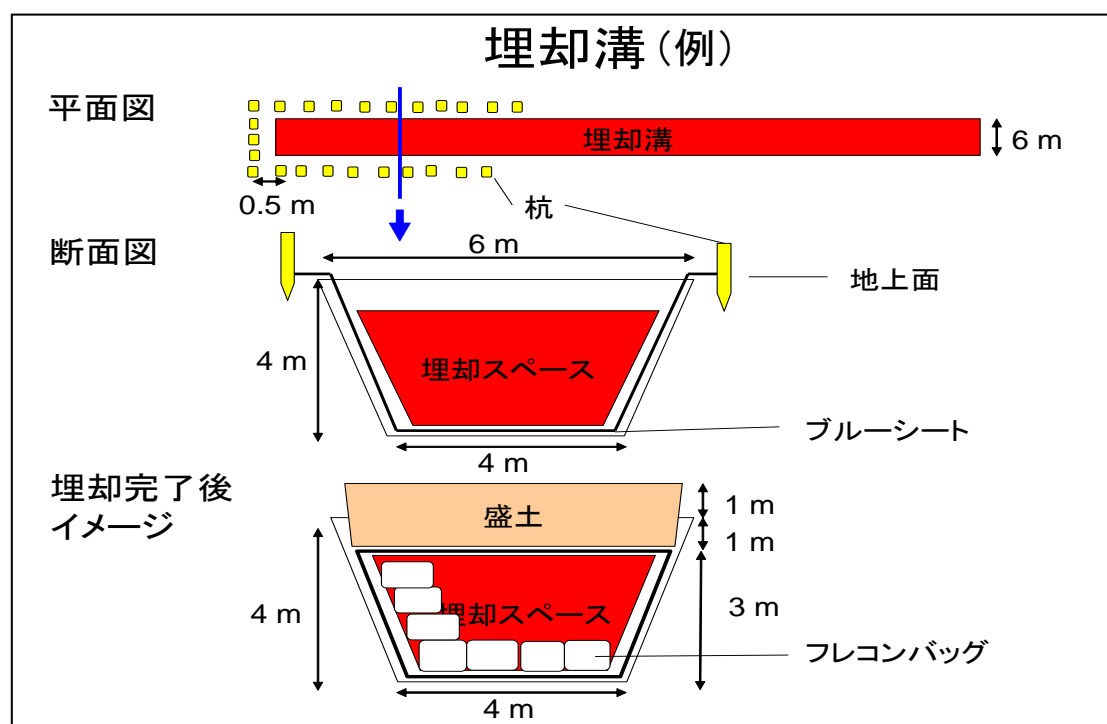
4) 県対策本部が決定した防疫計画に基づき、埋却に必要なレンタル機器及び資材を現地対策本部資材班資材調達係が建設業協会等へ発注する。

5) 病原体の拡散防止措置（必要に応じて）

埋却溝の外周部をブルーシートで遮蔽する。

6) 埋却の手順

① 汚染物品の埋却準備



② 石灰の散布

ア 底面を中心に掘削面全体に石灰を散布する。

イ バックホウ（掘削機）のバケットに石灰（フレコンバッグ）を吊し、底面に

カッター等で穴を開け散布する。袋物しかない場合は、バケツに投入しバケツで散布する。

ウ 散布作業にあたっては、隣接する農地等への飛散にも注意すること。

③ ブルーシートの設置

ア 掘削断面にブルーシート（10m×10m）を設置する。

イ シートはロープを結び、打った杭（約2m間隔）に結束し止めておく。（ある程度たるみを持たせておかないと汚染物品投入時シートが破れるので注意）

ウ 埋却溝が長くなる場合、シートは2mの重ねをとって設置すること。

エ 掘削深が深く、断面勾配が十分にとれない場合が多く危険なので、埋却溝の中での作業は原則行わない。

④ 汚染物品の埋却

ア 埋却溝に人が入って作業する際は、必ず法面崩壊監視要員をおく。

イ バックホウ等でフレコンバッグを投入する。埋却溝の内外でフックの掛け外しは工事請負業者が行う（玉掛け免許が必要）。埋却業務担当が積み込み位置や数量を確認しながら行う。（フレコンバッグの積み方：1段目は4列、2段目は5列とする。）

ウ 覆土2m以上の厚さになるよう、投入したフレコンバッグの水平面と地上面の差を計測し調整する。

エ 再度消石灰を5cm厚で散布し、覆土する。

覆土は、重機で転圧しない。

オ 3回目の石灰を散布し作業終了。

カ 看板設置

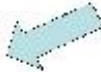
- ・高病原性鳥インフルエンザ
- ・埋却年月日と発掘禁止期間（3年）
- ・その他必要な事項



埋却溝の掘削



シート設置



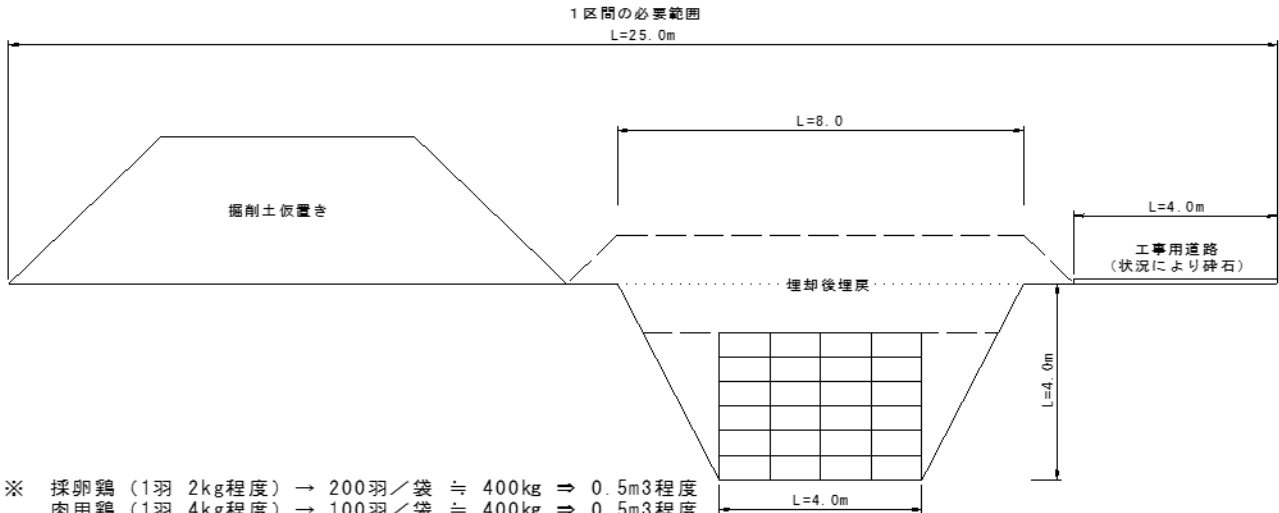
フレコンバッグの投入



埋め戻した後、消石灰を散布し、立て看板を設置

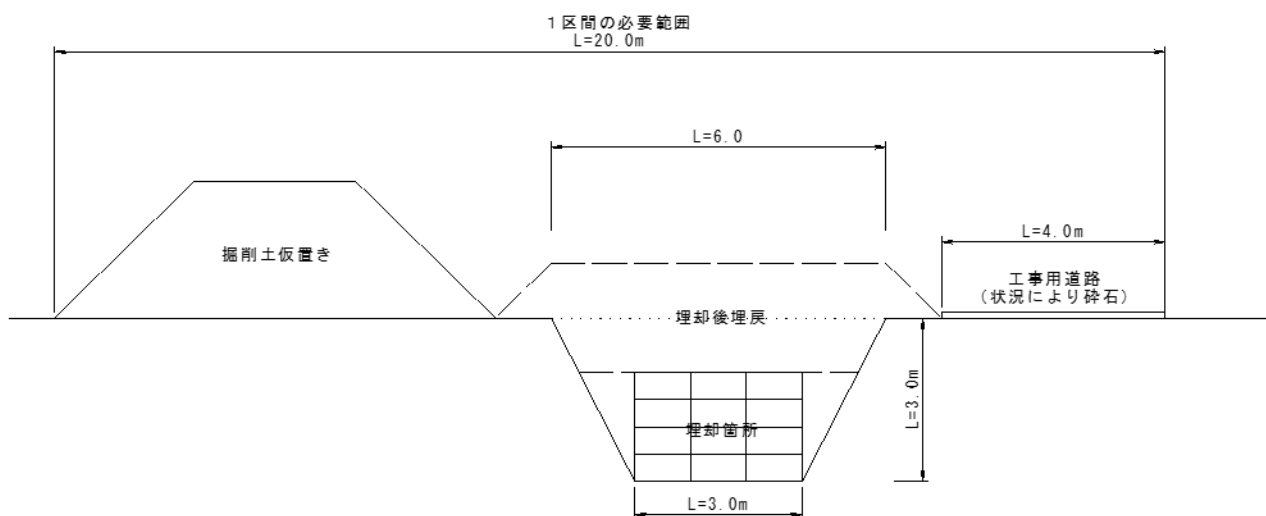


H=4.0m、B=4.0mの場合 標準図



断面延長 (m)	必要面積 (m ²) (断面延長×25m)	掘削量 (m ³)	埋却可能量 (m ³)	埋却可能袋数 1袋≒0.5m ³ m当たり24個を想定	処分羽数 (採卵鶏)	処分羽数 (肉用鶏)
5	125	168	117	120	2.4万羽	1.2万羽
10	250	288	207	240	4.8万羽	2.4万羽
15	375	408	297	360	7.2万羽	3.6万羽
20	500	528	387	480	9.6万羽	4.8万羽
25	625	648	477	600	12.0万羽	6.0万羽
30	750	768	567	720	14.4万羽	7.2万羽
35	875	888	657	840	16.8万羽	8.4万羽
40	1,000	1,008	747	960	19.2万羽	9.6万羽
45	1,125	1,128	837	1,080	21.6万羽	10.8万羽
50	1,250	1,248	927	1,200	24.0万羽	12.0万羽
55	1,375	1,368	1,017	1,320	26.4万羽	13.2万羽
60	1,500	1,488	1,107	1,440	28.8万羽	14.4万羽
65	1,625	1,608	1,197	1,560	31.2万羽	15.6万羽
70	1,750	1,728	1,287	1,680	33.6万羽	16.8万羽
75	1,875	1,848	1,377	1,800	36.0万羽	18.0万羽
80	2,000	1,968	1,467	1,920	38.4万羽	19.2万羽
85	2,125	2,088	1,557	2,040	40.8万羽	20.4万羽
90	2,250	2,208	1,647	2,160	43.2万羽	21.6万羽
95	2,375	2,328	1,737	2,280	45.6万羽	22.8万羽
100	2,500	2,448	1,827	2,400	48.0万羽	24.0万羽

H=3.0m、B=3.0mの場合 標準図

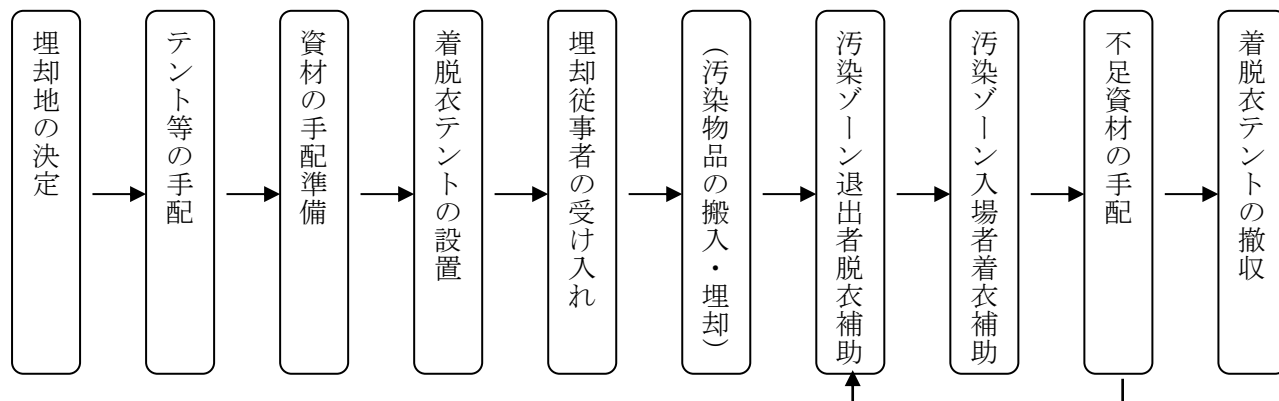


※ 採卵鶏 (1羽 2kg程度) → 200羽/袋 ≒ 400kg ⇒ 0.5m³程度
 肉用鶏 (1羽 4kg程度) → 100羽/袋 ≒ 400kg ⇒ 0.5m³程度
 ベール缶は使用したもののサイズによる。

断面延長 (m)	必要面積 (m ²) (断面延長×20m)	掘削量 (m ³)	埋却可能量 (m ³)	埋却可能袋数 1袋≒0.5m ³ m当たり12個を想定	処分羽数 (採卵鶏)	処分羽数 (肉用鶏)
5	100	88	48	60	1.2万羽	0.6万羽
10	200	155	88	120	2.4万羽	1.2万羽
15	300	223	128	180	3.6万羽	1.8万羽
20	400	290	168	240	4.8万羽	2.4万羽
25	500	358	208	300	6.0万羽	3.0万羽
30	600	425	248	360	7.2万羽	3.6万羽
35	700	493	288	420	8.4万羽	4.2万羽
40	800	560	328	480	9.6万羽	4.8万羽
45	900	628	368	540	10.8万羽	5.4万羽
50	1,000	695	408	600	12.0万羽	6.0万羽
55	1,100	763	448	660	13.2万羽	6.6万羽
60	1,200	830	488	720	14.4万羽	7.2万羽
65	1,300	898	528	780	15.6万羽	7.8万羽
70	1,400	965	568	840	16.8万羽	8.4万羽
75	1,500	1,033	608	900	18.0万羽	9.0万羽
80	1,600	1,100	648	960	19.2万羽	9.6万羽
85	1,700	1,168	688	1,020	20.4万羽	10.2万羽
90	1,800	1,235	728	1,080	21.6万羽	10.8万羽
95	1,900	1,303	768	1,140	22.8万羽	11.4万羽
100	2,000	1,370	808	1,200	24.0万羽	12.0万羽

埋却地を農場外に設置する場合の対応

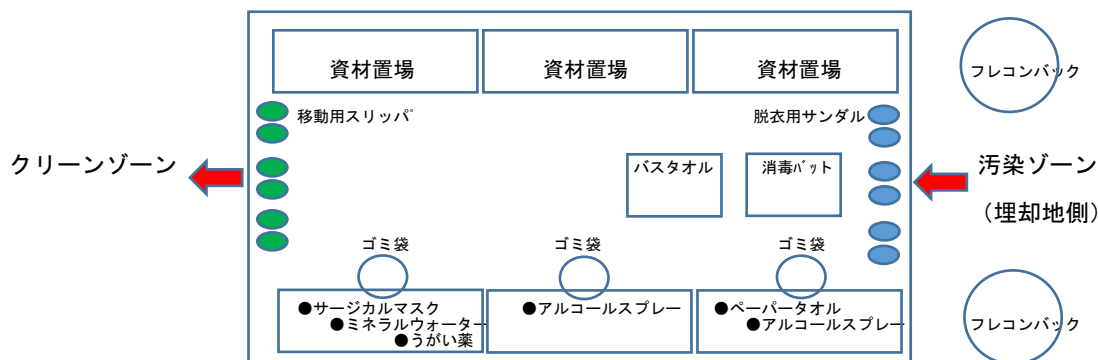
着脱衣テント運營業務



(1) 着脱衣テントの運営

- 1) 農場外に埋却地が決定したときは、市町にテント1、長机6、椅子8の準備、埋却地までの配送を依頼する。
- 2) 着脱衣テント内で使用する必要資材を資材班に依頼する。
- 3) 市町、資材班からテント等が届いたら、クリーンゾーンと汚染ゾーンの境に着脱衣テントを設置し、使用する資材もセットする。
- 4) 要員交代や休憩のために汚染ゾーンから入退出する従事者の全身消毒及び着脱衣を補助する。
- 5) 資材が不足しそうなときは、資材班に依頼する。
- 6) 埋却措置完了後は、着脱衣テントを撤去し、テント等は市町に、その他資材は資材班に回収依頼をする。
- 7) 使用済み長靴、防護服等の汚染物品はフレコンバックに入れて、産廃業者に回収を依頼する。

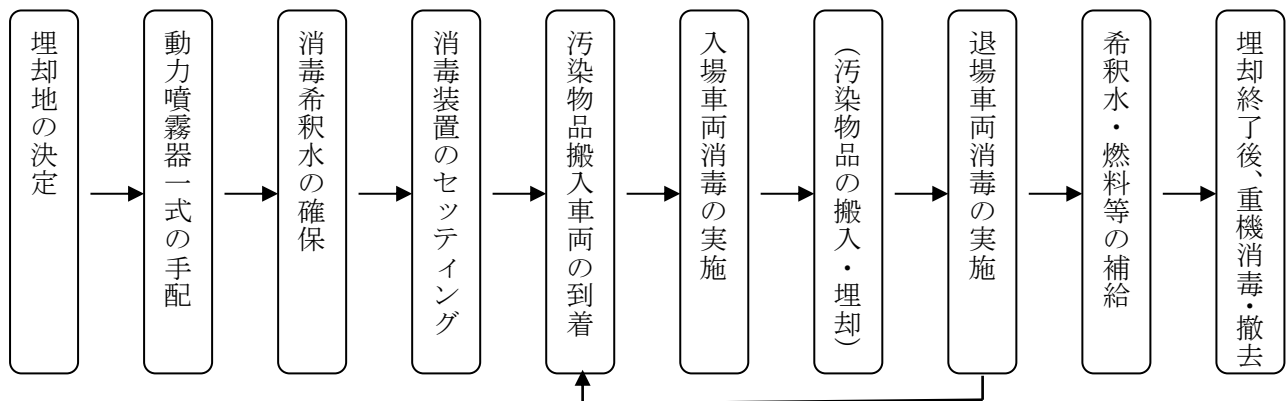
(2) 着脱衣テントのイメージ



必要資材一覧（着脱衣テント運営業務）				
	資 材 名	単位	数量	備考
1	アルコールカット綿	枚		
2	アルコール消毒液（ウェルパス）	本		
3	アルコール消毒薬（ハンドスプレー）	本		
4	アルコール消毒液（500mL）	本		
5	バスタオル（脱衣サンダル消毒拭取り）	枚		
6	サージカルマスク	枚		
7	薄手手袋	双		
8	ペーパータオル	枚		
9	ティッシュペーパー	箱		
10	ゴミ袋（大）	枚		
11	ビニール袋（大）	枚		
12	ビニール袋（中）	枚		
13	ビニール袋（小）	枚		
14	紙コップ	個		
15	ミネラルウォーター（給水）	本		
16	ミネラルウォーター（うがい）	本		
17	メガネ曇り止め	個		
18	脱衣用サンダル	足		
19	移動用スリッパ	足		
20	うがい薬（イソジン50mL）	本		
21	防護服	枚		
22	帽子（ディスポ）	個		
23	N95マスク	枚		
24	中厚手手袋（M）	双		
25	中厚手手袋（L）	双		
26	薄手手袋	双		
27	ゴーグル	個		
28	長靴	足		
29	養生用テープ	個		
30	布テープ	個		
31	消毒薬（逆性石鹼）	本		
32	ヘルメット	個		
33	トイレットペーパー	個		
34	バケツ（小）うがい配水用	個		
35	ブルーシート（5.4m×5.4m）	枚		
36	マジック（黒）	個		
37	マジック（青）	個		
38	コピー用紙	枚		
39	掛け時計	個		
40	懐中電灯	個		

車両消毒業務

埋却地の汚染ゾーン出入口において、汚染物品運搬車両の消毒を実施する。また、すべての埋却作業終了後や途中で重機など汚染ゾーンから退場するときも消毒を実施する。



(1) 車両の消毒方法

- 1) 埋却地が決定した後、車両消毒場所を家畜防疫員と協議して決定する。車両消毒に必要な機器一式（動力噴霧器、ホースリール、ガソリン携行缶、ガソリン、工具、水タンク、消毒薬、計量カップ、簡易トイレ、トイレットペーパー等）を資材班に依頼する。
- 2) 消毒希釈水を確保する。確保が困難な場合は、給水車による給水を資材班に依頼する。
- 3) 機器一式が到着次第、設置及び試運転を実施する。（逆性石けん希釈倍率 500～1,000 倍）。
- 4) 汚染物品搬入車両が到着したら、毎回、埋却地入口で車両消毒を実施する。
- 5) 汚染物品の搬入・埋却が終了したら、毎回、埋却地出口で車両消毒を実施する。
- 6) 消毒用希釈水の残量は常に把握し、必要であれば補給する。
- 7) ガソリン、消毒薬の残量は常に把握し、早い時期に資材班に依頼をする。
- 8) すべての埋却作業が終了した時、または埋却途中で、埋却地（汚染ゾーン）から退場しようとする車両、重機は消毒して退出する。
- 9) 埋却作業がすべて終了し、重機や最後の従事者が退出し終えた時は、消毒機器一式を撤去する。回収に当たっては、資材班に依頼する。

埋却物品カウント業務

埋却作業の進捗状況の管理のため、埋却溝に投入した汚染物品の数量を確認・記帳し、1時間ごとに現地対策本部現地企画班進捗管理報告係へ報告する。

鶏の死体及び鶏卵は埋却による処分を原則とするが、埋却地の確保が困難である等のやむを得ない事情がある場合には、焼却による処分を行う。

焼却処分を行う場合は、農場から焼却処理施設まで搬送する必要があるため、汚染物品を密閉容器に入れる必要がある。

県対策本部において処分方法を焼却に決定した場合には、速やかに、家畜防疫員の中から搬送焼却責任者を選定し、焼却に必要な調整を開始する。

1) 搬送業務

積み込んだ密閉容器を焼却処理施設へ搬送する。

- ① 農場から搬出した密閉容器の数を計測する。
- ② 家畜防疫員の指示を受けた要員は、トラックを消毒後、公用車に乗り、搬送用トラックと共に焼却処理施設まで同行する。
- ③ 事前に例外協議した経路（消毒ポイントの通過を含む）を通過すること。
- ④ 途中、ウイルスの拡散の恐れがある事態となった場合、②の要員は、直ちに消毒作業を実施するとともに、搬送焼却責任者に連絡する。
- ⑤ 焼却処理施設に到着し密閉容器を荷卸し後、トラック内外を消毒し、運行計画に従い、トラックに同行する。

2) 焼却業務

焼却開始前

- ① 防疫対策班は、廃棄物対策課と協議し、焼却処理施設毎の焼却計画を作成する。
- ② 防疫対策班は、①の焼却計画に基づき、必要なトラックの台数、大きさ、積載・荷下ろし時間、ルート等について一般社団法人香川県トラック協会に手配する。
- ③ 防疫対策班は、①の焼却計画に基づき、搬送用トラックに伴走する要員及び公用車確保のための案を作成する。
- ④ 防疫対策班は、焼却処理施設までのルートについて、動物衛生課と協議し、決定する。
- ⑤ 防疫対策班は、①から③に基づき、トラック輸送タイムテーブルを作成する。
- ⑥ 防疫対策班は、家畜防疫員の中から、各焼却処理施設の責任者を決定する。
- ⑦ 各焼却処理施設責任者は、搬入開始可能時間、必要資材、資材の保管場所、搬入時に使用したパレットの保管場所、要員の駐車場、1日の作業時間等の詳細について、施設側と協議し決定する。
- ⑧ 各焼却処理施設責任者は、施設側と協議した内容について、焼却手順書を更新し、搬送焼却責任者へ提出する。
- ⑨ 搬送焼却責任者は、⑦に基づき、必要資材について資材調達係に依頼する等により、資材を確保する。

- ⑩ 搬送焼却責任者は、③及び⑧に基づき、総務班へ要員計画を提出する。

焼却開始後

- ① 搬送焼却責任者は、発生農場防疫係と連絡を取りながら、農場から搬出されたペール缶の大きさ、数、施設への到着予定時刻について、各焼却処理施設責任者（不在の場合は代理の家畜防疫員。以下同じ）へ連絡する。
- ② 搬送担当の要員は、公用車で搬送用トラックと共に焼却処理施設まで同行する。途中、消毒ポイントを経由して焼却処理施設へ搬入する。途中、ウイルスの拡散のおそれがある事態となった場合は、直ちに消毒作業を実施すると共に、搬送焼却責任者に連絡する。

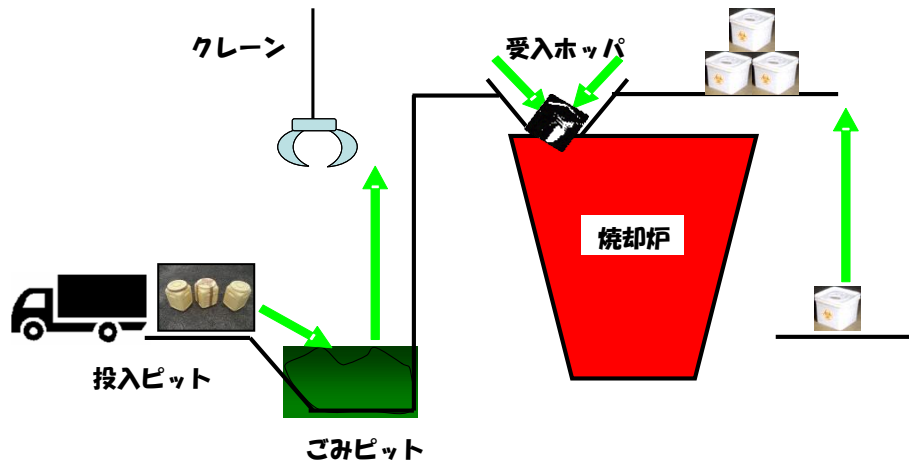
焼却処理施設に到着し密閉容器を荷下ろし後、トラック内外を消毒し、引き続き搬送がある場合は、発生農場に戻り、ピストン輸送する。

- ③ 各焼却処理施設責任者は、施設へのペール缶搬入量（トラックスケールの伝票）と搬入数量を搬送焼却責任者へ連絡し、搬送焼却責任者は各施設の焼却状況を取りまとめる。
- ④ 施設側と協議し決定した方法により搬入し、トラックから密閉容器を下ろし、決められた保管場所に置く。
- ⑤ 密閉容器を焼却炉の投入口まで運搬、投入する。
- ⑥ 各焼却処理施設責任者は、焼却状況を記録する。
- ⑦ 各焼却処理施設責任者は、焼却の進捗状況、要員計画の変更等について、搬送焼却責任者へ随時連絡し、搬送焼却責任者はその内容を取りまとめ、各担当部署、総務班等と調整する。
- ⑧ 防疫対策班は、焼却の進捗状況により、**焼却開始前**①～③を繰り返し、**焼却開始前**④の「トラック輸送タイムテーブル」を毎日作成し、各家保、各焼却処理施設責任者へ送付する。
- ⑨ 処理を急ぐ場合は、産業廃棄物処理施設を活用する。

焼却終了後

- ① 各焼却処理施設で使用した資材については、速やかに消毒・撤収する。
- ② 焼却が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、各焼却処理施設責任者が立ち会う。

焼却炉の構造



焼却リスト

(焼却場:)

NO.	日	時間	30リットル ペール(個)	40リットル ペール(個)	60リットル ペール(個)	合計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

ペール搬送リスト

(農場名:)

NO.	日・時間	車輜No.	搬送先	パレット (枚)	30ℓ		40ℓ		60ℓ		ペール計
					パレット数	ペール数	パレット数	ペール数	パレット数	ペール数	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

ペール搬入リスト

(焼却場:)

NO.	日・時間	車輛No.	搬出農場名	パレット (枚)	30ℓ		40ℓ		60ℓ		ペール計
					パレット数	ペール数	パレット数	ペール数	パレット数	ペール数	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

トラック輸送 ○月○日()タイムテーブル (例)

トラック毎の看貫結果を畜産課
あて電話連絡してください。
(〇〇、〇〇、〇〇まで)

過積載に注意してください。4t車の最大積載量は2,600~2,700kg

目安：30Q=鶏2kg×6羽=12kg→1パレット=12kg×27ペール=324kg、1車あたり8パレット
 40Q=鶏2kg×10羽=20kg→1パレット=20kg×21ペール=420kg、1車あたり6パレット
 60Q=鶏2kg×12羽=24kg→1パレット=24kg×21ペール=504kg、1車あたり5パレット

	P数	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00	備考
東部 溶融	10					○16:00 ◎17:00 ○日と同じトラック				1台2往復
西部	20		○10:00 ○日と同じトラック	◎12:00	○14:00	◎16:00				1台2往復 フォークリフトの運転できる方
角山	10					○17:00 条件：ホイール幅650、高さ3.4m、幅2.7m、4tトラック		◎20:00		1台 フォークリフトオペレーターが必要
仲善	10					○15:00 ○17:00 ◎18:30 条件：総重量20t以内、高さ3.9m、長さ(ホイール間長)6.5m、幅2.7m		◎20:00		2台 フォークリフトの運転できる方

○積込み、◎荷おろし

【構成員】 発生農場防疫係（家畜防疫員）

防疫調整係（農業経営課、農業生産流通課、水産課）

香川県産業廃棄物協会、香川県ペストコントロール協会等

1 農場清掃・消毒

- (1) 飼養場所の排水溝を閉鎖(確認)する。(適切な消毒措置を講じるまでの間)
- (2) 石灰乳の作成や消毒薬の希釈等に使用する水の確保を行う。
- (3) 家きんの殺処分後、家きん舎に残った鶏糞、敷料等を重機やスコップ、ほうきなどで集め搬出するか、鶏舎内で集積する。また、鶏舎内のほこりやクモの巣等もほうきやブロアで落とした後、掃き集める。
- (4) 家きん舎に残された種々の汚染物品（使用した資機材も含む）については、家畜防疫員の指示により消毒し搬出する。
- (5) その後、家きん舎内の天井、壁面、床面の順に隅々まで動力噴霧機を用いて消毒薬で洗浄・消毒を実施する。また、床面は消石灰の散布(20kg入り1袋当たり20～40㎡)又は石灰乳の塗布により消毒する。さらに、家きん舎外壁、屋根も同様に消毒する。
- (6) 堆肥舎・倉庫・その他汚染されたおそれのある構造物も(3)～(5)に準じて実施する。なお、配電盤などの消毒薬の散布が困難なものは、消毒薬を浸ませた布等で拭く。
- (7) 農場内で飼養管理作業に用いた車両・器具類は、清掃後消毒する。
- (8) 農場内で防疫作業に用いた重機等は、入念に清掃・消毒し、家畜防疫員の許可を得てから退場する。
- (9) 農場敷地は消石灰の散布(20kg入り1袋当たり20～40㎡)により消毒する。
- (10) 農場出入口では、入退場する車両、人を消毒する。
なお、(9)(10)については防疫措置の早い段階で開始し、(9)は必要により随時追加実施する。
- (11) 農場消毒は、殺処分、死体及び汚染物品の処理の完了後に、繰り返し実施するものとする(少なくとも1週間間隔で3回以上)。

2 鶏舎の清掃・消毒の様子

鶏糞、敷料の除去（肉用鶏舎）



重機による除去作業



スコップによる除去作業

鶏糞、敷料の除去（採卵鶏鶏舎 高床式）



重機による除去作業

鶏舎内清掃（肉用鶏鶏舎）



ほうきを用いた鶏舎床面の清掃



ほうきを用いた鶏舎側面の清掃

鶏舎内清掃（採卵鶏鶏舎）



ケージに登って柱や梁のすす払い



餌とい、水といの清掃



梁の鶏糞の除去作業



ケージ下の鶏糞の除去作業

鶏舎等の消毒



動噴による消毒液散布



床面の石灰乳塗布



人力による消石灰散布



消毒薬の散布



使用した重機の消毒



消石灰散布後の鶏舎内

埋却地の管理は、周辺農地や地域住民の生活環境に影響がないように、適正に行うことが求められており、埋却地の所有者・利用者と県・市町が連携しながら、対策を講じるものとする。

1 埋却地の管理責任

家畜伝染病予防法第21条では、まん延防止という公益上の必要から、埋却は家畜の所有者が行うものとされているため、原則として埋却した家きんの所有者が管理を行う。

2 環境対策

埋却後、埋却地からの異臭、地下水への影響、陥没など環境への悪化が懸念されるため、定期的な埋却地の現地調査や公共用水域・地下水への影響を把握するための水質調査など、継続的な監視を行う。

このうち現地調査については、管轄の家畜保健衛生所が埋却地の管理が適正に行われているかどうかを確認するために、埋却地から臭気やガス・液体の噴出の有無の確認を行う。

また、公共用水域・地下水への影響を把握するための水質調査は、埋却地を中心に、地形や地下水の流れ、飲用井戸の利用状況などを考慮し、調査地点(公共用水域(ため池、河川)、地下水(井戸))を選定する。検査項目はT-N(全窒素)、T-P(全リン)とする。

なお、影響が確認された場合には、県と市町が協議し、適切な措置を講じる。

3 発掘禁止期間内の管理

家畜伝染病予防法では、埋却地は3年間の発掘禁止となっている。この間、埋却地の管理主体が保全管理を適正に行っていく。

ガスや液体の噴出発生が常に確認できるよう、埋却溝上部以外の周辺地(埋却盛土法面含む)の草刈等を必ず行うこと。また、地理的に必要であれば、管理主体は埋却地周辺をフェンス等で囲い込むなどして、関係者以外立ち入り禁止とする。

ガスや液体の噴出など異常な状態を確認した時は、直ちに管轄の家畜保健衛生所に連絡し、指示に従う。

万一、食鳥処理場で鶏(ブロイラー)搬入後に本病が確認された場合は、当該食鳥処理場を中心とした半径1 km以内の区域を移動制限区域として設定するとともに、出荷元の農場を中心として半径3 km以内の区域を移動制限区域、10 km以内の移動制限区域に外接する区域を搬出制限区域として設定する。

なお、出荷元農場が県外の場合は、直ちに農林水産省動物衛生課及び出荷元農場が所在する県の畜産主務課へ、その旨を連絡する。

防疫対応は食鳥処理場のプラットホームと出荷元農場の2か所同時並行で実施することになるため、食鳥処理場における防疫は、食肉衛生検査所と現地対策本部が緊密に連絡を取りながら作業を分担して実施する。

食鳥処理場で異常鶏が確認された時点で、処理場への指示(家きんの懸鳥の中止、畜産関係者車両出入禁止、処理場の出入口の閉鎖、産業廃棄物缶の移動禁止等)は家保と食肉衛生検査所との事前協議に基づき、食肉衛生検査所が直ちに行う。

初動防疫係は食肉衛生検査所の協力のもと、当該鶏に関するあらゆる情報(出荷元、出荷羽数、処理状況、捕鳥車両、指導員、獣医師等の移動歴等)を収集し、現地対策本部に伝えるとともにその指示に従う。

第6章 野鳥等への対応

第1 死亡野鳥等への対応

1 死亡野鳥等への簡易検査の実施

野鳥調査班は、ウイルスの感染状況を把握するため、香川県高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル（野鳥編）に基づいて簡易検査を実施する。

2 県民からの死亡野鳥等の問い合わせへの対応

県民の不安を解消するため、死亡野鳥等について県民から問い合わせがあった場合には、「県民からの死亡野鳥等の問い合わせに対する対応」（別記1）に基づき対応する。

第2 野鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合の対応

(1) 防疫措置（指針第4の7）

野鳥調査班と発生状況・清浄性確認検査班は、当該鳥類（その死体、糞便を含む。）を確保した場所又は飼養していた場所（以下「確認地点」という。）を消毒する。また、家きんへの感染防止の観点から必要と認める場合は通行制限・遮断を行う。

(2) 立入検査

(1)の措置を実施した以外の発生状況・清浄性確認検査班は、確認地点を中心とした半径3kmの区域内にある農場（家きんを100羽以上飼養する農場に限る。）に対し、速やかに立入検査を実施し、死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

(3) 注意喚起

発生状況・清浄性確認検査班は、確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

渡り鳥の飛来するため池や河川周辺への養鶏関係者の立入自粛等を注意喚起する。（参照：別記2）

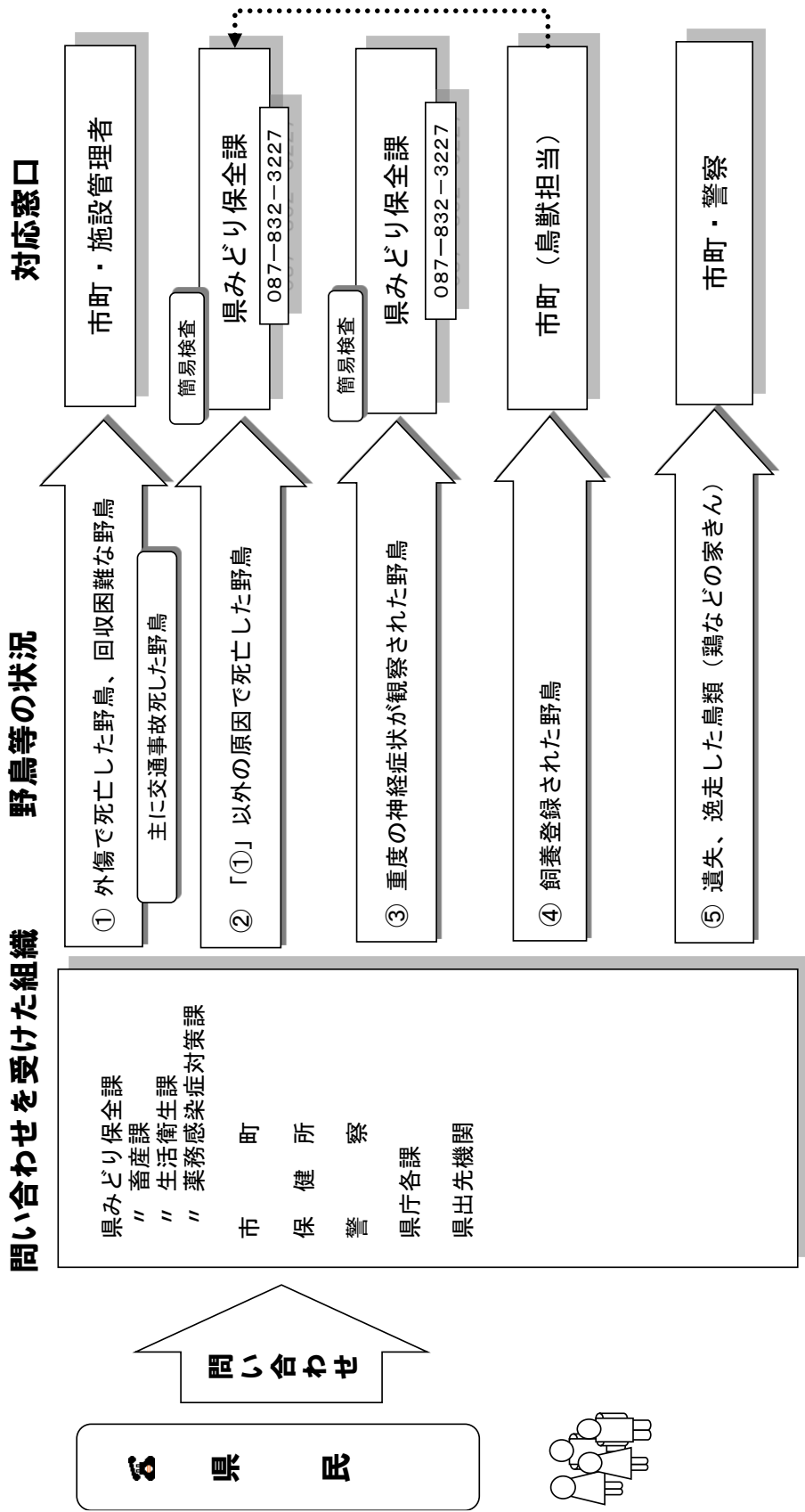
(4) 保健所長等への届出

獣医師は、異常家きん等の発見時と同様に、最寄りの保健所（感染症担当）に届け出る。

県民からの死亡野鳥等の問い合わせに対する対応について（県内発生時）

別記 1

県民から問い合わせを受けた機関は、野鳥等の状況を下記の①～④の分類で判断し、それぞれの対応窓口にご連絡等してください。



- ① 外傷で死亡した野鳥、回収困難な野鳥以外の死亡野鳥については、野鳥の種類、死亡状況によって鳥インフルエンザの簡易検査の対象となります。
- ② 野鳥の単独死は、民地であれば市町、道路等の公有地であればそれぞれの施設管理者が対応します。
- ③ 県内発生時は、原則として傷病鳥類の受入を停止する。

第3 家きん以外の鳥類の所有者及び学校等への対応

- (1) 学校対策班及び総務班は、必要に応じて発生状況や本病に関する資料等を配布し、家きん以外の鳥類の所有者及び学校等の不安解消に努める。
- (2) 発生状況・清浄性確認検査班は、本病を疑う異状を示す連絡があった場合、立入調査し、必要に応じて病性鑑定を実施する。
- (3) 発生状況・清浄性確認検査班は、必要に応じて立入調査（調査票：様式14、15）を実施し、本病のまん延の有無を確認する。
- (4) 高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合、第7章に準じた対応を行うこととし、家きん以外の鳥類の所有者に対しても、防疫対応に対する協力を要請する。

ガンカモ類等の飛来地一覧

別記 2

NO.	調査地点	市町名
1	吉田ダム	小豆島町
2	岩谷	小豆島町
3	中山池・新中山池	小豆島町
4	北谷沖	小豆島町
5	田浦権現鼻沖	小豆島町
6	小豆島町(弁天島)	小豆島町
7	小豆島町(大池)	小豆島町
8	小豆島町風ノ子島	小豆島町
9	小豆島町殿川ダム	小豆島町
10	伝法川河口	土庄町
11	長浜	土庄町
12	屋形崎沖	土庄町
13	山田ダム	土庄町
14	北山	東かがわ市
15	保田池	東かがわ市
16	川田池	東かがわ市
17	大内ダム	東かがわ市
18	五名ダム	東かがわ市
19	原間池	東かがわ市
20	湊川河口	東かがわ市
21	松原	東かがわ市
22	安戸	東かがわ市
23	馬宿川河口	東かがわ市
24	相生	東かがわ市
25	千足ダム	東かがわ市
26	小路池	東かがわ市
27	川股池	東かがわ市
28	番屋	東かがわ市
29	檉(ハリノキ)	東かがわ市
30	宮奥池	東かがわ市
31	池ノ内池	東かがわ市
32	松崎上池・松崎新池	東かがわ市
33	才の池	東かがわ市
34	宮池-東かがわ	東かがわ市
35	馬籠	東かがわ市
36	小海川河口	東かがわ市
37	与田川河口	東かがわ市
38	中山池	東かがわ市
39	鴨庄長浜	さぬき市
40	宮池-さぬき	さぬき市
41	津田川河口	さぬき市
42	青木海岸	さぬき市
43	東・中王田池	さぬき市
44	双の池	さぬき市
45	大川ダム	さぬき市
46	松原	さぬき市
47	野間池	さぬき市
48	猪塚	さぬき市
49	瀬ノ下	さぬき市
50	前坂	さぬき市
51	幸田池	さぬき市
52	新池-さぬき	さぬき市
53	鴨部川下流	さぬき市
54	衣懸池	高松市
55	香東川-河口1	高松市
56	御殿貯水池	高松市
57	三条池	高松市
58	大池-高松	高松市
59	新川、春日川河口	高松市
60	新川中流	高松市
61	春日川中流	高松市
62	鮫池	高松市
63	久米池	高松市
64	引妻池	高松市
65	公淵池	高松市
66	城池	高松市
67	小田池	高松市
68	竜満池	高松市
69	内場ダム	高松市
70	羽間上池	高松市
71	香東川-河口2	高松市
72	亀水湾	高松市
73	大崎鼻	高松市
74	平池-高松	高松市
75	前池	高松市

NO.	調査地点	市町名
76	住蓮寺池	高松市
77	三郎池	高松市
78	坂瀬池	高松市
79	渡池-高松	高松市
80	市宮池	高松市
81	船岡池	高松市
82	新池-高松	高松市
83	神内池	高松市
84	羽間下池	高松市
85	本津川-河口	高松市
86	長池	高松市
87	詰田川河口	高松市
88	相引川河口	高松市
89	沖ノ池	高松市
90	香東川-下流	高松市
91	友常池	高松市
92	長尾池	高松市
93	本津川-河口から2km	高松市
94	神内上池	高松市
95	橋池	高松市
96	高月池	高松市
97	平田池	高松市
98	奈良須池	高松市
99	栗林公園	高松市
100	平木尾池	高松市・三木町
101	五分ヶ池	高松市・三木町
102	三ツ子石池	三木町
103	山大寺池	三木町
104	女井間池	三木町
105	男井間池	三木町
106	小川下池	三木町
107	国下池	三木町
108	奥の堂池	三木町
109	渡池-三木	三木町
110	府中ダム	坂出市
111	林田町沖	坂出市
112	綾川-下流	坂出市
113	松ヶ浦池	坂出市
114	大池-坂出	坂出市
115	綾川-下流中川原	坂出市
116	大東川-中流	宇多津町
117	大東川-河口	宇多津町
118	大東川-下流	宇多津町
119	平池-丸亀	丸亀市
120	田村池	丸亀市
121	太井池	丸亀市
122	宮池-郡家	丸亀市
123	庄ノ池	丸亀市
124	宮池-土器	丸亀市
125	大池-丸亀	丸亀市
126	宝幢寺池	丸亀市
127	榊池	丸亀市
128	道池	丸亀市
129	土器川-蓬萊橋	丸亀市
130	土器川-丸亀大橋	丸亀市
131	土器川-平成大橋	丸亀市
132	矢野池	丸亀市
133	八丈池	丸亀市
134	馬池	丸亀市
135	辻池	丸亀市
136	仁池-丸亀	丸亀市
137	成願寺池	丸亀市
138	先代池	丸亀市
139	中原池	丸亀市
140	瓢池	丸亀市
141	金倉川河口	丸亀市
142	打越池	丸亀市
143	金丸池	丸亀市
144	新池-丸亀	丸亀市
145	皿池	綾川町
146	北条池	綾川町
147	一区池	綾川町
148	菰池-綾川	綾川町
149	大池-綾川	綾川町
150	山下池	綾川町

NO.	調査地点	市町名
151	大羽毛池	綾川町
152	宮池-善通寺	善通寺市
153	中池	善通寺市
154	見立	多度津町
155	海岸寺	多度津町
156	水附池	多度津町
157	買田池	多度津町
158	千代池	多度津町
159	下所新池	多度津町
160	菰池-多度津	多度津町
161	道福寺新池	多度津町
162	満濃池	まんのう町
163	羽間池・下池	まんのう町
164	余木崎	観音寺市
165	井間池	観音寺市
166	大池-観音寺	観音寺市
167	姫浜	観音寺市
168	花稲港	観音寺市
169	三豊干拓地沖	観音寺市
170	三豊干拓地	観音寺市
171	財田川グランド	観音寺市
172	キャンプサイト(財田川河口三架橋より下)	観音寺市
173	仁池-観音寺	観音寺市
174	室本港	観音寺市
175	赤土池	観音寺市
176	一の谷池	観音寺市
177	早苗池	観音寺市
178	観音寺池・出作池	観音寺市
179	柞田川-下流	観音寺市
180	柞田川-河口	観音寺市
181	有明浜沖	観音寺市
182	五月池	観音寺市
183	鶴沢池	観音寺市
184	文政池	観音寺市
185	豊稔池	観音寺市
186	長谷池	観音寺市
187	土井之池	観音寺市
188	五郷ダム	観音寺市
189	袂池	観音寺市
190	亀尾池	観音寺市
191	勝田池	三豊市
192	国市池	三豊市
193	曾保(サンビーチ)	三豊市
194	仁尾港	三豊市
195	家の浦	三豊市
196	高瀬川下流	三豊市
197	津島	三豊市
198	白坂池	三豊市
199	満水池	三豊市

第7章 県民の不安解消及び風評被害対策

第1 情報提供

県対策本部は、風評被害を最小限に抑えるため、県のホームページに防疫措置状況及びQ&A等の本病に関する情報を掲載するとともに、報道機関等を通じて広く県民に情報を積極的に提供し、本病に関する県民の不安解消に努め、鶏卵や鶏肉の安全性を広報する。

第2 相談窓口の設置

県対策本部は、県庁及び各家保等に相談窓口を設置するとともに、相談電話番号等を県のホームページに掲載するなどして、広く県民の相談に応じ、不安解消に努める。

- (1) 家きんに関する相談窓口：防疫対策班、発生地家保（畜産課、家保）
- (2) 野鳥に関する相談窓口：野鳥対策班（みどり保全課）
- (3) 消費者からの相談窓口：県民生活班（くらし安全安心課）
- (4) 人の健康に関する相談窓口：健康対策班（健康福祉総務課、薬務感染症対策課）
- (5) ペットの病気と食品に関する相談窓口：食の安全班（生活衛生課）
- (6) 経営・融資に関する相談窓口：経営対策班（経営支援課、農業経営課）
- (7) 畜産農家の経営に関する相談窓口：経営対策班（農業経営課）

野鳥調査班と発生状況・清浄性確認検査班は、当該鳥類（その死体、糞便を含む。）を確保した場所又は飼養していた場所（以下「確認地点」という。）を消毒する。また、家きんへの感染防止の観点から必要と認める場合は通行制限・遮断を行う。

第3 消費者及び鶏卵・鶏肉取引業者等への対応

県対策本部は、発生確認後は直ちに、県内関係団体、市町、都道府県、及び全国量販店・商業関係・外食産業団体に対し、鶏卵・鶏肉の安全性の広報及びその利用促進を要請する。

第8章 制限の解除及び防疫対応の終了

第1 制限の解除

県対策本部は、指針に基づき、発生状況や清浄性の確認状況等を勘案して国と協議の上、移動制限を解除する。

第2 防疫対応の終了

県対策本部は、制限を解除した時、本病の発生に係る防疫対応が終了したことを公表する。

異常家きん等の届出を受けた際の報告

香川県 家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

- 2 届出者
氏名： (職業：)
住所： (電話番号：)

- 3 異常家きん等の所在場所
住所： (電話番号：)
農場名：
所有者氏名：
従業員数：

- 4 当該施設に関する情報
飼養家きんの用途：
肉用鶏 / 採卵鶏 / 種鶏 (肉用・採卵鶏) / その他 ()
飼養形態：
ケージ飼い / 平飼い / その他 ()
飼養総羽数：
()羽
家きん舎数及びその構造：
総数： ()舎
(うちウインドレス ()舎、開放 ()舎、その他 ()舎)

- 5 届出事項
異状確認の日時、確認者：

異常家きんを確認した家きん舎 (飼養羽数とその構造 (複数舎ある場合は以下の項目をそれぞれ記入))：

異常家きんの羽数、週齢：

主な症状 (稟告)：

異常家きんの家きん舎内の分布状況：

既に実施済の検査の有無： 有 / 無
「有」の場合その結果：
(実施者、検査キット名、検体数、陽性数等)

過去 21 日間の平均死亡羽数と直近 3 日間程度の死亡羽数の推移（農場全体、家きん舎別）：（下記若しくはわかるものを添付）（羽）

異常家きん発生鶏舎	号	号	号	農場全体
21 日平均死亡羽数				
月 日：-3 日				
月 日：-2 日				
月 日：-1 日				
月 日：今日				

6 既に講じた措置：

7 その他関連事項（疫学情報など）

届出を受けた日から遡って 7 日目の日から現在までの間に、家きんの飼養管理に直接携わっていた者が、直接の飼養管理を行った他の農場：

8 届出者への指導事項：

鳥インフルエンザが疑われるため、届出者に次の事項を指導した。

- (1) 家畜保健衛生所職員が到着（予定時刻： ）するまではなれて待機すること。
- (2) 家きんの所有者に対し、次の事項を実施するよう指導すること。
（獣医師、食鳥処理場から通報があった場合は、指針第 4 の 1 の留意事項 10 参照）
 - ①異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること。
 - ②農場の出入口を 1 か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
 - ③農場外に物（卵等）を搬出しないこと。家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
 - ④異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにすること。
 - ⑤衛生管理簿を整理すること。

9 届出受理者氏名：

10 処 置

(1) 通報（時間）

①所長： 時 分 ②畜産課： 時 分

(2) 現地調査

①氏名： ②出発時刻： 時 分

様式 2 - 1 (指針様式 4 - 1)

異常家きんの症状等に関する報告

香川県 家畜保健衛生所

担当：

1 現地調査（立入検査）： 年 月 日 時 分

※ 以下の 2, 3 については、様式 1 で報告した内容から変更がある場合のみ記載

2 異常家きん等の通報

届出日時：

届出者氏名：

届出者住所：

届出内容：

3 農場詳細

名称：

住所：

所有者：

従業員数：

飼養羽数：

用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（ ）

羽数： 羽

家きん舎数：

構造：開放、ウインドレス、その他（ ）

飼育形態：ケージ飼い、平飼い、その他（ ）

（※飼養羽数は用途ごと、家きん舎ごとに報告する）

4 病歴、症状、病変の概要（通報から到着までの死亡数の増加の有無、剖検所見、異常家きんの家きん舎内の分布等を含む）

5 検査所見（家畜防疫員により確認されたもの）

(1) 異常家きん

異常家きん	種類：	週齢：	羽数：	(うち死亡羽数：	羽)
備考（管理失宜、誘導換羽の有無等）					

(2) 死亡羽数の推移(家きん舎ごと)：別紙様式3-1

日							
家きん舎番号							
農場全体							

(3) 鳥インフルエンザ簡易検査の結果（検査材料）

No.	死亡の別	臨床所見	簡易検査結果		備考
			気管	クロアカ	
1	死亡家きん				
2	死亡家きん				
3	死亡家きん				
4	死亡家きん				
5	死亡家きん				
6	死亡家きん				
7	死亡家きん				
8	死亡家きん				
9	死亡家きん				
10	死亡家きん				
11	死亡家きん				
12	生きた家きん				
13	生きた家きん				
	計				

様式 2 - 2 (指針様式 4 - 2)

異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告

香川県 家畜保健衛生所
担当：

1 疫学情報(判明次第追記すること)：様式 3 - 2

- (1) 飼養者が過去 7 日間に直接の飼養管理を行った他農場
- (2) 家きんの導入又は搬出 (過去 21 日間)
- (3) 人・車両の出入り及び巡回範囲 (過去 21 日間)
- (4) 家きん糞・堆肥の処理・搬出
- (5) 死亡家きんの処理・搬出
- (6) 種卵の搬出先(過去 21 日間)
- (7) その他

2 農場への指示事項

3 検査材料の採取 (検体数)

気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他 ()

4 その他参考となる情報

- (1) ND ワクチン接種歴、ND ワクチンの種類
- (2) 焼却場所、埋却地の確保状況
- (3) 周辺農場戸数、羽数 (3 km、10 km)

5 今後の検査スケジュール

遺伝子検査 (コンベンショナル及びリアルタイム PCR 検査) 結果判明予定日時：

血清抗体検査結果判明予定日時：

ウイルス分離検査結果判明予定日時：

6 備考

様式3-2

疫学情報等の詳細

聴取相手名：_____

家畜防疫員名：_____

1. 当該農場で遡って7日目の日から現在までの間に家さんの飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場

- 農場名及び所在地
- 家さん所有者氏名及び所在地
- 鶏種・飼養羽数・日齢
- 飼養管理の状況

飼養衛生管理区域出入り時の消毒等衛生管理体制の状況

2. 家さんの導入又は搬出（廃鶏含む）（過去21日間）

月日	導入先（連絡先）	日齢	羽数	運送会社（連絡先） 氏名・車両番号	作業内容・場所・ 立入範囲

月日	出荷先（連絡先）	日齢	羽数	運送会社（連絡先） 氏名・車両番号	作業内容・場所・ 立入範囲

※発生農場の衛生管理区域に立ち入ったかどうかを記入

3. 人・車両の出入り及び巡回範囲（過去21日間）

(1) 家きん卵出荷関係者（種卵含む）

月日	出荷先（連絡先）	数量	運送会社（連絡先）氏名・車両番号	作業内容・場所・立入範囲／巡回範囲等

※汚染物品となるもの

- ①家きん卵（病性判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理されていたもの、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
- ②種卵（病性判定日から遡って21日目の日より前に採取され区分管理されていたものを除く）

(2) 飼料関係者（補助飼料含む）

月日	販売会社（連絡先）	飼料名（量）	運送会社（連絡先）氏名・車両番号	作業内容・場所・立入範囲／巡回範囲等

(3) 動物用医薬品等資材関係者（敷料・ガス等）

月日	販売会社（連絡先）	飼料名（量）	運送会社（連絡先）氏名・車両番号	作業内容・場所・立入範囲／巡回範囲等

(4) 家きん糞・堆肥の処理・搬出

保管方法、処理方法

月日	搬出先（連絡先）	搬出量・形状	運送会社（連絡先）氏名・車両番号	作業内容・場所・立入範囲／巡回範囲等

(5) 死亡家きんの処理・搬出

保管方法、処理方法

月日	搬出先（連絡先）	羽数	運送会社（連絡先）氏名・車両番号	作業内容・場所・立入範囲／巡回範囲等

(6) その他立入者（車両）

氏名・会社名（連絡先）	日時	詳細（訪問目的、立入範囲、訪問者が前後に立ち寄った場所等）

※詳細には農場への訪問目的、農場内の動線、訪問者が前後に立ち寄った場所など記載。

聞き取りは複数の農場従事者から聞き取りをすること。

対象者	<input type="checkbox"/> 獣医師	<input type="checkbox"/> 農場指導員、農協職員
	<input type="checkbox"/> 県市町職員	<input type="checkbox"/> 養鶏関係者
	<input type="checkbox"/> 修理業者	<input type="checkbox"/> 郵便、宅配業者等
	<input type="checkbox"/> 知人、家族	<input type="checkbox"/> その他

(7) 所有者、従業員、農場指導者の他の農場への訪問の有無(過去 21 日間)

聞き取り相手:

訪問者・訪問農場(連絡先)	日時	詳細

※詳細には農場への訪問目的、立入範囲、農場内の動線など記載。

○入退出時の当該農場での消毒等の状況

※上記の移動を証明できる書類を添付すること

様式4

農場従事者等名簿記入用紙

■農場責任者(患畜等となった場合、直ちに保健所が健康調査を実施するため連絡します。)

氏名		生年 月日	T・S・H	年	月	日生 (歳)	男・女
自宅住所						電話:	
勤務先住所						電話:	
勤務先名						業務内容:	
家族人数 (同居者)	()人					最終勤務(従事)日:	月 日

■農場所有者(同上の場合は同上と記入)

氏名		生年 月日	T・S・H	年	月	日生 (歳)	男・女
自宅住所						電話:	
勤務先住所						電話:	
勤務先名						業務内容:	
家族人数 (同居者)	()人					最終勤務(従事)日:	月 日

■農場所有者家族(同居している方のみ)

氏名		続柄		生年 月日	T・S・H	年	月	日生 (歳)	男・女
勤務先住所								電話:	
勤務先名								業務内容:	
氏名		続柄		生年 月日	T・S・H	年	月	日生 (歳)	男・女
勤務先住所								電話:	
勤務先名								業務内容:	
氏名		続柄		生年 月日	T・S・H	年	月	日生 (歳)	男・女
勤務先住所								電話:	
勤務先名								業務内容:	

■農場従業員

氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳)	男・女
自宅住所				電話:	
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日	
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳)	男・女
自宅住所				電話:	
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日	
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳)	男・女
自宅住所				電話:	
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日	
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳)	男・女
自宅住所				電話:	
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日	
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳)	男・女
自宅住所				電話:	
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日	
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳)	男・女
自宅住所				電話:	
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日	
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳)	男・女
自宅住所				電話:	
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日	
氏 名		生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳)	男・女
自宅住所				電話:	
業務内容				最終勤務(従事)日: 月 日	

様式 5 (指針様式 7)

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇 印

あなたが所有する（管理する）次の家さんは、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家さんの所在する場所

家さんの種類及び羽数

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 その他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家さんについては、家畜伝染病予防法第 58 条第 1 項及び第 2 項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

様式6-1

○疫学関連家さん候補農場等

調査理由	市 町	農場名	最終判定	異常家さんの 有無	備 考
家さん					
廃鶏					
家さん卵					
堆肥(糞)					
人、車両等					
その他					

様式6-2

疫学関連家きん候補農場等 調査票

調査年月日 年 月 日 時

聴取相手氏名

家畜防疫員名

1 調査を実施する理由

家きん関係：①家きん導入→【 月 日】②家きん出荷→【 月 日】

立入関係：①発生農場生産者（従業員） ②家きん卵（種卵）出荷関係者
 ③飼料関係者 ④動物用医薬品等資材関係者（敷料・ガス）
 ⑤家きん糞・堆肥搬出 ⑥死亡家きん回収
 ⑦その他（ ） →【 月 日】

食鳥処理場等における交差汚染関係

2 発生農場との疫学関連有無の確認

(1) 家きん関係について

患者・疑似患者（症状有）確認農場の病性等判定日前7日間内の直接の飼養管理者が、その後この農場を直接飼養管理（→疑似患者）

患者・疑似患者と病性等判定前7日間内に接触あり（→疑似患者A）

患者・疑似患者と病性等判定前7日以前に接触あり、患者となるおそれがあると家畜防疫員が判断（理由： ）（→疑似患者B）

患者・疑似患者（症状有）と病性等判定日8～21日間内に接触あり（疫学関連あり）

疑似患者A又はBが飼養されていた（疫学関連あり）

以上の→接触日： 接触場所等

(2) 立入関係について

1の人、物、車両が発生農場立入（病性等判定日前21日以内）後7日以内に立入あり
 →立入日 立入範囲等

 判定：□衛生管理区域内立入有：人、物、車両の出入り時の消毒状況聴取
 状況： →動物衛生課と協議

判定：□衛生管理区域内立入無：疫学関連なし

(3) 食鳥処理場等における交差汚染関係

食鳥処理場等において交差汚染した可能性がある

→交差可能性日 場所

判定：□当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況聴取

状況： →動物衛生課と協議

判定：□防止対策（処理場等のマニュアルに則った対応）を実施：疫学関連無し

 ※最終判定 ⇒ 疫学関連なし 疫学関連あり【 】

動物衛生課と協議 保留【 】

3 農場に関する情報

- 農場名及び所在地 _____
- 所有者住所・氏名・連絡先 _____
- 鶏種 _____ 飼養羽数 _____ 日齢 _____ 鶏舎数 _____
- 鶏舎構造（ 開放・ウインドレス ケージ・平飼・高床 ）
- 従業員氏名及び勤務期間 _____

4 臨床症状

- 異常なし 異常あり【 _____ 】

過去1週間の死亡羽数

日							
死亡羽数							

※HPAI を疑う症状を示している場合は簡易検査を実施すること

5 検査 ※疫学関連ありの場合は、説明を行うこと。

- ①患畜等と接触又は人・物・車両の立入日から14日経過後に臨床検査及び簡易検査を実施する。
接触又は立入日： 月 日 ⇒ 検査予定日： 月 日
- ②検査日までは、当該家さんの移動を禁止する。
- ③検査日までは、毎日当該家さんの臨床症状の観察を行い、死亡羽数（異常の有無）を家畜保健衛生所に報告する。

農場見取り図

※鶏舎等の必要な構造を図示し、疫学関連調査の対象となった人、車両の動線を記入すること。

様式 7 (指針様式 5)

病 性 鑑 定 依 頼 書

東家第 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長 殿

香川県東部家畜保健衛生所
所長 (印)

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種 (品種、性別等を含む。)
- 2 鑑定材料 (種類及び数量を含む。)
- 3 鑑定目的
高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの診断
- 4 発生状況
別添のとおり (様式 2-1 (指針様式 4-1) を添付)
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

様式 9

○家きん等の飼養者名簿

< ~ 3 km 移動制限区域内 >

番号	畜種	農場名	農場住所	電話番号	鶏舎数	飼養羽数			備考 出荷 GP, 処理場
						採卵鶏	種鶏	肉用鶏	
1									
2									
計									

※計は、発生農場、関連農場（疑似患畜）の羽数を除く

< 3 ~ 10 km 搬出制限区域内 >

番号	畜種	農場名	農場住所	電話番号	鶏舎数	飼養羽数			備考 出荷 GP, 処理場
						採卵鶏	種鶏	肉用鶏	
1									
2									
計									

- ・愛玩鶏飼養者、学校等も記入すること

様式10

○養鶏関連施設

<～3km 移動制限区域内>

番号	種類	施設名	住所	電話番号	備考
1					
2					
3					
計					

<3～10km 搬出制限区域内>

番号	種類	施設名	住所	電話番号	備考
1					
2					
3					
計					

様式 13 (指針様式 8)

移動制限除外証明書

番 号
年 月 日

〇〇 様

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇 印

あなたが所有する（管理する）次の家きん等については、次の高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 32 条第 1 項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：平成〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された高病原性（低病原性）鳥インフルエンザ

記

1. 禁止又は制限の対象外となる家きん等： 初生ひな／ 飼料／ 敷料／ 排せつ物
その他（ ）
2. 家きん等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
3. 家きん等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

(留意事項)

対象家きん等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両（初生ひな以外は密閉容器等による代替可）を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

様式 14

愛がん鳥飼養者及び学校等聞き取り調査票

年 月 日 (時)

聴取対応者 _____

家畜防疫員 _____

飼養者氏名 :

TEL :

住所 :

FAX :

家きんの種類及び飼養羽数

臨床症状

元気消失・沈うつ 有 ・ 無

死亡率上昇 有 ・ 無

産卵率低下 有 ・ 無

異常卵（軟卵・無殻卵）発生 有 ・ 無

確認事項

- 1 異状発生時は、直ちに家畜保健衛生所あてに連絡
- 2 ヒト、車両（家きん・卵・糞・飼料・敷料）の制限、消毒の徹底
- 3 野鳥の侵入防止
- 4 後日、巡回調査実施予定 _____ 月 _____ 日 _____ 時頃

様式 15

立入調査票

市町名： _____

調査年月日： _____

調査者： _____

飼養者氏名							
住 所							
飼養羽数							
家さん等内訳							
健康状態	健康 ・ 否	健康 ・ 否	健康 ・ 否	健康 ・ 否	健康 ・ 否	健康 ・ 否	健康 ・ 否
備 考 (指導事項)							

感染症発生届（動物）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日（平成 年 月 日）

獣医師の氏名 _____ 印

（署名又は記名押印）

診療に従事する施設の名称 _____

上記施設の所在地・電話番号 _____ 電話（ _____ ）

（施設がない場合は獣医師の自宅の住所・電話番号を記載）

1	動物（死体）の所有者の氏名
2	動物（死体）の所有者の住所 電話（ _____ ）
3	動物（死体）の所在地
4	動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所

5 感染症の名称及び動物の種類 （該当する番号を囲むこと）	① エボラ出血熱のサル （サルの種類 _____ ）
	② マールブルグ病のサル （サルの種類 _____ ）
	③ ベストのプレーリードッグ （プレーリードッグの種類 _____ ）
	④ 重症急性呼吸器症候群の （病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン ※いずれかの動物を囲むこと
	⑤ 細菌性赤痢のサル （サルの種類 _____ ）
	⑥ ウエストナイル熱の鳥類 （鳥の種類 _____ ）
	⑦ エキノコックス症の犬 （犬の種類 _____ ）
	⑧ 結核のサル （サルの種類 _____ ）
	⑨ 鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）の 鳥類 （鳥の種類 _____ ）
	⑩ 中東呼吸器症候群のヒトコブラクダ （病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）
6 診断方法	① 病原体検査（検体 _____ ） （方法 _____ ） （型 _____ ）
	② 血清学的検査（検体 _____ ） （方法 _____ ） （型 _____ ）
	③ その他（ _____ ） （該当するものを全てを記載すること）
7	獣医師が感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要と認める事項

8	動物の症状及び転帰
9	初診年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
10	診断（検案※）年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
11	死亡年月日（※） 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
12	推定される感染時期・感染原因 ・推定される感染時期 ① 平成 _____ 年 _____ 月 ② 注意義務をもっても特定できず ・感染原因 ① _____ ② 注意義務をもっても特定できず
13	同様の症状を有する他の動物（死体）の有無 ① あり（ _____ ） （群の感染の場合その規模： _____ ） ② なし
14	人と当該感染動物との接触の状況 ① あり（ _____ ） ② なし

この届出は、診断後直ちに行ってください。

1及び2欄については、所有者以外の者が管理する場合においてはその者の氏名及び住所、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合においては占有者の氏名及び住所を、所有者又は占有者が法人の場合においては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記入すること。5、6及び12～14欄は該当する番号等を○で囲み、9～11欄については年月日を記入すること。

※は、死亡した動物を検査した場合のみ記入すること。

感染症法に基づく獣医師の届出 法的根拠（抜すい）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年 法律第114号）

（獣医師の届出）

第十三条 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

3～4 （略）

5 第一項及び前二項の規定は獣医師が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると検案した場合について、前三項の規定は所有者が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると認めた場合について準用する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年 政令第420号）

（獣医師の届出）

第五条 法第十三条第一項の政令で定める感染症は、次の各号に掲げる感染症とし、同項に規定する政令で定める動物は、それぞれ当該各号に定める動物とする。

一～八 （略）

九 鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9） 鳥類に属する動物

十 新型インフルエンザ等感染症 鳥類に属する動物

獣医師の届出基準

（平成17年6月20日付け健感発第0620002号厚生労働省健康局結核感染通知 別紙）

（最終改訂平成26年7月16日）

第1～第8 （略）

第9 鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）

1 定義

A/H5N1型又はA/H7N9インフルエンザウイルスによる感染症である。

2 対象となる動物

鳥類に属する動物

3 動物における臨床的特徴

鳥インフルエンザ（H5N1）は一般に、感染した鶏、七面鳥、うずら等では全身症状を呈して大量に死亡する。その他の鳥類では種類により無症状又は軽い呼吸器症状から

全身症状まで、様々な症状が認められる。

鳥インフルエンザ（H7N9）は、これまでのところ、感染した鳥類に対して低病原性であり、ほとんど、あるいは全く臨床症状を引き起こすことは無い。

4 届出基準

- (1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥類に属する動物又はその死体について鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9）の病原体診断をした場合には、法第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
PCR法による病原体の遺伝子の検出	総排泄腔拭い液、口腔拭い液、血液又は臓器
ウイルス分離による病原体の検出	

- (2) 獣医師は、臨床的特徴、血清学的状況若しくは疫学的状況から鳥類に属する動物又はその死体が鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9）にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行わなければならない。

届出先

名 称	所 在 地	所管区域
高松市保健所 (保健対策課 感染症対策室)	電話：087-839-2870 FAX：087-839-2879 高松市桜町一丁目10番27号	高松市
香川県東讃保健所 (東讃保健福祉事務所 保健対策課)	電話：0879-29-8261 FAX：0879-42-5882 さぬき市津田町津田930番地2 大川合同庁舎内	さぬき市・ 東かがわ市・ 木田郡・香川郡
香川県小豆保健所 (小豆総合事務所 保健福祉課)	電話：0879-62-1373 FAX：0879-62-1384 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	小豆郡
香川県中讃保健所 (中讃保健福祉事務所 保健対策第一課)	電話：0877-24-9962 FAX：0877-24-8341 丸亀市土器町東八丁目526	丸亀市・坂出市・ 善通寺市・ 綾歌郡・仲多度郡
香川県西讃保健所 (西讃保健福祉事務所 保健対策課)	電話：0875-25-2052 FAX：0875-25-6320 観音寺市坂本町七丁目3番18号 三豊合同庁舎内	観音寺市・三豊市

農場従事者の方へ

鳥インフルエンザについて
簡易検査陽性決定から遺伝子検査結果判明までのお願い

今般、あなたの従事している農場において、鳥インフルエンザ（疑い）が発生し、現在、鳥の遺伝子検査を実施しています。

この病気にかかった鳥と接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鳥のフンや内臓に触れた手を介して、人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれに感染することが知られています。日本ではこのような密接な接触は考えられないことから、人が鳥インフルエンザに感染する可能性は極めて低いと考えられますが、結果判明まで、下記事項について、留意していただきますようお願いいたします。

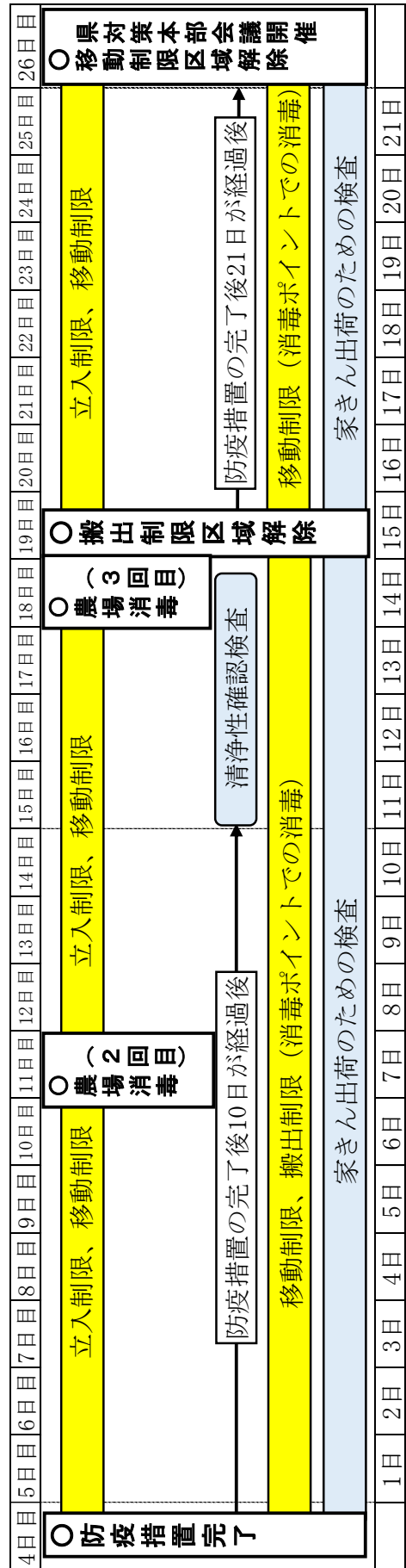
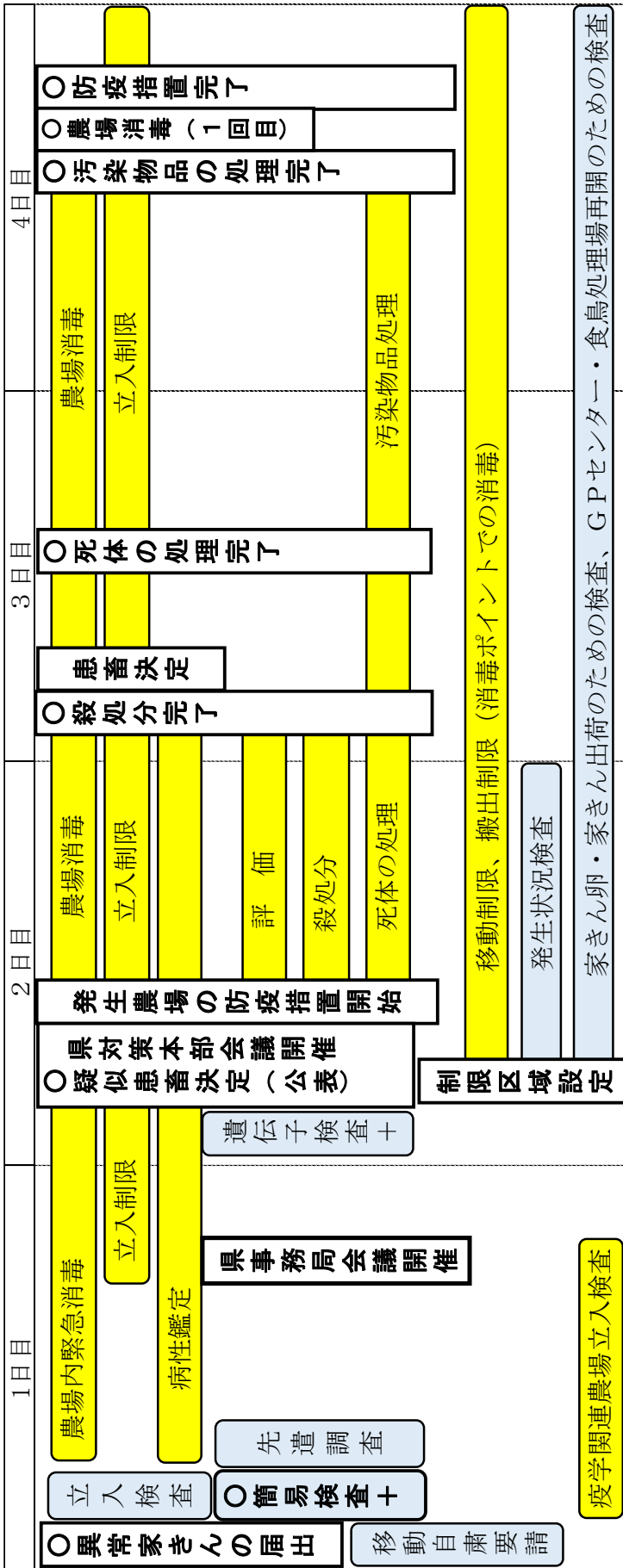
●留意事項

- 1 人混みを避け、なるべく自宅等で待機しましょう。
- 2 やむを得ず外出する場合は、マスクを着用しましょう。
- 3 現在、検査中の鳥の遺伝子検査の結果が陽性と判明した場合、保健所が健康調査を実施しますので、そのことについて連絡がとれる緊急連絡先を農場責任者にお伝えください。
- 4 発熱などのインフルエンザ様の症状が現れた場合は、医療機関を受診する前に、速やかに、農場のある市町を担当する保健所に御連絡をお願いします。

<各保健所連絡先>

保 健 所 名	所管区域	電 話
小豆総合事務所(小豆保健所)	小豆郡	0879-62-1373
東讃保健福祉事務所(東讃保健所)	さぬき市、東かがわ市、木田郡、香川郡	0879-29-8261
中讃保健福祉事務所(中讃保健所)	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡	0877-24-9962
西讃保健福祉事務所(西讃保健所)	観音寺市、三豊市	0875-25-2052
高松市保健所 保健対策課 感染症対策室	高松市	087-839-2870

鶏インフルエンザ防疫対応の時間経過



香川県鳥インフルエンザ対策本部設置要綱

（設置）

第1条 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ」という。）に対する総合的な対策を講じるため、香川県鳥インフルエンザ対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

（業務）

第2条 本部は、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 鳥インフルエンザ防疫対策に関すること。
- (2) 各種情報の収集及び提供に関すること。
- (3) その他必要な事項

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

（会議）

第4条 本部の会議は、香川県内における鳥インフルエンザの発生時その他必要に応じて、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要と認める場合には、関係者を本部の会議に参加させて意見を求め、又は状況等を聴取することができるものとする。

（幹事会）

第5条 本部の業務の円滑な実施を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は農政水産部長を、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要と認める場合には、関係者を幹事会の会議に参加させることができる。

（庶務）

第6条 本部及び幹事会の庶務は、農政水産部畜産課で行う。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(別表1)

本部員

役 職 名	備 考
審議監	
政策部長	
総務部長	
危機管理総局長	
環境森林部長	
健康福祉部長	
商工労働部長	
交流推進部長	
農政水産部長	
土木部長	
教育委員会 教育長	
警察本部長	
知事公室長	

(別表 2)

幹事

役職名	備考
環境森林部次長	
健康福祉部次長	
農政水産部次長	
政策課長	
予算課長	
総務学事課長	
税務課長	
人事・行革課長	
職員課長	
広聴広報課長	
危機管理課長	
くらし安全安心課長	
環境政策課長	
環境管理課長	
みどり保全課長	
廃棄物対策課長	
健康福祉総務課長	
薬務感染症対策課長	
生活衛生課長	
子ども家庭課長	
産業政策課長	
経営支援課長	
交流推進課長	
農政課長	
農業経営課長	
畜産課長	
土地改良課長	
土木監理課長	
教育委員会総務課長	
教育委員会 高校教育課長	
教育委員会 保健体育課長	
警察本部 警備課長	

香川県鳥インフルエンザ対策連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ」という。）に対する総合的な対策を講じるため、香川県鳥インフルエンザ対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（業務）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 鳥インフルエンザに関する各種情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 鳥インフルエンザ対策に関すること。
- (3) その他必要な事項

（組織）

第3条 連絡会議は、別表に掲げる各課の担当者をもって組織する。

- 2 連絡会議に会長を置き、会長は畜産課長をもって充てる。

（会議）

第4条 連絡会議は、国内における鳥インフルエンザの発生に対処するため、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認める場合には、市町、生産者団体、消費者団体等の関係者を連絡会議に出席させることができる。

（庶務）

第5条 連絡会議の庶務は、農政水産部畜産課で行う。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成16年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(別表)

連絡会議の構成課(29)

課 名	備 考
政策課	
予算課	
総務学事課	
税務課	
人事・行革課	
職員課	
広聴広報課	
危機管理課	
くらし安全安心課	
環境政策課	
環境管理課	
みどり保全課	
廃棄物対策課	
健康福祉総務課	
業務感染症対策課	
生活衛生課	
子ども家庭課	
産業政策課	
経営支援課	
交流推進課	
農政課	
農業経営課	
畜産課	
土地改良課	
土木監理課	
教育委員会総務課	
教育委員会 高校教育課	
教育委員会 保健体育課	
警察本部 警備課	